

第 2 次いの町教育振興基本計画
～ほめ言葉のシャワーのまちを目指して～

平成 29 年 2 月

いの町教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
【1. 計画策定の趣旨】	1
【2. 計画の位置づけ】	3
【3. 計画の期間】	4
【4. 策定体制】	4
第2章 教育を取り巻く状況と課題	5
【1. 社会の動向】	5
【2. 国の教育改革の動き】	6
【3. 統計にみる いの町の子ども・子育てを取り巻く状況】	9
【4. いの町の教育の現状と課題】	14
【5. いの町の生涯教育の現状と課題】	43
【6. 少年安全対策の現状と課題】	53
第3章 計画の基本理念と体系	54
【1. 計画の基本理念】～目指すべき人間像～	54
【2. 基本目標】	55
【3. 計画の基本的な方向性】	55
【4. 施策体系】	56
【5. 基本目標】	57
第4章 基本目標達成のための施策と展開	60
施策1 すべての子どもが輝く教育の推進.....	60
施策2 チーム学校の構築.....	69
施策3 子どもたちのよりよい育ちへの支援の充実	75
施策4 保育・教育環境の充実.....	78
施策5 厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実.....	83

施策 6 地域との連携・協働体制の構築	85
施策 7 生涯にわたり子どもも大人もともに学び続ける環境の充実	86
第 5 章 施策体系による具体的事業	92
【施策 1. すべての子どもが輝く教育の推進】	92
【施策 2. チーム学校の構築】	98
【施策 3. 子どもたちのよりよい育ちへの支援】	101
【施策 4. 保育・教育環境の充実】	103
【施策 5. 厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実】	105
【施策 6. 地域との連携・協働体制の構築】	106
【施策 7. 生涯にわたり子どもも大人もともに学び続ける環境の充実】	106
第 6 章 推進体制	110
【1. 計画の推進体制】	110
【2. 計画の進捗状況の管理・評価】	110
第 7 章 資料	111
【参考資料 1】	111
【参考資料 2】	112
【参考資料 3】	113
【参考資料 4】	114
【参考資料 5.】	115

第1章 計画策定にあたって

【1. 計画策定の趣旨】

いの町には、縄文時代から現代に至るまで、途切れることなく脈々と紡いできた歴史や文化が存在します。人は自然との関わりで育ち、その地に住まいする人々もまた、新しい歴史を刻む立役者に他なりません。子どももまたその歴史の上に育っていきます。自分の「根」となっている「地」を知り、「根」を知らなければなりません。町が今なぜ現在の姿で存在するののかを知ることは、自分自身の「根」を知ることになります。

人は、誕生から乳幼児期、学童期、思春期、青年期という成長過程の中で、様々な人や体験との出会いを通し、多くの知識、知恵、技能、考え方、生き方等様々な学びを得ながら社会を担う自立した人へと成長していきます。しかしながら、今日、子どもたちは、自然と接する時間、行事、地域交流が少なくなって、自ら伸びる力をもちながら、それが十分に育成されない状況が現れています。便利で豊かな社会、人々の価値観や生き方が多様化する社会にあって、規範意識や学ぶ意欲の低下、忍耐力の欠如等の課題が指摘されています。また、将来の夢や希望を描けない子どもが増加し、社会への参画意識も希薄になり、さらに、長い不況下の中で拡大したニートやフリーター、生きづらさを抱えた、ひきこもり傾向にある若者の増加等社会的な問題になっています。大人も子どもも自信がない傾向があります。*平成25年度「我が国と諸外国の若者意識に関する調査」によると、日本の青年の「自分への満足感」は、他国と比べ際立って低い値であり、日本の青年が、自分に対する満足感が非常に低いことが示されました。《図1》しかし、自己有用感については、他国と比べて特段低い値ではありません。《図2》この調査で明らかになった日本の青年の自尊感情の特徴は、長所や主張性といった個人の特性と関連しながらも、他者にとって自分は役立つ存在であるかという有用性と分かち難く結びついているといえます。

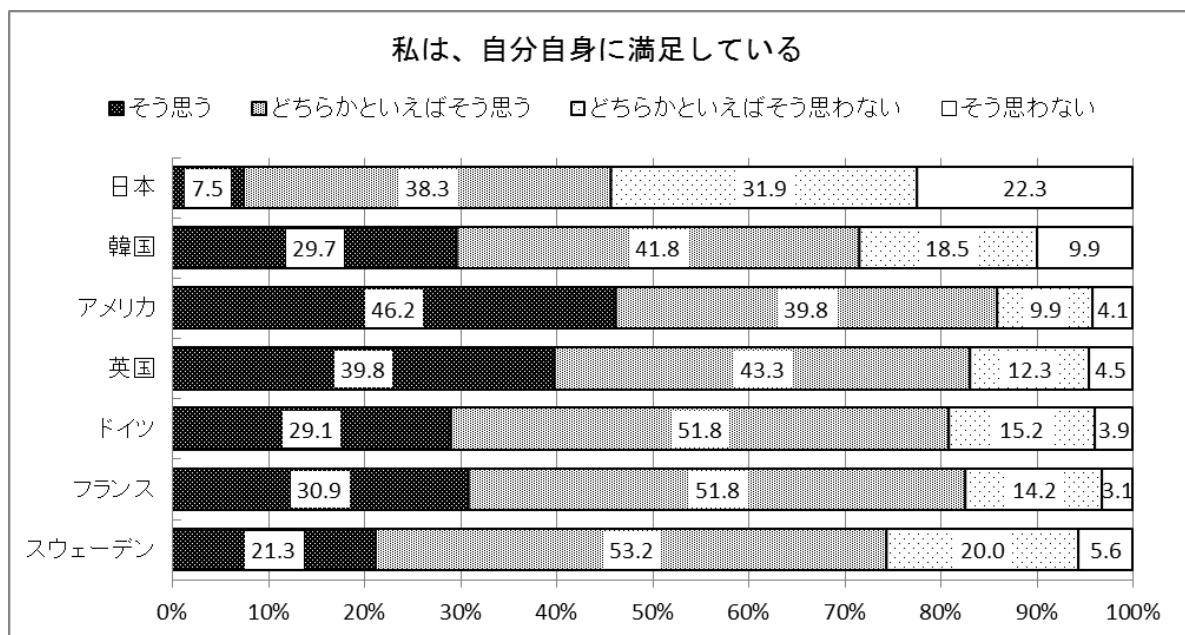
一方、子どもたちの保育・教育の担い手である家庭、地域社会の課題も浮き彫りとなっています。核家族化や地域コミュニティの希薄化の進行の中で、子育てに不安や悩みを抱える保護者の増加、家庭・地域の教育力の低下等の課題が深刻になっています。また、いじめや不登校、虐待、非行といった健全育成に関わる問題、社会や経済の変化により学校が抱える課題が複雑化、多様化し、教員だけで対応することが困難となっている学校の状況、指導力や授業改善等での保育者・教員としての資質に関わる問題等、保護者、地域住民等から新たな教育課題への対応が求められその期待に応えることが必要となっています。これらの問題を解決するためには、子どもの教育の担い手である保育所、幼稚園、学校、家庭、地域住民その他関係者が、それぞれの立場や役割に応じて保育・教育をめぐるさまざまな課題に前向きに取り組み、人を育成する観点から、これからの保育・教育のあり方を明らかにしていかなければなりません。こうした状況を踏まえ、いの町では、新しいまちづくりの指針である「第2次いの町振興計画」に基づき、「人や文化を育み、心豊かなま

ちづくり」の実現に向けて教育環境の整備に取り組んでいます。

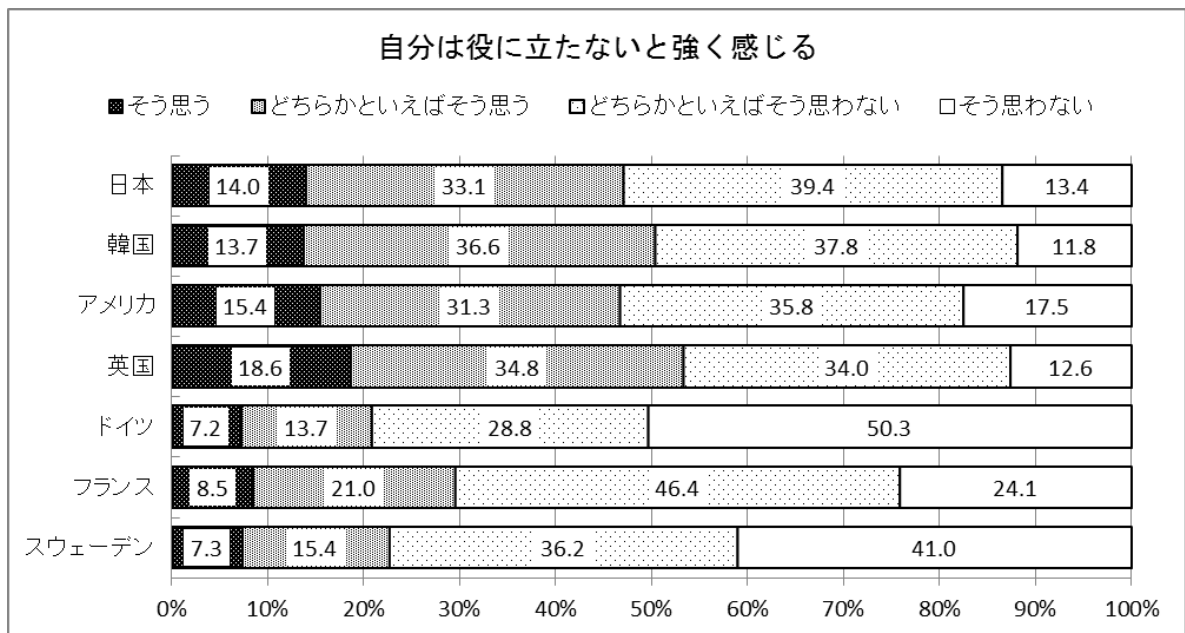
「第2次の町教育振興基本計画」（以下、「本計画」とします。）は、「いの町第2次振興計画」・「第1次の町教育振興基本計画」・「いの町子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りながら、町の保育・教育が目指す基本的かつ総合的な施策の方向性を明らかにするため、本計画を策定するものです。

*対象国及び対象者：日本、韓国、アメリカ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデンの満13歳から29歳までの男女1,000人対象に実施

《図1》



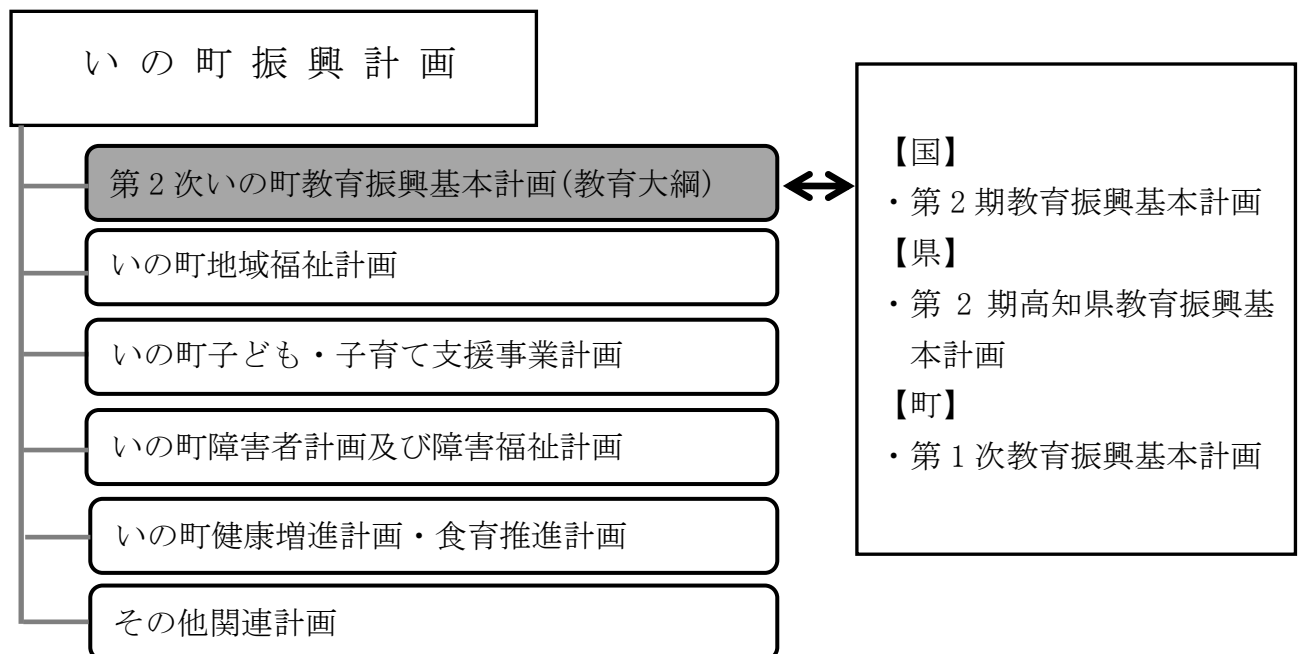
《図2》



【2. 計画の位置づけ】

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、いの町における教育の振興のための施策に関する基本計画です。なお、本計画は、国の「第2期教育振興基本計画」・県の「第2期高知県教育振興基本計画」を参酌し、また、「いの町子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りながら本町が目指す教育の姿(基本理念・基本目標)を明確に示し、それらを確実に実現するために必要な教育施策や取り組みを体系別に整理した基本的な計画であり、いの町として策定する教育に関する、教育大綱として位置づけています。

また、本計画は、上位計画である「第2次いの町振興計画」や、その他関連計画を考慮して策定しています。

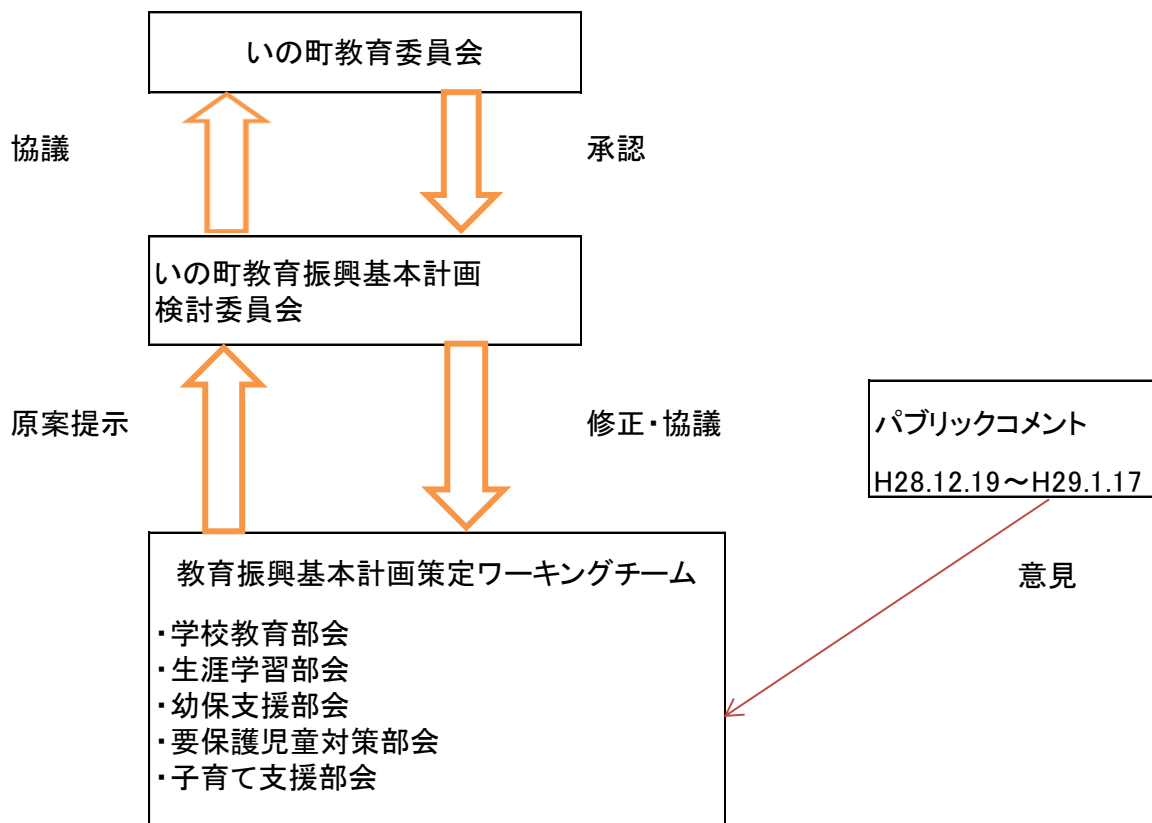


【3. 計画の期間】

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 ヶ年とします。計画最終年度である平成 33 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
計画 策定	いの町教育振興基本計画(本計画)							
						次期計画 (平成 34 年度～)		
					評価・ 次期計画策定			

【4. 策定体制】



第2章 教育を取り巻く状況と課題

【1. 社会の動向】

少子高齢化、グローバル化の進行

我が国は、現在急激な少子化・高齢化の中にあり、2030年には、65歳以上の割合は総人口の3分の1に達し、生産年齢人口は総人口の約58%にまで減少すると見込まれています。日本全体として、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むこと、またそのために国民一人一人がより主体的に社会を創りだしていくことが求められています。

また、グローバル化や情報化が進展する社会の中で、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝わっているために先を見通すことが一層困難になっています。

地域社会の教育力の低下

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、「地域の学校」「地域で育てる子ども」という考え方が次第に失われてきたことが指摘されています。教育は、言うまでもなく、単に学校だけで行われるものではありません。家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することなしに、子どもたちの健やかな成長はあり得ません。家庭を巡る状況の変化や、地域社会の教育力の低下に伴い、子どもの教育に関する当事者意識も失われていくことで、学校だけに様々な課題や責任が課される事態になっていないでしょうか。家庭や地域社会での教育の充実を図るとともに、社会の幅広い教育機能を活性化していくことは、喫緊の課題となっていると言わなければなりません。また、特に地域を巡る状況は、上述の現代的事情を背景に、世論調査結果によれば、国や社会のことに目を向けるよりも、個人生活の充実等個人の利益を大切にする傾向にあり、そのため、互助、共助の意識も希薄なことから、貴重な学びや成長の機会・場が失われ、地域社会の停滞につながる一因となっています。これまで活躍してきた社会教育団体も、活動の参加者が十分集まらず、その役割を充分果たせていないケースが見られます。これからの時代においては、地域社会での教育の充実に向けて、様々な機関や団体等が連携しネットワーク化を図っていくことが求められています。

地域コミュニティを創出する動きの広がり

その一方で、各種の取り組みを通じて、地域住民や保護者等の側に、自ら子どもたちに積極的に関わり支援することによって、自分たちの手で学校をより良くし、子どもたちを育てていこうとする意識や志が生まれつつあります。また、いくつかの地域では子どもも

大人も自らが主体となって地域を活性化する取り組みに挑戦し、学校を核に、地域全体を「学びの場」と捉え、街全体の元気を取り戻しつつあります。こうした意識の高まりを的確に受け止め、あるいは、一層醸成していくことを通じ、かつての地縁を再生するという視点にとどまらず、新たに地域コミュニティを創り出すという視点に立って、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて子どもたちの学びや育ちを支援する地域基盤を再構築していくこと、さらにはこうした取り組みを広げ、常に社会全体で互いの幸せについて考え、そのために何ができるかを問い、学び続ける社会の形成を進めていくことが課題となっています。

家庭教育の持つ重要性等

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断等の基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーを身に付ける上で重要な役割を担っています。家庭では、子どもが社会を生き抜く力を持つことができるよう、様々な教育資源の情報収集や活用を図る等、それぞれできることを努力している現状があります。

他方、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。特に、核家族やひとり親家庭の増加等の家庭形態の変容や、地域社会のつながりの希薄化等を背景に、子育ての不安を抱える保護者の増加等が見られます。生きる力の資質や能力を身につけていく基礎をつくるため、適切な家庭教育を受けることはすべての子どもにとって重要であり、親の学びや育ちを応援するとともに、家庭と地域をつなげることで、家庭教育の更なる充実を図ることが求められています。

このほか、昨今、子どもたちが被害者や加害者となる様々な事件が発生しており地域で家庭や子どもたちを見守り支えることの必要性が指摘されています。こうした観点からも学校と地域の連携・協働を一層進めることの重要性が増していると言えます。

(出典：*1 中央教育審議会答申平成 27 年 12 月 21 日)

*1 文部科学大臣の諮問機関で、文部科学省に置かれている多数の審議会のうち最高の位置を占め、最も基本的な重要事項を取り扱う。

【2. 国の教育改革の動き】

国においては、日本の教育が直面するさまざまな課題に対処するとともに、これからの社会の変化を見据えた新たな教育を構築するために、平成 25 年 1 月に設置した教育再生実行会議からの 8 次にわたる提言等を踏まえ、教育改革の取り組みを推進しています。

(主な教育改革の取組)

- ・ 道徳の教科化

平成 27 年 3 月に道徳に係る学習指導要領が一部改訂され、小学校では平成 30 年度、中学校では平成 31 年度から、「考え、議論する」道徳科への質的転換を目指した「特別の教科道徳」（道徳科）が実施されることとなっています。

- ・ いじめ防止対策の推進

平成 25 年 6 月に「いじめの防止対策推進法」が施行され、平成 25 年 10 月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。

法施行後もいじめが関係しているとみられる子どもの自殺が起きており、引き続き各学校現場の意識改革、取り組みの徹底が課題とされています。

国は、いじめを積極的に認知するよう通知等で指導助言しており、いじめの認知件数は増加しています。（平成 26 年度 188,057 件、前年度より 2,254 件増加）。今後も積極的な認知を更に進め、法に基づく学校の基本方針や組織が実効的に機能するよう、取り組み状況の把握、検証を進めることとしています。

- ・ 教育委員会制度改革

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、首長との連携強化を図るとともに、地方教育行政における責任の明確化等の見直しを図る観点から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成 27 年 4 月に施行されました。

この改革により、教育長と教育委員長を一本化した新教育長の設置により、第一義的な責任者が教育長であることが明確化されました。また、すべての地方公共団体に、首長と教育委員をメンバーとする「教育総合会議」が設置され、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育行政について議論することが可能となりました。

- ・ 高大接続改革

平成 27 年 1 月に「高大接続改革実行プラン」が策定され、大学入試希望者の能力・意欲・適正等を多面的・総合的に評価するための大学入学者選抜の見直し等、知識の暗記・再生に偏りがちで、「真の学力」が十分に育成・評価されていない傾向にある現状の高校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革に向けた体系的かつ集中的な取り組みを進めていくこととしています。

- ・ 小中一貫教育の制度化

小学校と中学校の 9 年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を制度化する改正学校教育法が平成 28 年 4 月から施行されました。

義務教育学校は地域の実情に応じ、学年の区切りを「4・3・2」「5・4」等、柔軟に変更できることとなりました。従来の「6・3」制は、中学校に進学した際にいじめや不登校が増加する「中 1 ギャップ」や、子どもの発達の早期化で、現状の学年の区切

りでは対応できていない点等が課題に挙げられていました。

これらの課題解決や、学力の向上等のために、一部の自治体が既に小中一貫教育を実施しており、制度化により一貫教育の浸透を図ることとしています。

- ・次期学習指導要領の検討

我が国の子どもたちがこれからの社会を生き抜いていく上で必要となる資質・能力の明確化や、指導・評価の方法等、次期学習指導要領の改訂に向けた審議が行われています。

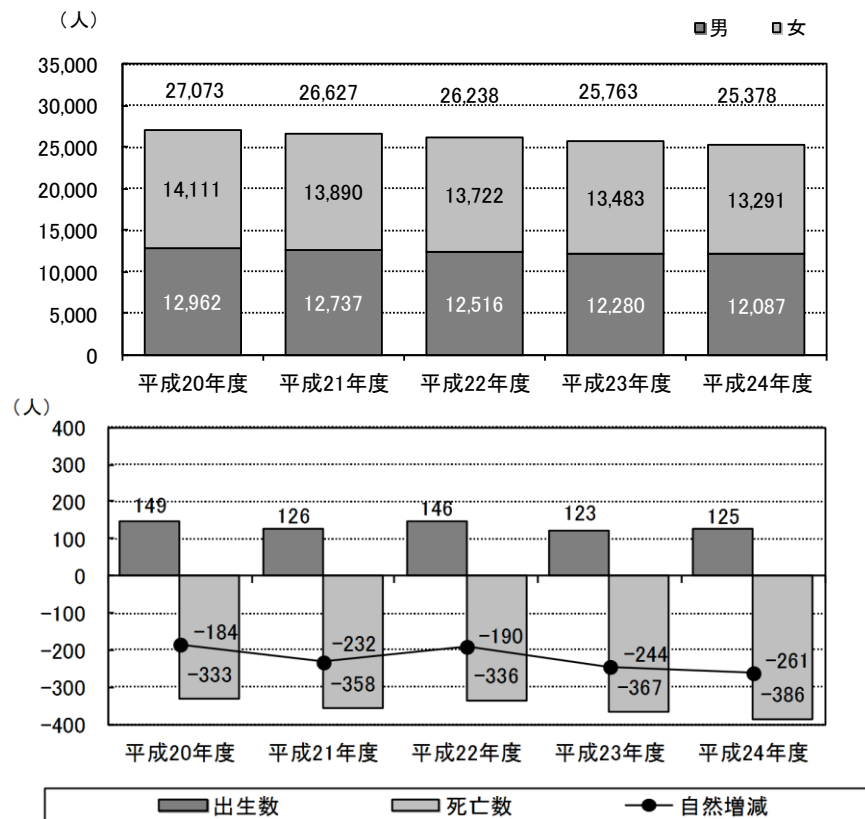
平成 27 年 8 月に出された教育課程企画特別部会の「論点整理」では「学校教育法が規定する三要素との関係を更に明確にし、育成すべき資質・能力の三つの柱に沿って各教科の指導改善等が図られるよう、評価の観点については、【知識・技能】【思考・判断・表現】【主体的に学習に取り組む態度】の 3 観点に沿った整理を検討していく必要がある」としています。

(出典：第 2 期高知県教育振興基本計画)

【3. 統計にみる いの町子ども・子育てを取り巻く状況】

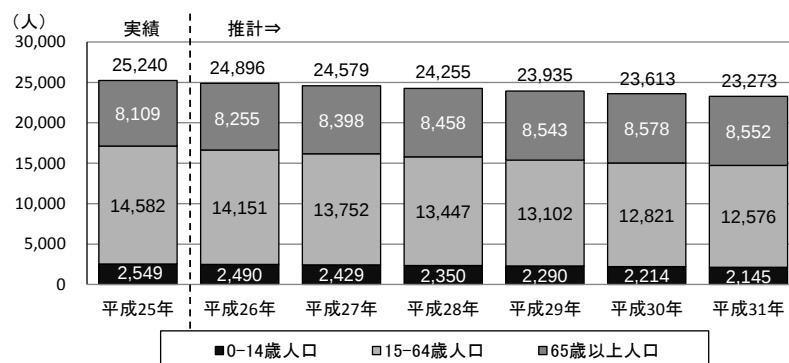
人口の推移

本町の人口は、年々減少しており、平成20年度で27,073人であった人口は、平成24年度までに1,695人減少し、25,378人となっています。これは、自然増減数において、毎年死亡数が出生数を上回っていることも大きく影響しており、今後も人口減少が予想されます。



（平成27いの町子ども子育て支援事業計画より）

今後の推計状況をみると、平成25年の25,240人から、平成31年には23,273人（1,967人減）になると予測されています。65歳以上の人口は443人増加することで総人口に対する割合が32.1%から36.7%に上昇すると予測されます。一方、15～64歳人口は2,006人減少し57.8%から54.0%に、0～14歳人口が404人減少し10.1%から9.2%になる等、少子高齢化のさらなる進行が予測されています。

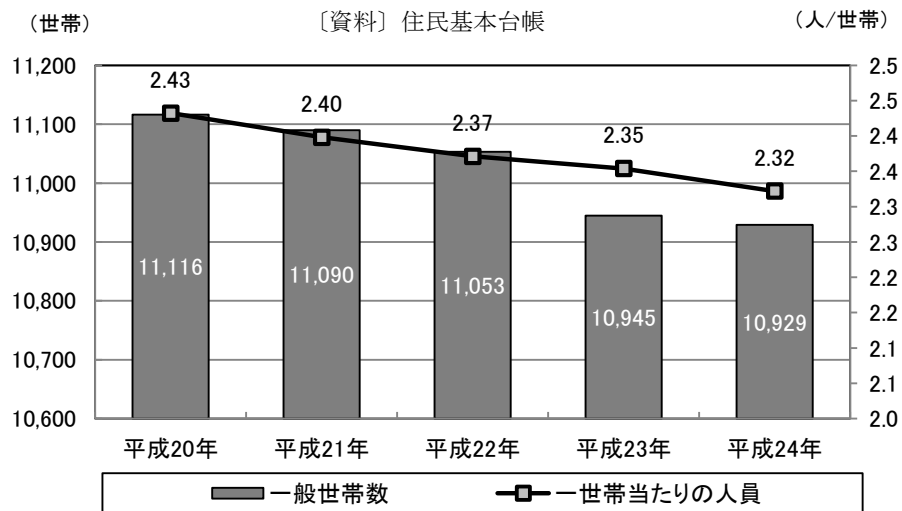


（平成27いの町子ども子育て支援事業計画より）

世帯の動向

「世帯数・平均世帯数人口の動向」

世帯数、一世帯あたりの人員の推移をみると、平成20年から平成24年にかけて、減少傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。



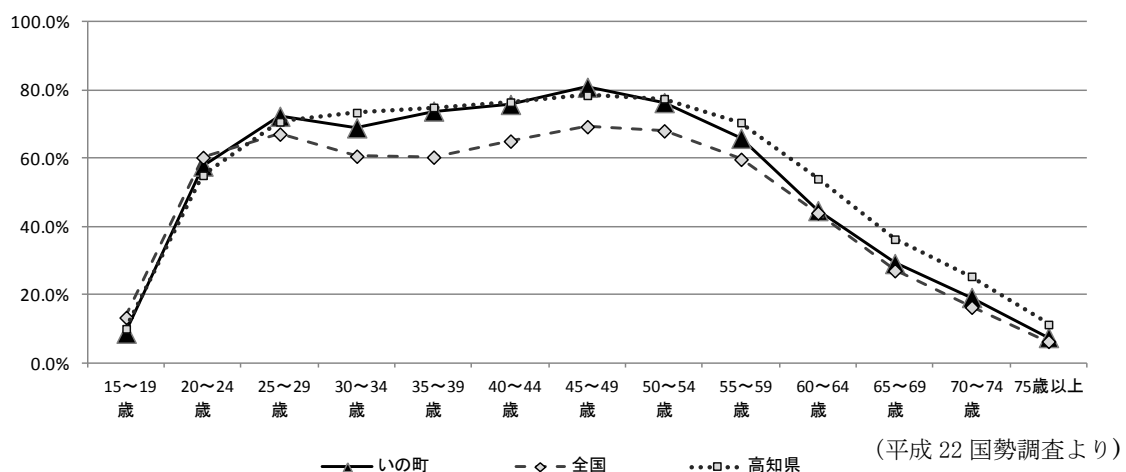
就労状況

「女性の年齢別就労率」

全国数値と比較すると、高知県並びにいの町の女性就労率は高く、働きながら子育てをしている母親が多くなっています。

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
いの町	8.6%	57.7%	72.4%	69.0%	73.9%	75.9%	80.9%
全国	13.3%	60.3%	67.1%	60.6%	60.4%	65.1%	69.3%
高知県	10.0%	55.0%	70.8%	73.5%	75.0%	76.5%	78.5%

	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
いの町	76.4%	65.9%	44.7%	29.1%	19.1%	7.4%
全国	68.1%	59.7%	44.0%	27.0%	16.3%	6.2%
高知県	77.5%	70.5%	54.0%	36.3%	25.4%	11.2%



出生数の推移

平成 23 年度から 26 年度の間では、あまり大きな変動は見られていませんが、平成 27 年度には前年から 13 人減少しています。特に伊野地区で大幅な減少となっています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
伊野	119 人	124 人	124 人	122 人	97 人
吾北	8 人	3 人	6 人	4 人	11 人
本川	0 人	3 人	1 人	0 人	5 人
計	127 人	130 人	131 人	126 人	113 人

乳幼児健診の受診率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
4 ヶ月児	87.2%	93.9%	95.1%	96.8%
7 ヶ月児	88.4%	90.2%	100%	96.1%
1 歳 6 ヶ月児	91.5%	87.9%	100%	98.2%
3 歳児	86.7%	89.8%	100%	98.4%

健診受診率は、全体的には上昇しています。健診受診率の上昇は、未受診者への繰り返しの連絡、訪問等、さらに強化を図ったことが要因だと考えられます。

幼児健診後のフォロー率

幼児健診フォロー率

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 歳 6 ヶ月児	52.0%	51.6%	50.9%
3 歳児	47.5%	42.9%	40.0%

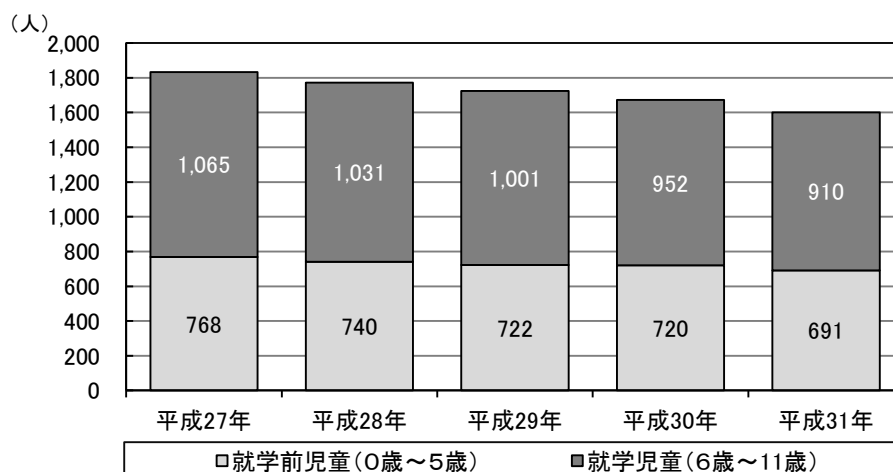
健診後のフォロー率は 1 歳 6 ヶ月児では約 5 割、3 歳児では約 4 割という状況です。フォロー内容では、発達面で気になる児が半分以上を占めています。

児童数の推計

年齢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	115 人	112 人	109 人	107 人	104 人
1 歳	116 人	115 人	112 人	109 人	107 人
2 歳	136 人	120 人	118 人	115 人	113 人
3 歳	112 人	136 人	120 人	118 人	115 人
4 歳	135 人	117 人	142 人	125 人	123 人
5 歳	154 人	140 人	121 人	146 人	129 人
6 歳	151 人	157 人	143 人	123 人	149 人

7 歳	184 人	152 人	158 人	144 人	125 人
8 歳	190 人	180 人	149 人	155 人	141 人
9 歳	171 人	190 人	180 人	150 人	156 人
10 歳	178 人	177 人	197 人	186 人	155 人
11 歳	191 人	175 人	174 人	194 人	184 人

(平成 27 年いの町子ども子育て支援事業計画より)



児童生徒数及び就学援助認定者数等の推移

児童生徒数は年々減少傾向にありますが、就学援助認定者数はむしろ増加傾向にあります。また、就学援助率をみると、およそ小学生の 5 人に 1 人、中学校では 4 人に 1 人が就学援助の認定を受けていることが分かります。

(単位：人、%)

	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
小学校	児童数	1,148	1,127	1,086	1,062	1,012
	うち就学援助認定者数	182	195	219	229	206
	就学援助率	15.85	17.30	20.17	21.56	20.36
	学級数	64	63	65	66	66
中学校	生徒数	534	483	492	488	480
	うち就学援助認定者数	94	96	117	115	124
	就学援助率	17.60	19.88	23.78	23.57	25.83
	学級数	33	29	30	28	29

(教育委員会事務局調べ)

生活保護の概況

人口は年々減少していますが、被保護世帯数は増加傾向から若干の減になっています。
被保護世帯数のうち母子家庭の世帯数はほぼ横ばいになっています。(保護率は人口千対)

(単位：人、世帯、%)

項 目	人 口 (住民基本台帳) A	被保護 世帯数	被保護 人 員 B	保護率 B/A	保護率		母子 世帯 数
					中央西 管内 (町村)	高知県	
平成 23 年度	26,238	227	311	11.9	14.2	27.1	1
平成 24 年度	24,421	227	315	12.9	15.3	28.3	6
平成 25 年度	24,016	233	317	13.2	15.9	28.4	7
平成 26 年度	23,511	237	322	13.7	16.2	28.2	7
平成 27 年度	22,945	231	309	13.5	16.4	*27.9	5

(中央西福祉保健所調べ *平成 27 年度の高知県保護率は速報値)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するための貸付制度です。貸付件数は年間 1～2 件であり、資金の種類は高校・大学等に修学するために必要な修学資金等があります。

(単位：件)

年度	申請件数	決定件数	貸付資金名
平成 23 年度	1	1	修学資金
平成 24 年度	2	2	修学資金、就学支度資金
平成 25 年度	2	2	修業資金、就職支度資金
平成 26 年度	2	2	修業資金、修学資金
平成 27 年度	1	1	修学資金

(ほけん福祉課調べ)

【4. いの町の教育の現状と課題】

1. 保育所

【現状】

町内には、平成 28 年現在、6 ヶ所の公立保育所、2 ヶ所の私立保育所、1 ヶ所のへき地保育所が開設されています。

子どもの育つ環境も大きく変化しており、生活リズムや食生活の乱れ、基本的な生活習慣が身についていない場合や自制心・規範意識が十分育っていない等の問題が指摘されています。登降園時には自家用車での通園等、歩く機会が減り、また家庭での運動遊びの経験が少ない子どもが増えているため、保育に体操やマラソン、体育用具を使った遊び等を取り入れ体力向上を図っています。

また、特別な教育的支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、個々の特性に応じた保育計画により日々の保育を実施しています。家庭においては、核家族化や地域関係の希薄化により、家庭や地域による子育て力の低下、そして、子育てに不安や負担を感じる保護者が増加しています。

【課題】

様々な環境で育ち、発達状況の違う子どもの健やかな心身の発達を促す上では、保育士の関わりが重要となり、そのためには、保育士の資質の維持・向上が不可欠となります。

特別な教育的支援を必要とする子どもの受け入れについては、加配保育士を配置し保育を実施していますが、今後とも、受け入れ態勢の充実を図るとともに、保育所と家庭との連携を密にし、子どもの成長につながる配慮が必要です。

近年、女性の社会進出により低年齢児(0 歳児、1 歳児、2 歳児)の入所希望が増える傾向にあります。また、就労形態の多様化により、早朝保育や延長保育、途中入所を希望する保護者が増えており、今後もこうした保育需要の増加が考えられます。途中入園者の受け入れについては、全国的に保育士が不足する中、町においても確保が厳しく、年度の後半には入園しづらい環境となっています。

【過去 5 年の園児合計数の推移】

保育園名	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
枝川保育園	84 人	88 人	117 人	132 人	138 人
八田保育園	18 人	19 人	19 人	13 人	17 人
川内保育園	32 人	28 人	12 人	21 人	22 人
天神保育園	90 人	93 人	80 人	85 人	78 人
神谷保育園	13 人	12 人	10 人	8 人	10 人
吾北保育園	22 人	22 人	25 人	24 人	28 人

伊野保育園	108 人	114 人	113 人	89 人	86 人
あいの保育園	109 人	117 人	98 人	86 人	96 人
本川へき地保育園	6 人	7 人	6 人	7 人	5 人
計	482 人	500 人	480 人	465 人	480 人

2. 幼稚園

【現状】

町内には、平成 28 年現在、3 園開設されています。各幼稚園は定員を下回り、園児数は年々減少しています。共働き世帯の増加により、保育所を選択する世帯が増えていることが要因となり、今後も減少傾向で推移すると考えられます。

核家族化の進行による家庭でのふれあいの希薄化により、人とのコミュニケーションを苦手とする子どもが見られるようになっていきます。

【課題】

幼稚園教育は、就学前教育という意味において重要な役割を担っています。就学前教育では遊びを通して集団生活の中で想像力や思考力の芽生え、友達との関わりを培うことが大切であり、そのためには教諭の教育力の質向上、家庭の協力が不可欠です。

保育所同様、生活リズムや食生活の乱れが問題視されており、生活リズムを整え、運動遊びを積極的に行い、保護者への啓発・奨励をしていくことが必要です。

【過去 5 年の園児合計数の推移】

幼稚園名	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
伊野幼稚園	68 人	56 人	54 人	47 人	43 人
枝川幼稚園	51 人	44 人	45 人	40 人	36 人
吾北幼稚園	11 人	12 人	10 人	2 人	1 人
計	130 人	112 人	109 人	89 人	80 人

・ 保育所・幼稚園の広域入所の状況

【現状】

広域入所とは、子どもの居住地以外の市町村の施設に入所を希望する場合、市町村間で受委託を行うことで希望する施設への入所が可能となる制度です。保護者の勤務地等を理由に広域入所を希望する保護者がおり、平成 28 年度は町外から町内施設への利用者が 11 人、町外施設への利用者が 16 人となっています。保育者不足が課題となる中、今後は町外からの新たな利用希望者を受け入れ難い現状です。

●町外からの入園

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

園 名	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
伊野保育園			1 人				1 人
あいの保育園	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人	10 人

●町外への入園

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

園 名	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
杉の子幼稚園						2 人	2 人
土佐幼稚園					1 人		1 人
清和幼稚園				1 人		1 人	2 人
もみのき幼稚園				1 人	1 人		2 人
若草幼稚園					1 人		1 人
斗賀野中央保育園			1 人				1 人
天理あかつき保育園			1 人	1 人			2 人
桜井幼稚園			1 人				1 人
加茂保育園	1 人						1 人
池川保育園						1 人	1 人
丑之助学園					1 人		1 人
潮幼稚園・うしお保育園				1 人			1 人
計	1 人	0 人	3 人	4 人	4 人	4 人	16 人

3. 学習状況

【現状】

平成 28 年度全国学力・学習状況等調査の結果から

- 町内小学校の平均正答率は、国語、算数の「知識に関する問題 A」「活用に関する問題 B」ともに全国平均、県平均以上です。中学校の平均正答率は、国語の「知識に関する問題 A」「活用に関する問題 B」は全国平均以上ですが、数学の「知識に関する問題 A」「活用に関する問題 B」は全国平均を下回っていますが、県平均は上回っています。
- 「平日の学習時間が 1 時間以上」と回答した児童生徒は、小学生では 65.1%(全国比+2.6、県比+2.2)、中学生では 68.1%(全国比+0.2、県比+2.7)となっています。《図 3》
- 「400 字詰め原稿用紙 2~3 枚の感想文や説明文を書くことは難しいと思うか」に肯定的な回答をした小学生は 65.1%で、全国比+4.7、県比+2.5 と大きく上回っています。中学生の肯定的な回答は 58.9%で、全国比+3.9、県比+6.0 と大きな差があります。《図 4》
- 国語、算数・数学の「授業がよく分かるか」に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国平均、県平均以下となっていますが、強い肯定でみると、小学校算数は 50.6%(全国比+3.9、県比+1.1)、中学校国語は 34.4%(全国比+8.2、県比+7.2)、中学校数学は 35.0%(全国比+3.3、県比+2.6)と全国平均、県平均を上回っています。《図 5・6》

*全国の小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象に実施する調査

【課題】

- 基礎的・基本的な学力(知識・技能)の定着を図り、仲間と協働すること、主体的に学ぶことができる*アクティブ・ラーナーを育成することが重要です。
- 知識・技能の基礎・基本の習得・定着を図り、その学んだことをどう活用するか、思考力・判断力・表現力を高める授業を実施するために、各教科での不断の授業改善が必要になります。
- 学校と家庭との連携を深め、家庭学習の充実を図ることが重要です。

*能動的学習者。主体的な学習者。(文部科学大臣補佐官 鈴木寛氏より)



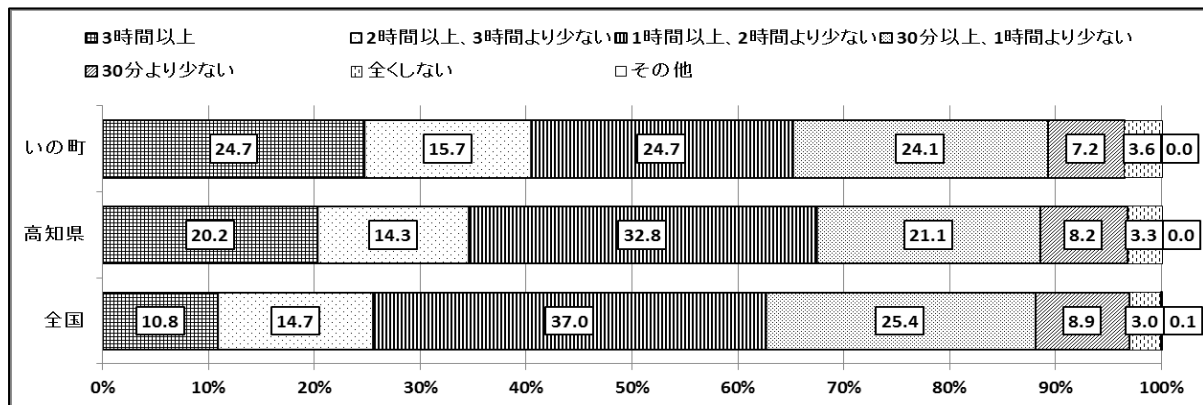
【友達とともに学ぶ姿】



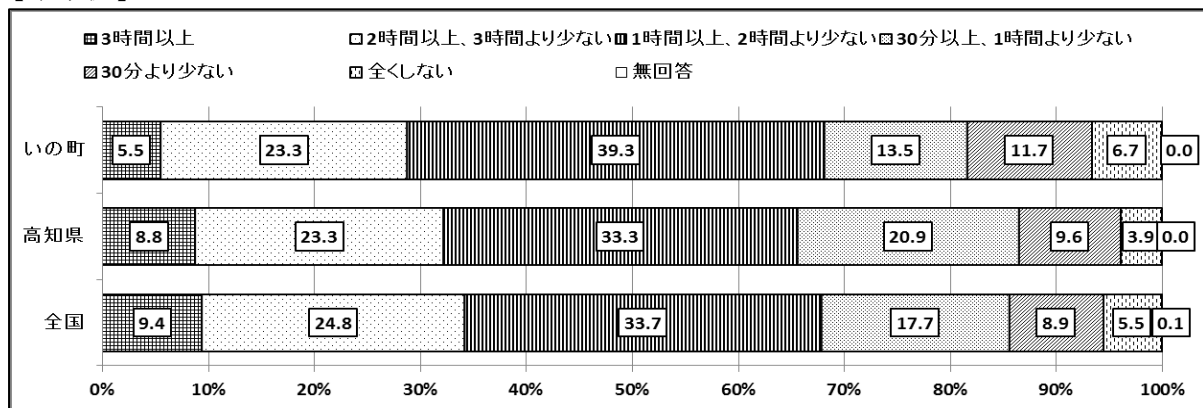
【凛とした姿が美しい】

《図 3》 平日、1 日あたりの学習時間

【小学校】

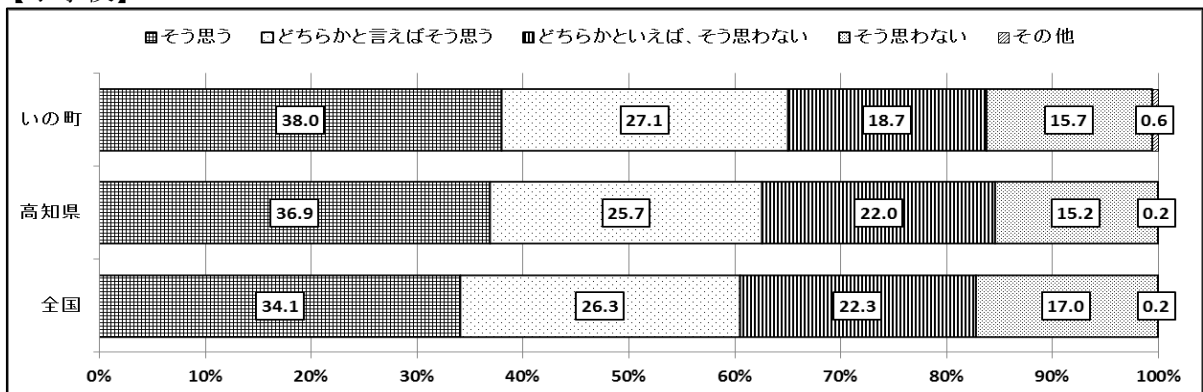


【中学校】

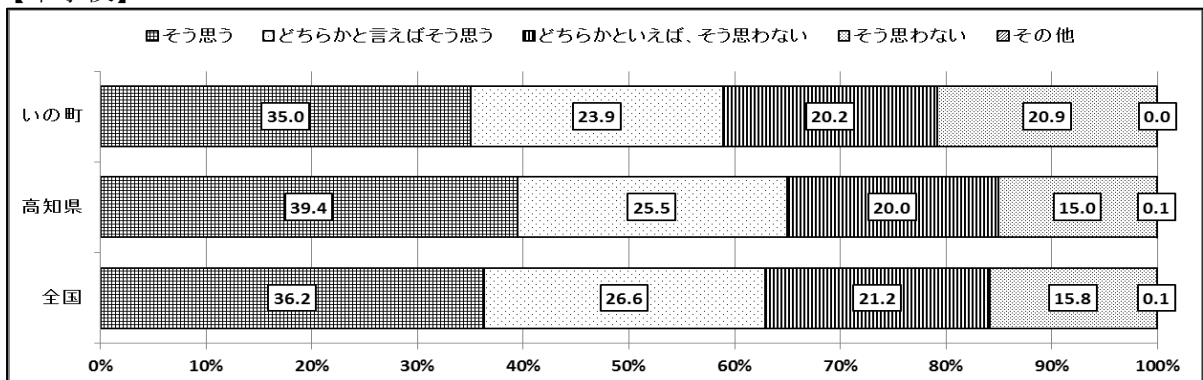


《図 4》 400 字詰め原稿用紙 2～3 枚の感想文や説明文を書くことは難しいと思うか

【小学校】

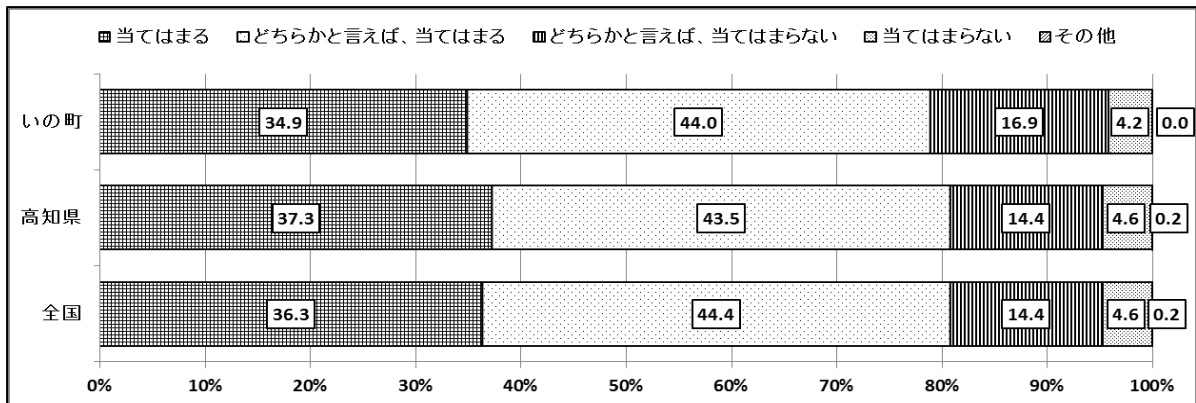


【中学校】

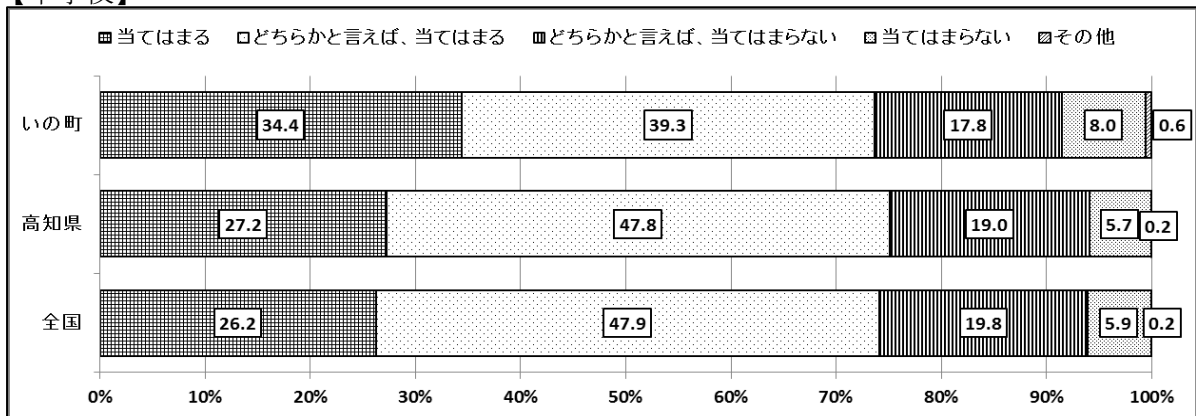


《図 5》国語の授業の内容はよく分かるか

【小学校】

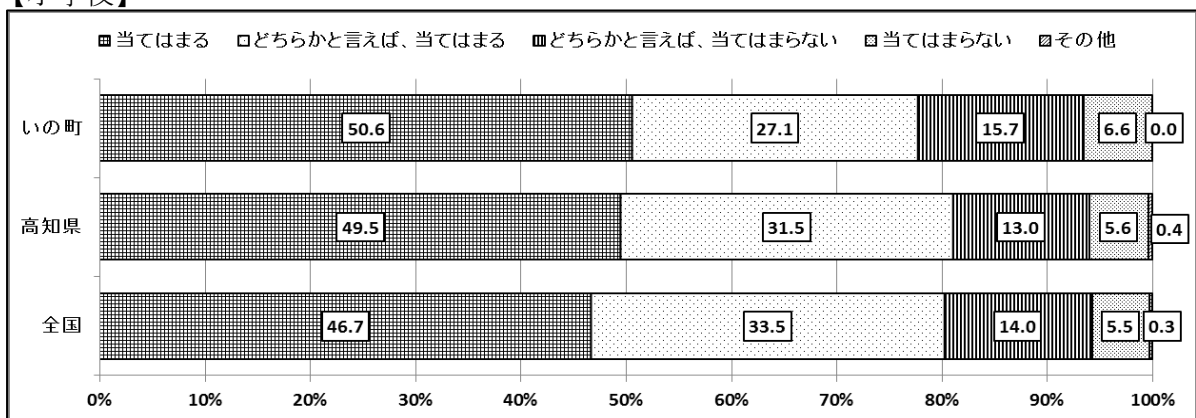


【中学校】

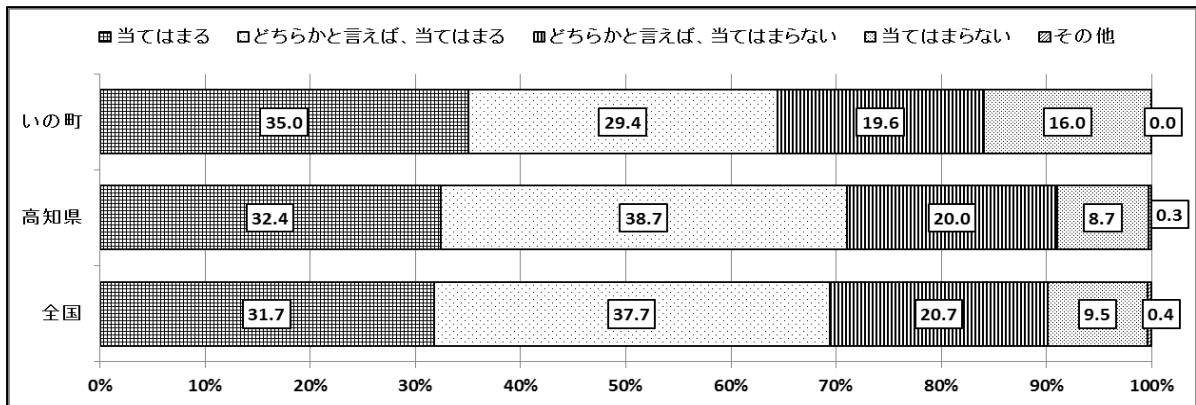


《図 6》算数・数学の授業の内容はよく分かるか

【小学校】



【中学校】



(平成 28 全国学力・学習状況等調査)



【学びあうことは寄り添うこと】



【興味・関心を引く課題の提示】

4. 心の教育

【現状】

平成 28 年度全国学力・学習状況調査の結果から

- 「自分には、良いところがあると思う」に肯定的な回答をした小学生は、73.4%(全国比－2.9、県比－3.4)と全国平均・県平均を下回っています。一方、肯定的な回答をした中学生は 70.6%(全国比＋1.3、県比－0.8)となっていますが、強い肯定は、25.2%(全国比－2.2、県比－3.5)と下回っています。《図 7》
- 「学校に行くのは楽しい」に肯定的な回答をした小学生は 83.1%(全国比－3.2、県比－3.4)と下回っており、強い肯定をみても同様に下回っています。中学生では 78.6%(全国比－2.8、県比－3.2)と下回っていますが、強い肯定は全国平均、県平均とほぼ同様です。《図 8》
- 「人が困っているときは、進んで助けていますか」に肯定的な回答した小学生は、85.6%(全国比＋1.0、県比＋1.0)と全国平均、県平均を上回っています。中学生は 85.9%(全国比＋2.1、県比＋1.1)と同じく全国平均、県平均より、更に強い肯定は、42.3%(全国比＋8.2、県比＋5.9)を大きく上回っています。《図 9》

平成 27 年度 *Q-U 調査の結果から

- 満足群に属している児童生徒は、小学生では 50.7%(1 回目)から 54.1%(2 回目)へと、中学生では 57.8%(1 回目)から 61.5%(2 回目)へとともに上昇が見られます。
- 要支援群に属している児童生徒は、小学生は 3.9%(1 回目)から 2.1%(2 回目)へと減少していますが、中学生は 4.0%(1 回目)から 5.2%(2 回目)へと増加しています。

平成 27 年度生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査から

- 不登校出現率について小学校は、6.9 と増加傾向ですが、中学校は、25.0 と昨年度に比べ大幅に増加していますが、経年で比較すると減少傾向が見られます。《表 1》
- いじめ認知率(1,000 人あたり)については小学校で 26.6 と増加傾向にあります。一方、中学校では、16.6 と減少傾向にあります。《表 2》

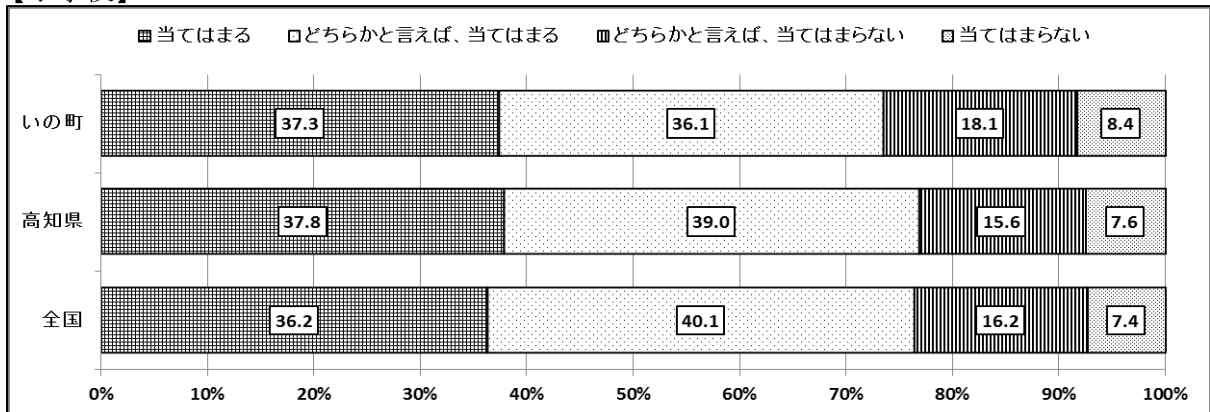
*学校生活を、学校生活意欲と学級満足度の 2 つの尺度と自由記述で測るアンケート

【課題】

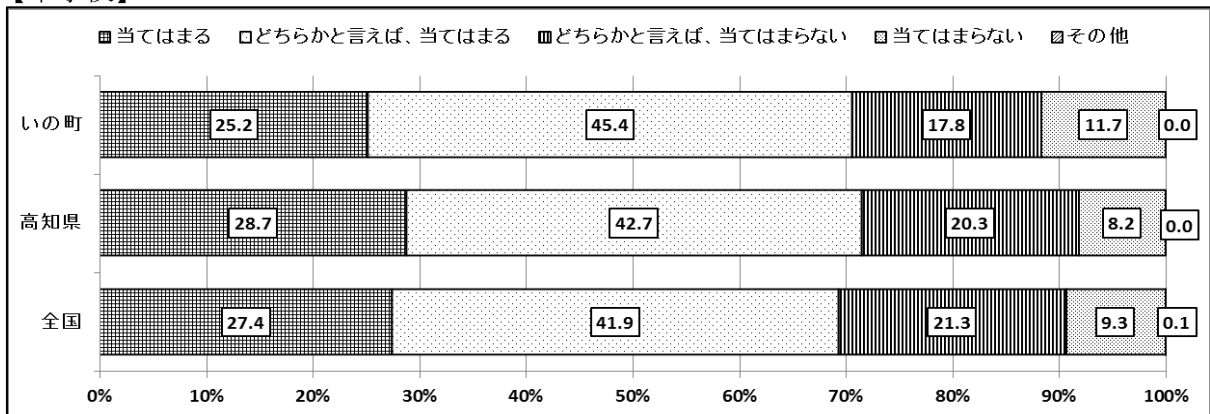
- 子どもたちの自尊感情(ありのままの自分を受け入れ、また、相手もありのまま受け入れることができる心情)を高めるために、学校・家庭・地域の連携を強化し、「ほめ言葉のシャワーのまち」を目指した取り組みの推進が必要です。
- 故郷を愛し、人権を尊重し、豊かな心を育てる教育活動の充実を図らなければなりません。
- 不登校やいじめ問題については、学校と家庭、各関係機関とのきめ細かい連携を図り、子どもに寄り添った支援を実施しなければなりません。

《図 7》自分には良いところがあると思う

【小学校】

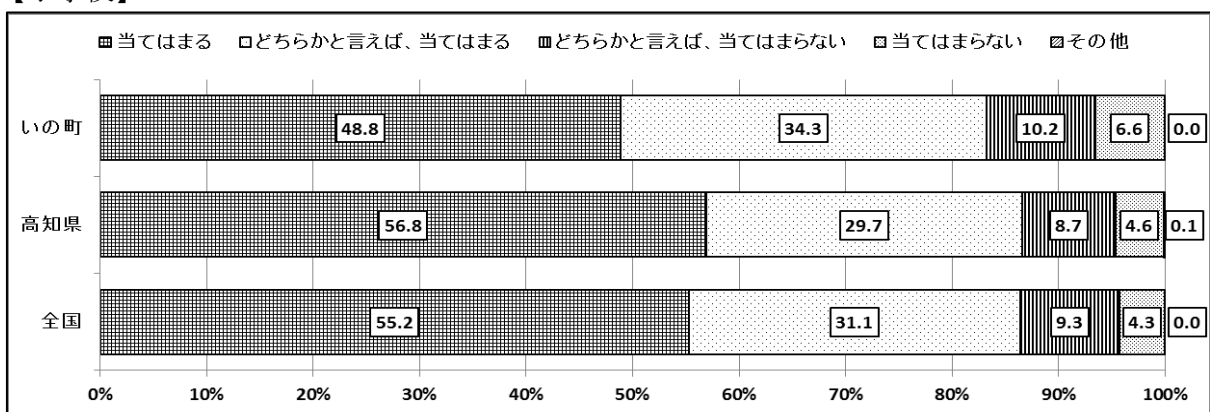


【中学校】

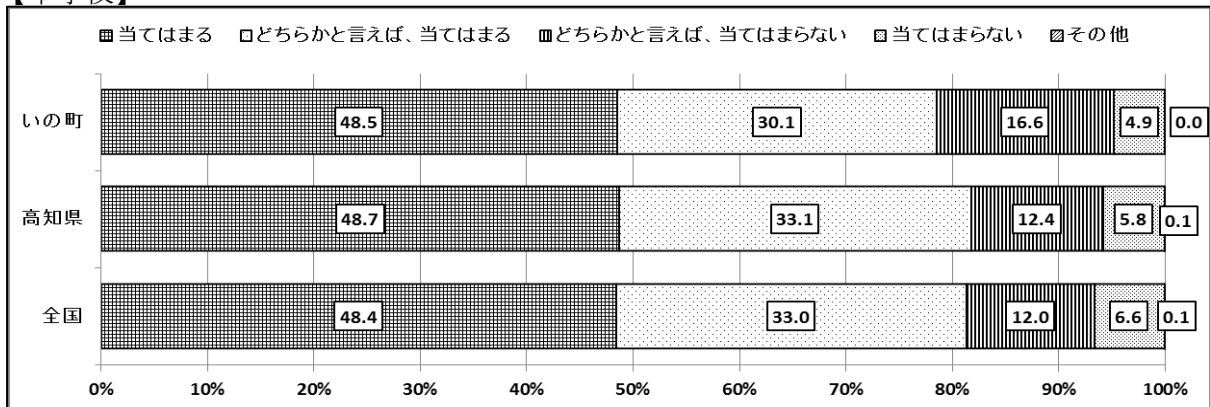


《図 8》学校に行くのは楽しい

【小学校】

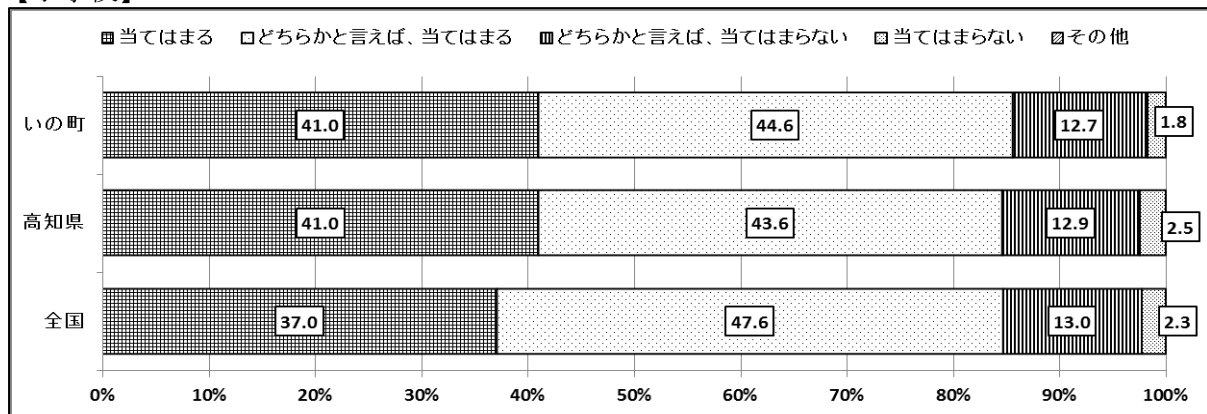


【中学校】

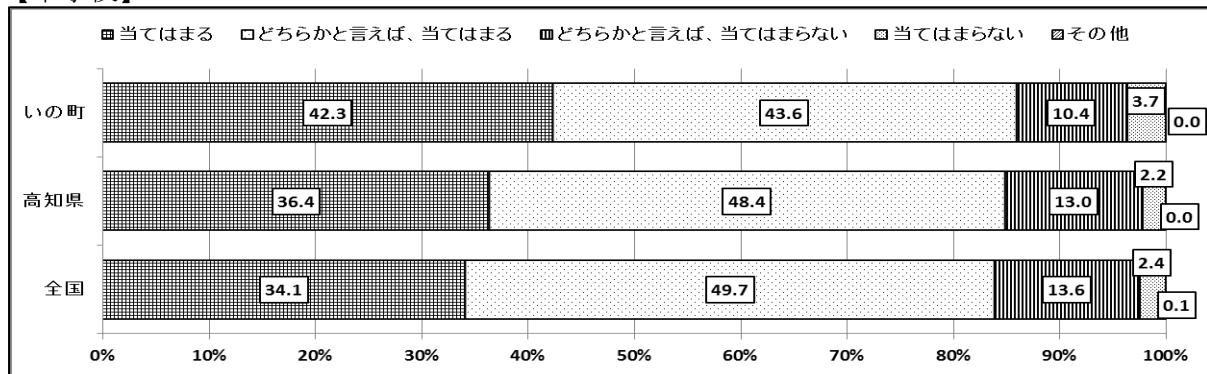


《図 9》人が困っているときは、進んで助けていますか。

【小学校】



【中学校】



(平成 28 全国学力・学習状況等調査)

《表 1》不登校の出現率の経年比(1,000 人あたり)

	小学校			中学校		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
いの町	5.5	6.5	6.9	32.5	12.2	25.0
高知県	4.9	4.9	5.2	31.3	34.5	34.8
全国	3.6	3.9	3.9	26.9	27.6	27.6

《表 2》いじめの認知率の経年比(1,000 人あたり)

	小学校			中学校		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
いの町	12.8	10.3	26.6	18.2	38.9	16.6
高知県	5.1	6.4	22.8	18.1	17.8	25.3
全国	17.8	18.6	23.1	15.6	15.0	17.1

(平成 25～27 生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査)

5. 生活習慣

【現状】

- 妊娠期や新生児訪問・4ヶ月児・7ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳児健診、年長児対象のきらきらキッズや就学時健診時等を通じ、各時期に保護者や子どもに向けて、食生活改善につながるアドバイスや働きかけを実施し、食育の啓発を行っています。
- 母親が朝食を欠食している割合は、妊娠期は多くなっていますが、新生児訪問時には減っています。4ヶ月児健診時は再び多くなっていますが、その後は減少しています。

《表3》

- 朝食を食べていない日がある子どもの割合は、朝食を食べている母親の子どもと比べて、朝食を欠食している母親の子どもの方が多くみられます。また、1歳6ヶ月児健診に比べて、3歳児健診の方が増加しています。《図10》

- 朝食を食べていない日がある子どもがどの年代にもおり、(保育・幼稚園児 8.7%、小学生 6.4%、中学生 12.8%)特に中学生で食べていない子どもが一番多くなっています。

《表4》

- 保育園児男女(0～6歳)及び幼稚園児男女(3～6歳)の平均睡眠時間が10時間未満となっています。《表5》

- 小学生男子(3～6年生)と女子(4～6年生)の平均睡眠時間が9時間未満となっています。

《表6》

- 中学生男子(2～3年生)と女子(1～3年生)の平均睡眠時間が8時間未満となっています。

《表7》

平成28年度全国学力・学習状況調査の結果から

- 「平日1時間以上テレビ・ビデオ・DVDを見ている」と回答した小学生は88.0%(全国比+4.0、県比+4.5)、中学生は79.7%(全国比+0.4、県比+0.6)といずれも上回っています。《図11》
- 「平日1時間以上テレビゲームをしている」と回答した小学生は49.9%(全国比-5.1、県比-3.0)といずれも下回っています。中学生は58.9%(全国比+1.8、県比-0.8)となっています。《図12》
- 「平日1時間以上携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしている」と回答した小学生は18.0%(全国比-0.5、県比-0.3)といずれも下回っています。中学生は50.9%(全国比+3.1、県比+0.9)といずれも上回っています。また、携帯電話やスマートフォンの所有率は小学生56.0%、中学生76.1%といずれも県平均、全国平均を下回っています。《図13》

【課題】

- 妊娠期(胎児期)から、食生活改善につながるアドバイスや働きかけを実施し、保護者を含めた切れ目ない食育の推進を継続していくことが必要です。

○朝食を食べていない日がある園児・児童生徒がいることや、適切な睡眠時間が確保されていないことから、基本的な生活習慣「早寝、早起き、朝ごはん」定着の取り組みに対して、就学前からの家庭との連携が必要です。

○平日のメディア・ゲームに接する時間が長く、生活リズムの改善が必要です。

○学校だけではなく、家庭での携帯電話・スマートフォン等を使ったネットモラルの徹底が必要不可欠です。

《表 3》朝食を食べていない日がある保護者の割合(平成 27 年度)

妊婦	14.4%
新生児訪問時	1.3%
4 ヶ月健診時	14.4%
1 歳 6 ヶ月健診時	11.3%
3 歳児健診時	10.9%

(ほけん福祉課調べ)

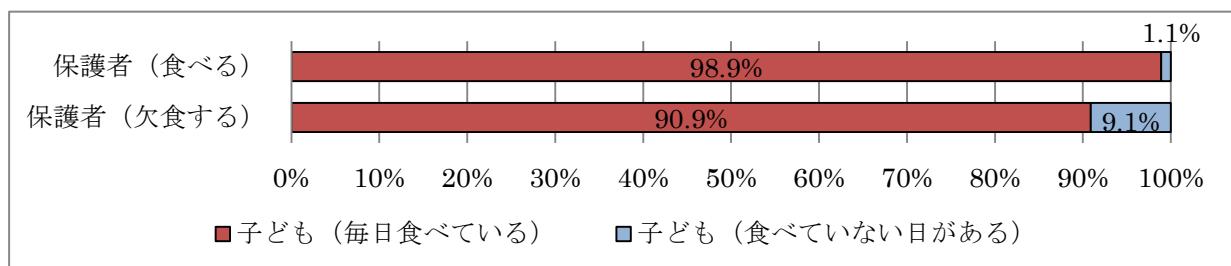
《表 4》朝食を食べていない日がある子どもの割合(平成 28 年度)

保育・幼稚園児	8.7%
小学生	6.4%
中学生	12.8%

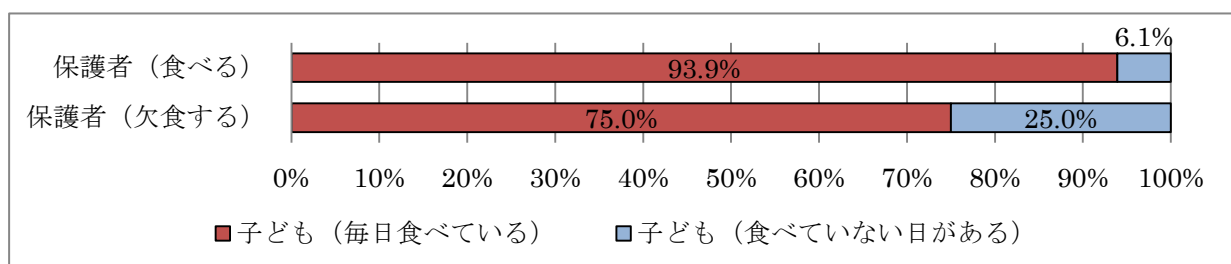
(平成 28 年度幼児・児童・生徒生活実態調査)

《図 10》保護者と子どもの朝食状況

《1 歳 6 ヶ月児健診時》



《3 歳児健診時》



(平成 27 年度 幼児健診時のアンケートと聞き取り)

《表 5》保育園児男女(0～6 歳)及び幼稚園児男女(3～6 歳)の平均睡眠時間

保育園児男児(0～6 歳児)

平成 28 年度 調査	対象 項目	0 歳児(6 人)	1 歳児(33 人)	2 歳児(38 人)	3 歳児(51 人)	4 歳児(34 人)	5 歳児(48 人)	6 歳児(11 人)
	睡眠時間	9 時間 05 分	9 時間 26 分	9 時間 13 分	9 時間 13 分	9 時間 14 分	9 時間 10 分	9 時間 21 分

保育園児女児(0～6 歳児)

平成 28 年度 調査	対象 項目	0 歳児(5 人)	1 歳児(22 人)	2 歳児(30 人)	3 歳児(42 人)	4 歳児(33 人)	5 歳児(40 人)	6 歳児(10 人)
	睡眠時間	9 時間 18 分	9 時間 32 分	9 時間 17 分	9 時間 15 分	9 時間 22 分	9 時間 22 分	9 時間 23 分

幼稚園児男児(3～6 歳)

調査年度	対象 項目	3 歳児(5 人)	4 歳児(13 人)	5 歳児(16 人)	6 歳児(5 人)
平成 28 年度	睡眠時間	9 時間 57 分	9 時間 48 分	9 時間 45 分	9 時間 48 分
平成 22 年度		10 時間 04 分	9 時間 48 分	9 時間 44 分	-

幼稚園児女児(3～6 歳)

調査年度	対象 項目	3 歳児(6 人)	4 歳児(9 人)	5 歳児(16 人)	6 歳児(0 人)
平成 28 年度	睡眠時間	9 時間 56 分	9 時間 59 分	9 時間 57 分	-
平成 22 年度		9 時間 51 分	9 時間 45 分	9 時間 48 分	-

《表 6》小学生男子(3～6 年生)と女子(4～6 年生)の平均睡眠時間

小学生男子(3～6 年生)

調査年度	対象 項目	3 年生(86 人)	4 年生(74 人)	5 年生(80 人)	6 年生(68 人)
平成 28 年度	睡眠時間	8 時間 55 分	8 時間 58 分	8 時間 36 分	8 時間 24 分
平成 22 年度		8 時間 53 分	8 時間 50 分	8 時間 41 分	8 時間 21 分

小学生女子(4～6 年生)

調査年度	対象 項目	4 年生(72 人)	5 年生(78 人)	6 年生(82 人)
平成 28 年度	睡眠時間	8 時間 52 分	8 時間 28 分	8 時間 13 分
平成 22 年度		8 時間 52 分	8 時間 26 分	8 時間 15 分

《表 7》中学生男子(2～3 年生)と女子(1～3 年生)の平均睡眠時間

中学生男子(2～3 年生)

調査年度	対象 項目	2 年生(52 人)	3 年生(78 人)
平成 28 年度	睡眠時間	7 時間 53 分	7 時間 40 分
平成 22 年度		7 時間 36 分	7 時間 34 分

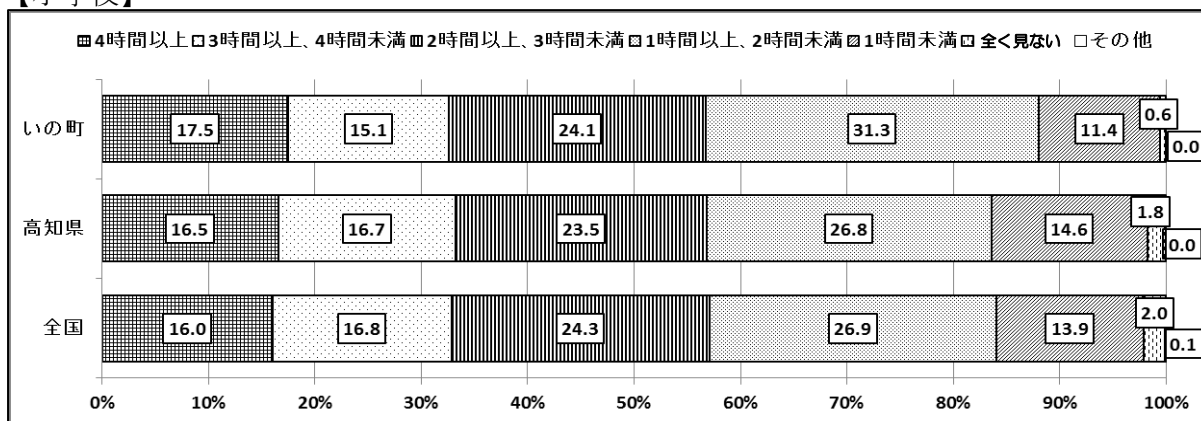
中学生女子(1～3 年生)

調査年度	対象 項目	1 年生(59 人)	2 年生(45 人)	3 年生(70 人)
平成 28 年度	睡眠時間	7 時間 51 分	7 時間 49 分	7 時間 30 分
平成 22 年度		7 時間 35 分	7 時間 26 分	7 時間 18 分

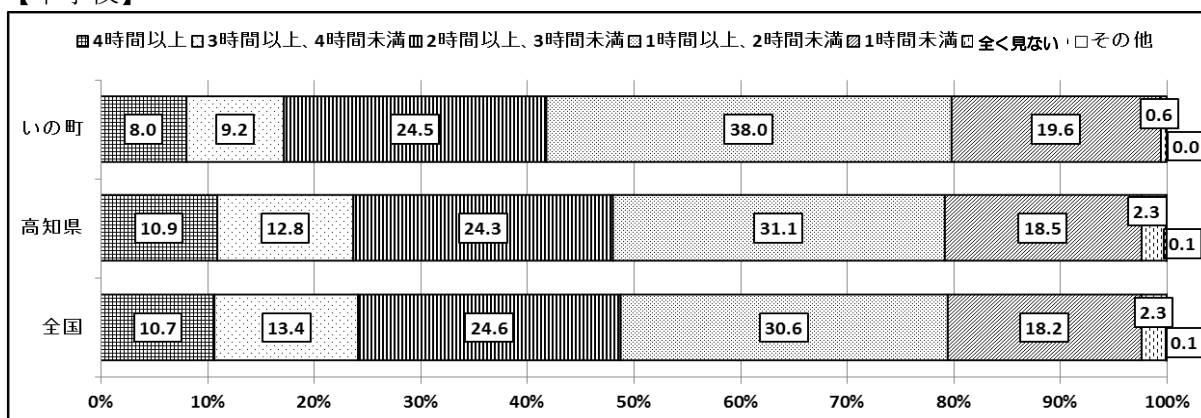
(平成 28 年度幼児・児童・生徒生活実態調査)

《図 11》平日、どれくらいの時間テレビやビデオ・DVD を見ているか

【小学校】

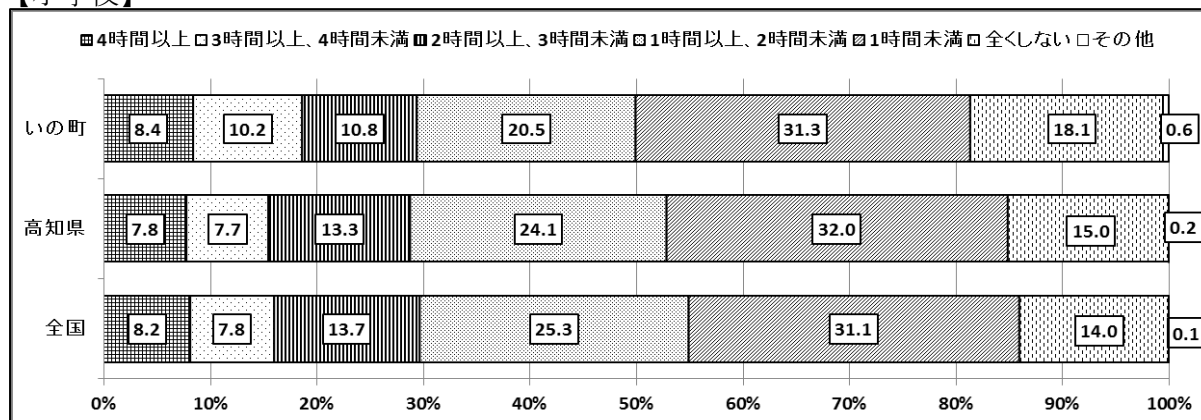


【中学校】

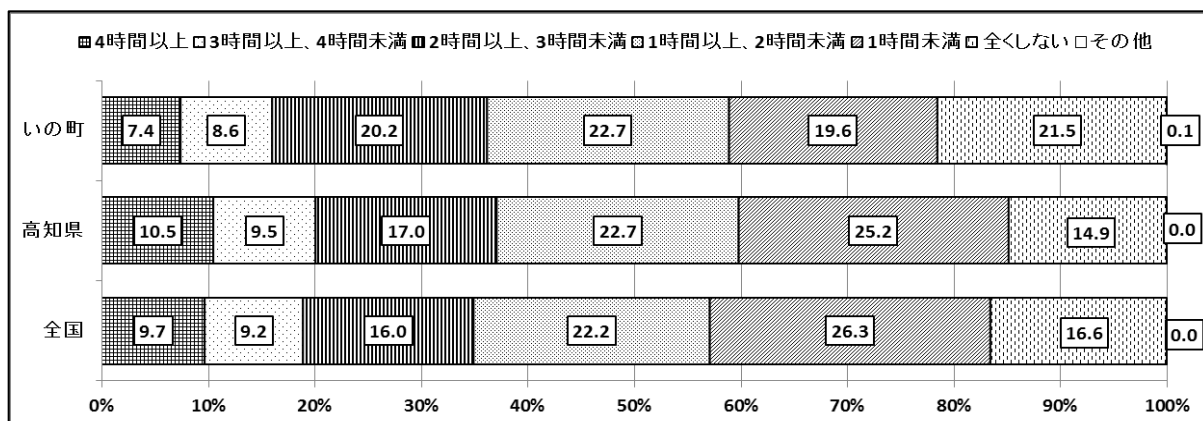


《図 12》平日、どれくらいの時間、ゲームをしているか

【小学校】

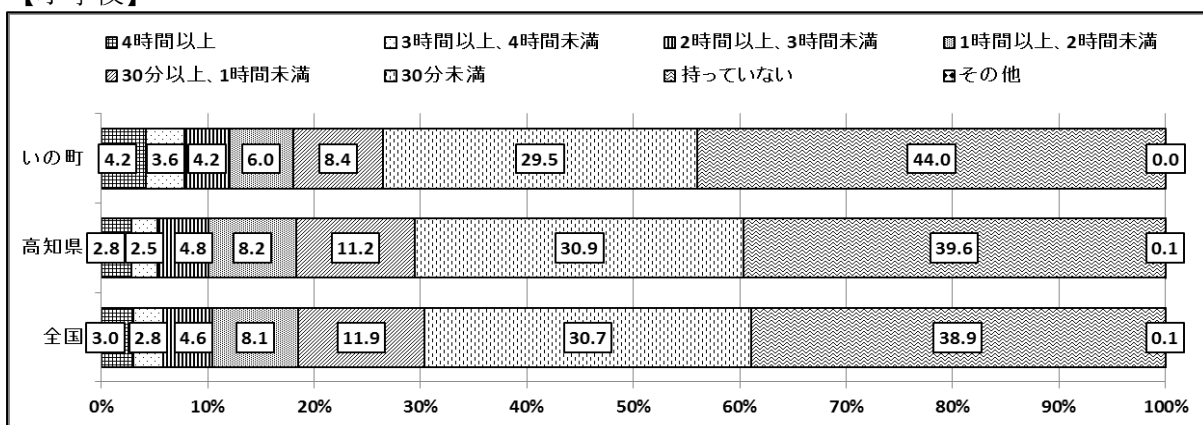


【中学校】

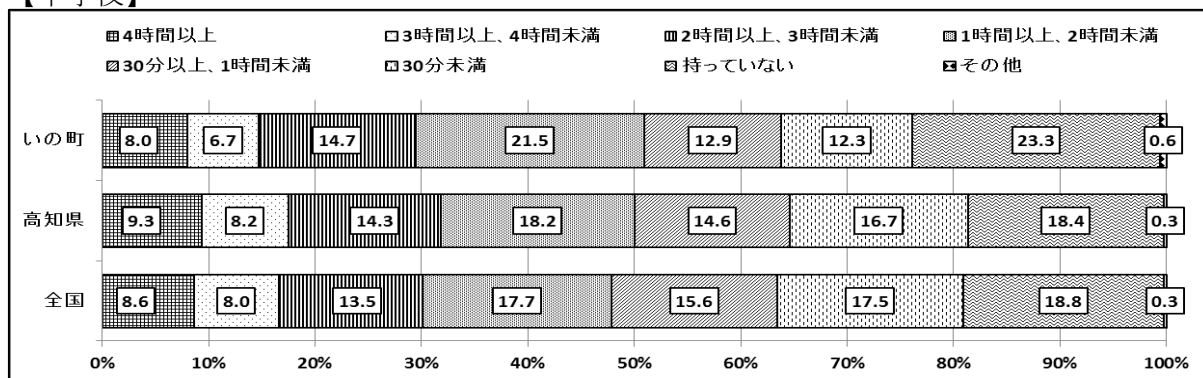


《図 13》平日、どれくらいの時間、携帯やスマホをしているか

【小学校】



【中学校】



(平成 28 全国学力・学習状況等調査)

6. 特別支援教育

【現状】

○昨年度まで町内 12 小中学校において、特別支援学級開設数及び在籍児童生徒数は 30 人程度でしたが、平成 28 年度は 39 人と大きく増加しています。また通常の学級においても支援の必要な児童生徒が増加しているため、特別支援教育支援員は増加傾向にあります。《表 8・9》

- 過去3年間では、通常の学級に在籍しており発達障害の診断・判断がある児童生徒の割合は、小学校、中学校とも増加傾向にあります。また、発達障害の可能性のある児童生徒の割合は、小学校は8%前後で推移していますが、中学校は減少傾向にあります。「発達障害の診断・判断のある」または「可能性のある」児童生徒の割合を合わせると、小学校では増加傾向にあり、中学校では10%前後を推移しています。《表10》
- 特別支援学級に在籍している児童生徒の「個別の指導計画」は100%作成していますが、発達障害の診断・判断がある児童生徒の「個別の指導計画」の作成状況は、小学校では50%程度、中学校では30%程度となっています。また、「個別の教育支援計画」の作成状況を含めると、小学校で80%程度、中学校では50%程度になっています。《表11》
- 発達障害の診断・判断がある児童生徒の支援方法等の引き継ぎ方法については、小学校では^{*1}「引き継ぎシート」を活用して実施している割合は5%程度と少なく、「口頭」又は「引き継ぎシート以外の文書等」で行われていることもあります。引き継ぎが行われていない割合が多くなっています。中学校では「引き継ぎシート」を活用して実施している割合は15～30%程度、ほとんどは「口頭」又は「引き継ぎシート以外の文書等」で行われており、引き継ぎが行われていない割合は僅かとなっています。《表12》
- 発達障害の可能性のある児童生徒の支援方法等の引き継ぎ方法は、小中学校とも「引き継ぎシート」を活用せず、中学校ではほとんどが「口頭」での引き継ぎとなっています。しかし、小学校では、約半数が引き継ぎを行っていない状況です。中学校でも、引き継ぎ自体が行われていない割合は10%程度あります。《表13》

^{*1} 保護者の同意により作成するもので、子どもへの支援・取り組みを、次の学校に引き継ぐための資料

【課題】

- 特別支援学級在籍児童生徒だけではなく、すべての児童生徒一人一人の実態に応じたユニバーサルデザインに基づく、支援・対応・指導が必要です。
- 通常の学級在籍の発達障害の診断・判断がある児童生徒についても、「個別の指導計画」を作成し、教職員で情報を共有し、見通しをもった支援・指導が必要です。
- 特別支援学級の児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の引き継ぎ方法として「引き継ぎシート」を活用した家庭・関係機関等との連携が重要です。
- 平成26年度に県が作成した生涯活用できる^{*2}「つながるノート」の利用を促進していくために、ほけん福祉課との連携が必要です。

^{*2} 発達障害がある人が、乳幼児期から成人期まで一貫した支援が受けられるようにするためのツール

《表 8》特別支援学級設置状況

学級数・（ ）は在籍児童生徒数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校	12(19 人)	13(19 人)	13(19 人)	13(19 人)	15(29 人)
中学校	7(11 人)	7(11 人)	6(11 人)	8(10 人)	7(10 人)
総数	19(30 人)	20(30 人)	19(30 人)	21(29 人)	22(39 人)

(教育委員会事務局調べ)

《表 9》過去 4 年間の特別支援教育支援員の雇用人数及び配置数

	平成 25 年度／配置数	平成 26 年度／配置数	平成 27 年度／配置数	平成 28 年度／配置数
小学校	15 人／6 校	21 人／7 校	23 人／7 校	22 人／7 校
中学校	1 人／1 校	3 人／2 校	3 人／3 校	2 人／2 校
合計	16 人／7 校	24 人／9 校	26 人／10 校	24 人／9 校

(教育委員会事務局調べ)

《表 10》通常の学級における発達障害の診断・判断のある又は、可能性のある児童生徒の割合

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
発達障害の診断・判断のある児童生徒の割合	4.5%	2.4%	5.6%	4.1%	6.5%	4.0%
発達障害の可能性のある児童生徒の割合	8.5%	8.3%	8.0%	7.1%	7.9%	5.4%

(平成 25～27 高知県における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査)

《表 11》発達障害の診断・判断がある児童生徒の「個別の指導計画」作成状況

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
①「個別の指導計画」を作成している	44.9%	33.3%	49.2%	30.0%	50.0%	31.6%
②「個別の教育支援計画」を作成している	24.5%	33.3%	15.3%	30.0%	13.6%	10.5%
①・②いずれも作成している	22.4%	33.3%	15.3%	15.0%	13.6%	10.5%
①・②いずれも作成していない	8.0%	0.0%	20.2%	25.0%	22.8%	47.4%

(平成 25～27 高知県における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査)

《表 12》発達障害の診断・判断がある児童生徒の支援方法等の引き継ぎ方法

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
「引き継ぎシート」を活用	0.0%	33.3%	6.8%	15.0%	4.5%	21.1%
「口頭」で実施	77.6%	50.0%	23.7%	80.0%	18.2%	47.4%
「引き継ぎシート」以外の文書等を活用	0.0%	16.7%	55.9%	0.0%	27.3%	26.3%
引き継ぎを行っていない	22.4%	0.0%	13.6%	5.0%	50.0%	5.3%

(平成 25～27 高知県における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査)

《表 13》発達障害の可能性のある児童生徒の支援方法等の引き継ぎ方法

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
「引き継ぎシート」を活用	0.0%	9.8%	0.0%	0.0%	1.3%	3.8%
「口頭」で実施	41.3%	75.6%	33.3%	91.4%	26.3%	88.5%
「引き継ぎシート」以外の文書等を活用	0.0%	2.4%	19.0%	0.0%	18.8%	0.0%
引き継ぎを行っていない	58.7%	12.2%	47.6%	8.6%	53.8%	7.7%

(平成 25～27 高知県における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査)

7. 体力・運動能力

【現状】

平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から

- 「運動が好き」と回答した小学生男子は 71.8%(全国比－2.2、県比－2.7)、小学生女子は 53.4%(全国比－3.0、県比－1.3)といずれも下回っています。中学生男子は 58.0%(全国比－7.0、県比－3.7)と大きく下回っています。中学生女子は 48.8%(全国比＋0.8、県比＋6.3)といずれも上回っています。《図 14》
- 体力合計得点の平均点において小学生男女はともに県平均、全国平均を上回っています。中学生男子は、県平均、全国平均を下回っており、中学生女子では、県平均は上回っていますが、全国平均を下回っている現状です。
- 1 週間の総運動時間(学校での体育授業時間を除く)においては、全く運動しない児童生徒の割合は、小学生男子は 4.8%(全国比＋1.8)、小学生女子は 1.1%(全国比－3.5)となっており、運動している児童は女子の方が多くなっています。中学生男子は 5.2%(全国比

0.0)、中学生女子は21.5%(全国比+7.4)となっており、小学生とは逆に運動している生徒は男子の方が多くなっています。《図15》

平成28年度生活実態アンケート調査の結果から

○小学生男女(1～6年生)の学校からの帰宅後の遊びは、「テレビ・ビデオ」の項目が、最も多く《図16》、一緒に遊ぶ人数も、平均2.8人と少人数で遊ぶ傾向が強い状況です。

《表14》

【課題】

○体力面においては、前項の生活習慣の改善とあわせ、特に中学生において、自己管理の意識を高める取り組みが必要と考えられます。全国体力・運動能力調査における体力合計得点の平均点が、小学校では男女ともに全国平均又はそれ以上ですが、中学校では男女ともに全国平均を下回っています。

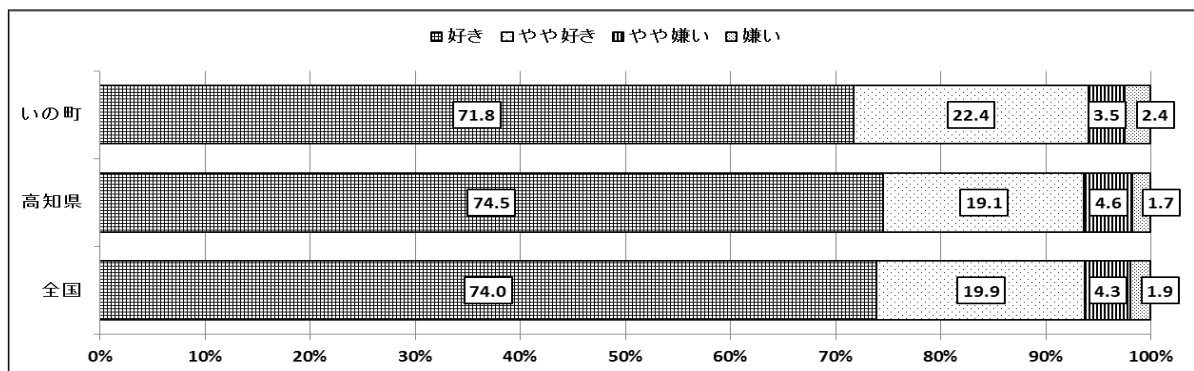
○幼児においては、1日に1時間程度、体を動かす運動習慣を定着させることが必要です。

○小学校の場合、休日や長期休業中を利用して、スポーツや運動に親しむ社会教育分野での取り組みや、スポーツ少年団活動を推進していく必要があります。

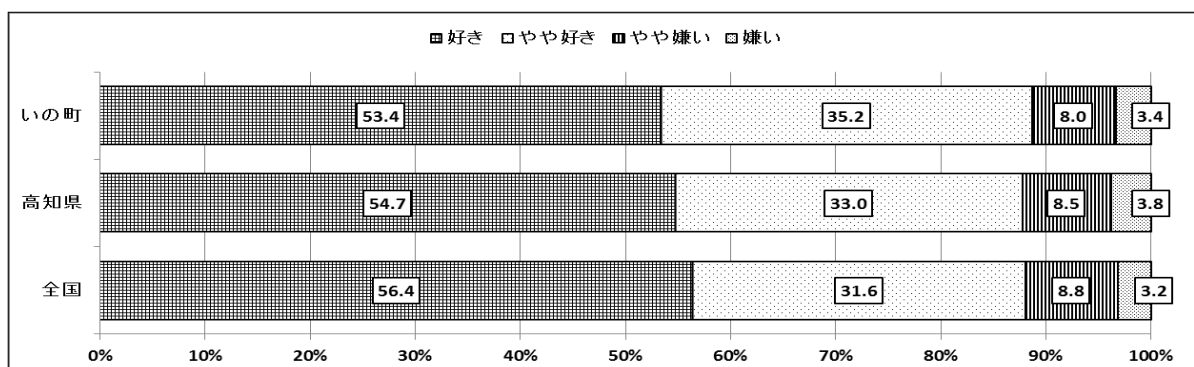
○中学校の場合、部活動(運動部)や体育の授業だけではなく、学校生活全般及び家庭生活も含め、行政、地域、関係機関とも連携した包括的な取り組みをしていく必要があります。

《図14》運動が好き

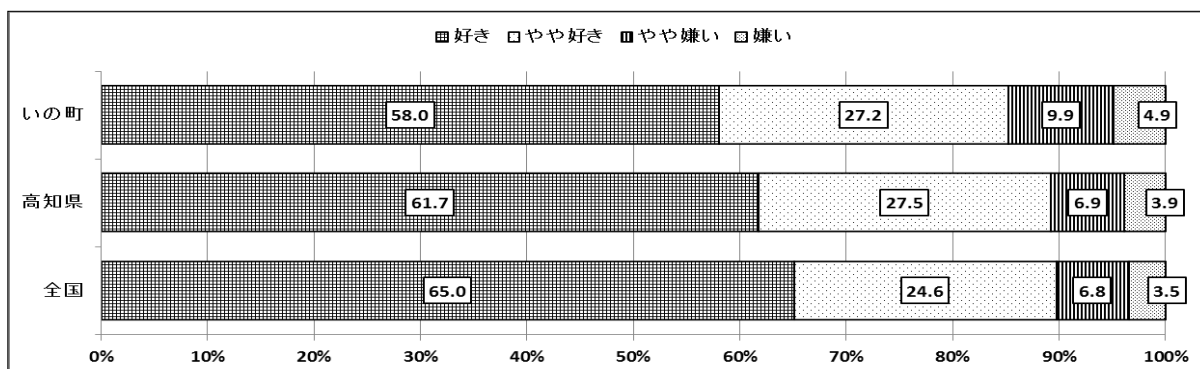
【小学校男子】



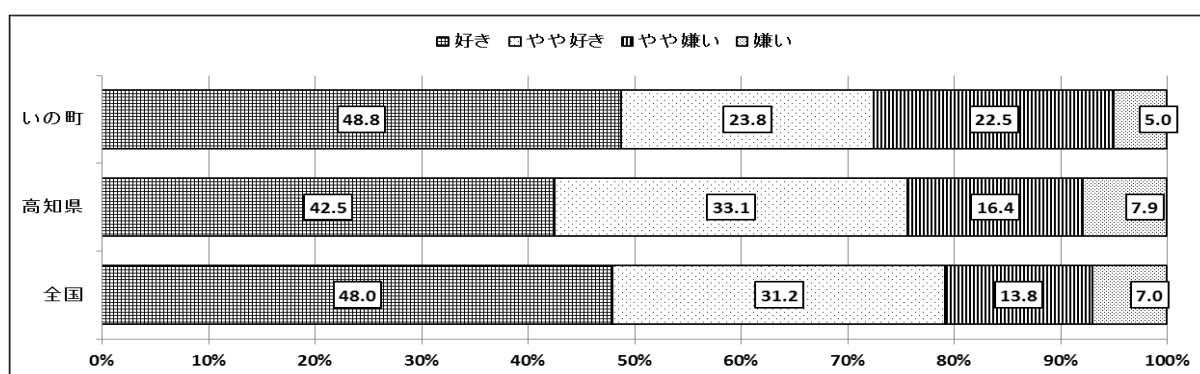
【小学校女子】



【中学校男子】

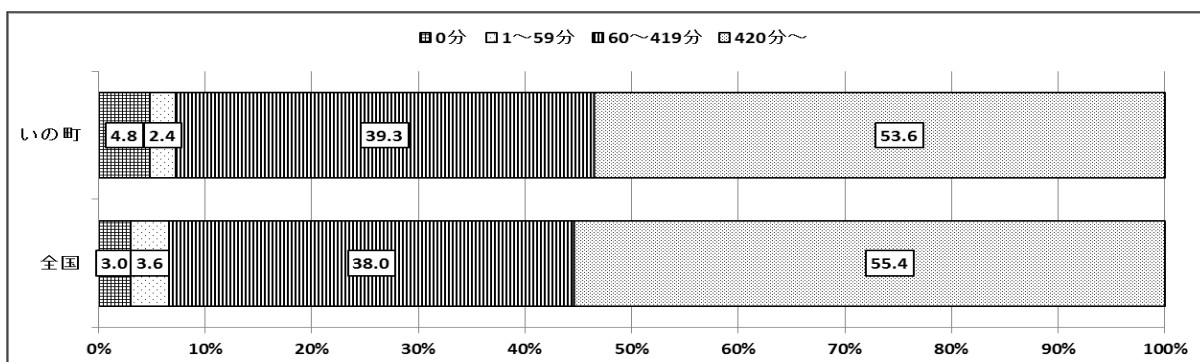


【中学校女子】

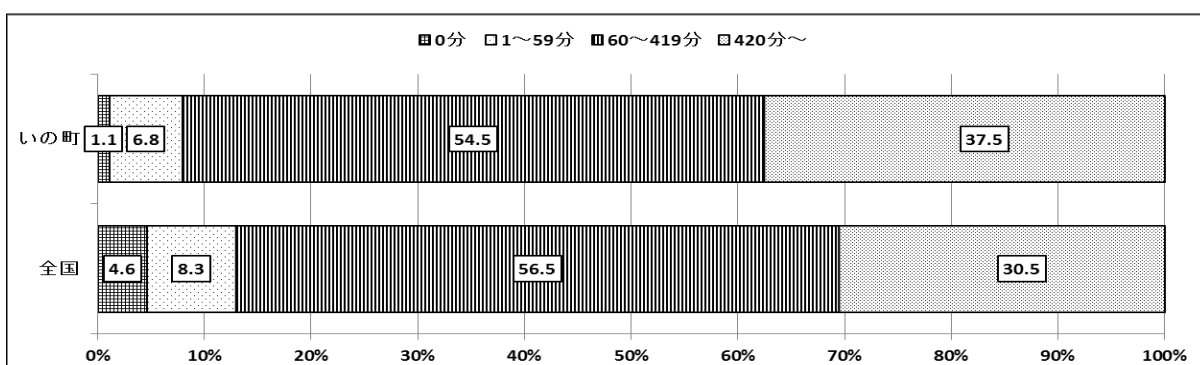


《図 15》1 週間の総運動時間

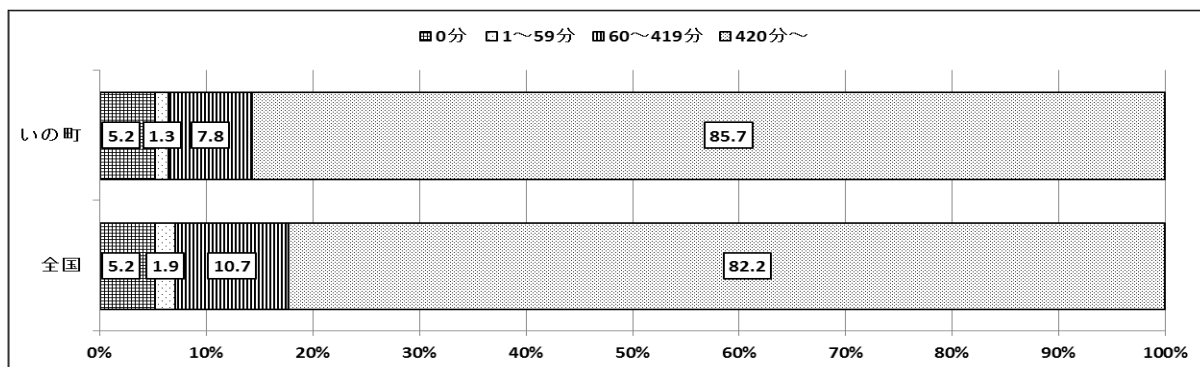
【小学校男子】



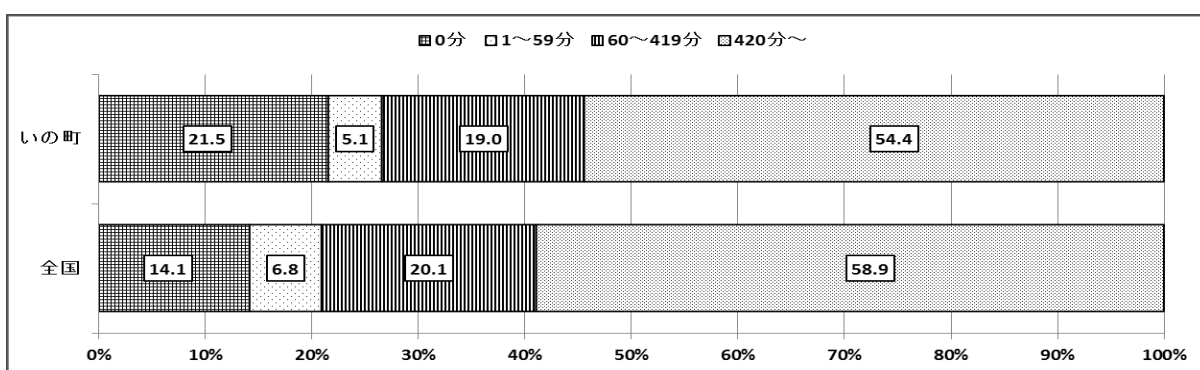
【小学校女子】



【中学校男子】



【中学校女子】



(平成 27 全国体力・運動能力、運動習慣等調査)

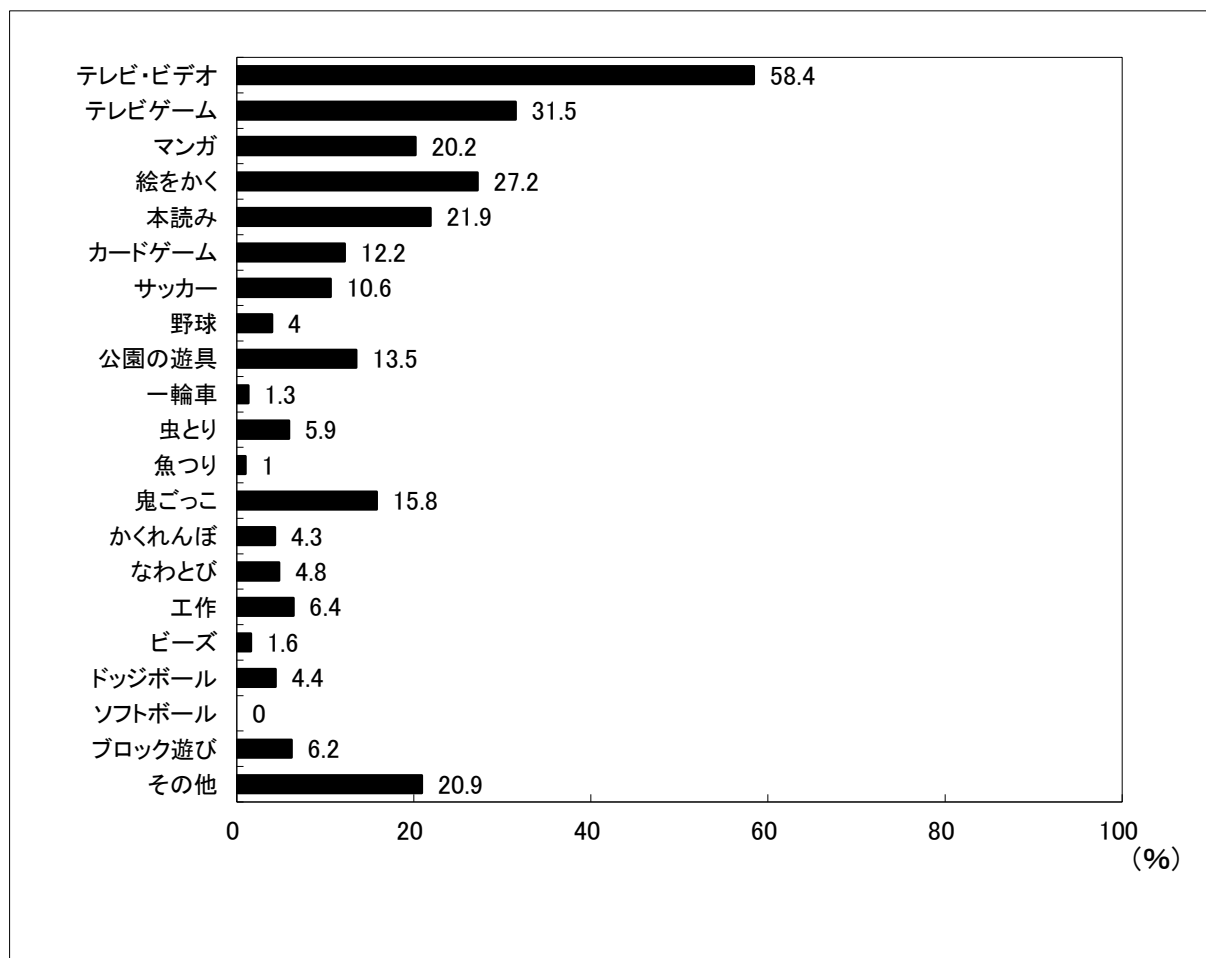


【意欲を高めるために工夫した授業展開】



【幼少期の親子運動遊び】

《図 16》小学生男女 1～6 年生の帰宅後の過ごし方



《表 14》小学生男女 1～6 年生の一緒に遊ぶ人数

対象	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
遊ぶ人数	2.5 人	2.1 人	2.6 人	2.8 人	2.9 人	3.1 人

8. 教育関連施設の環境の整備

【現状】

○平成18年度より町内の保育所・幼稚園・小学校・中学校の耐震化を進めており、平成31年度には、現在、工事を行っている伊野小学校の改築事業の完成をもって、学校施設の耐震化が終了します。

また、保育所については、川内、八田、神谷、天神の耐震補強工事等、耐震化を進めているところです。

一方、*非構造部材の耐震化についても児童生徒が通う小中学校を平成25年度に耐震点検を設計事務所に委託し、平成27年度と平成28年度の2ヶ年計画で工事を行っています。特に体育館は、住民の避難施設なるため、窓ガラスを強化ガラスへの取り替えを行い、天井の照明器具の落下防止対策等を行っています。

○本町の学校の多くが昭和50年代に建設されたもので、施設全体の約8割が、建築後30年を経過しており、老朽化が著しくなっています。

○教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数は、5人／台となっています。

○休校学校の校舎は避難場所や地域行事等に利用され、体育館はスポーツ少年団や子ども会、成人団体等、主に地域の社会体育活動として利用されています。

*柱、梁、床等の構造体ではなく、天井材や外壁(外装材)等、構造体と区分された部材

いの町休校学校状況等

	学校名	休校開始年月日	利用状況
1	越裏門小学校	平成 14 年 4 月 1 日	地域活動・避難所
2	本川小学校	平成 14 年 4 月 1 日	避難所・社会体育団体
3	清水第二小学校	平成 7 年 4 月 1 日	避難所・選挙投票所
4	上東小学校	平成 13 年 4 月 1 日	避難所・選挙投票所
5	清水第一小学校	平成 23 年 4 月 1 日	避難所・社会体育団体
6	下八川小学校	平成 23 年 4 月 1 日	避難所・社会体育団体
7	上八川小学校	平成 23 年 4 月 1 日	－
8	柳瀬小学校	平成 14 年 4 月 1 日	避難所・選挙投票所
9	中追小学校	平成 19 年 4 月 1 日	－
10	勝賀瀬小学校	平成 20 年 4 月 1 日	地域活動・避難所・選挙投票所・社会体育団体
11	中追中学校	昭和 63 年 4 月 1 日	－
12	三瀬中学校	平成 13 年 4 月 1 日	選挙投票所・避難所

【課題】

○東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ、全国各地で大規模な地震や津波を想定した防災・減災対策が進むとともに、南海トラフを震源とする巨大地震がもたらす深刻な直接的、間接的被害への対策について、取り組んでいる中、一方では、施設の老朽化に伴う長寿命化対策とともに多様な学習活動への対応や生活様式に併せた学習環境を整えていくことが必要となっています。

施設の防犯対策やバリアフリー化、環境への配慮や温暖化に伴う普通教室へのエアコンの整備、また、トイレの洋式化等の様々な課題に対応し、より効率的に適切な学校施設の維持・管理を行っていく必要があります。

○児童生徒の興味・関心を高めるとされる電子黒板やタブレット等のICTを活用した教育を進めるために対応した機器を整備する必要があります。

○学校施設を民間の活動も含めた形で恒常的に活用するためには休校ではなく、廃校とし教育財産から普通財産に移行する必要がありますが、地域への影響等も大きいことから、地域の方々のご意見や思いをお伺いしながら進めることが大切と考えています。関係者とともに連携を図り、地域での防災やコミュニティとしての施設や民間活用等、創意工夫により有効利用について協議していかなければならないと考えています。



〔改築される伊野小学校〕

9. 家庭と地域との連携

【現状】

- 出生数や人口減、核家族化や高齢化の実情により、妊娠期及び乳幼児期を通じて社会とのつながりのない家庭で子どもたちが育っており、協力者や相談相手のいない子育てで疲れや行き詰まり感を抱いている状況が見受けられます。
- 幼稚園・保育所では、幼稚園教育要領と保育所保育指針で、家庭や地域での子どもの生活の連続性に配慮すること、家庭や地域との連携や協力、地域の資源の積極的な活用が記述されており、各園では様々な行事で交流を図っています。

平成 28 年度全国学力・学習状況調査の結果から

- 「今住んでいる地域の行事に参加している」「どちらかといえばしている」と回答した小学生は、65.9%(全国比－1.0、県比＋8.0)と県平均は上回っていますが、全国平均を下回っています。また、中学生は 52.6%(全国比＋12.5、県比＋7.8)となっており、県平均、全国平均といずれも上回っています。《図 17》

平成 28 年度学校評価結果から

- 「学校は家庭への連絡や情報提供を積極的に実施している」「どちらかといえばしている」と答えた保護者は、小学校は 88.3%、中学校は 83.9%となっており、おおむね学校での様子がわかっています。《図 18》

また、「学校は子どもたちや保護者・地域住民の意見を聞き、その声を学校運営に反映している」「どちらかといえばしている」と答えた保護者は、小学校は 86.7%となっていますが、中学校は「あまり思わない」「思わない」25.9%あり、反映がされていないという評価も高くなっています。《図 19》

【課題】

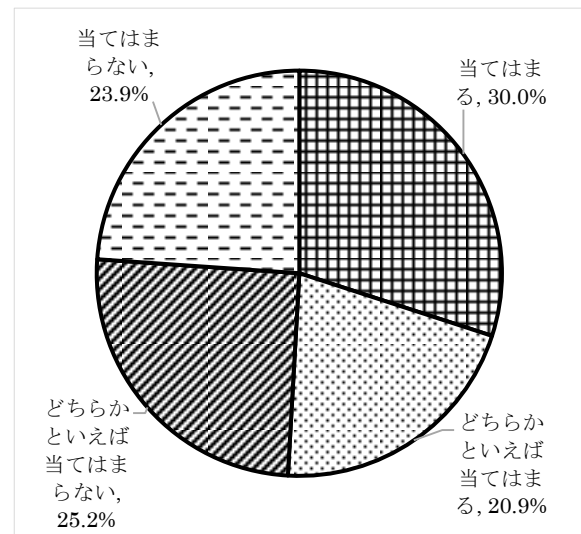
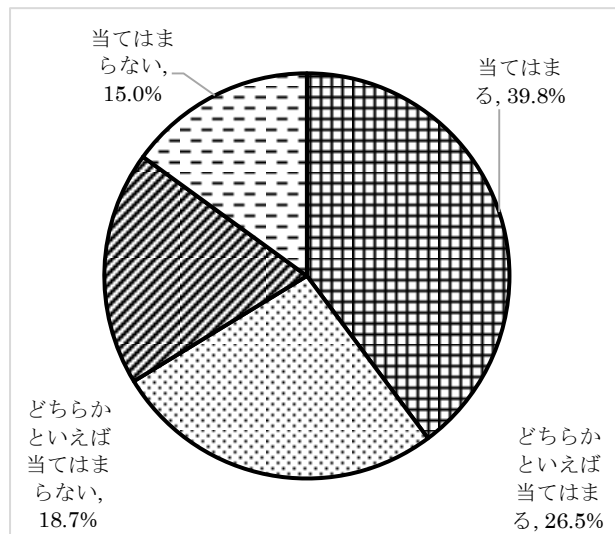
- 地域における人間関係の希薄化等による子育て支援機能の低下が指摘されています。子どもにとってより良い環境を確保するためには、保育所・幼稚園・学校、家庭、地域がそれぞれの機能の充実を図るとともに、相互が連携し一体となって子育て(保育・教育)に取り組む環境づくりを進めていくことが必要です。
- 学校・家庭・地域が連携し、地域における様々な体験や交流活動を通じて、地域で子どもを育むという意識を高めていくことが必要です。
- 学校は、教育活動の様子を家庭・地域に積極的に発信・公開していくことが必要です。
- 地域の伝統や文化に親しみながら、郷土への愛着や誇りを育む地域学習の推進が必要です。
- 加速する高齢化を見据え、高齢者や障害者を含めた様々な世代が出会い交流する地域ぐるみの支え合いや育ち合いを推進する取り組みが必要です。

今住んでいる地域の行事に参加していますか

《図 17》

小学生

中学生



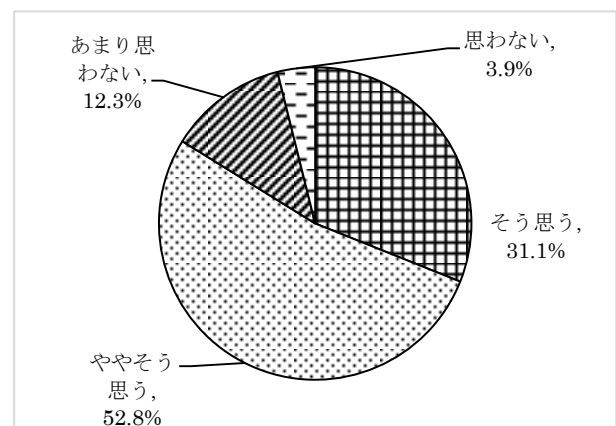
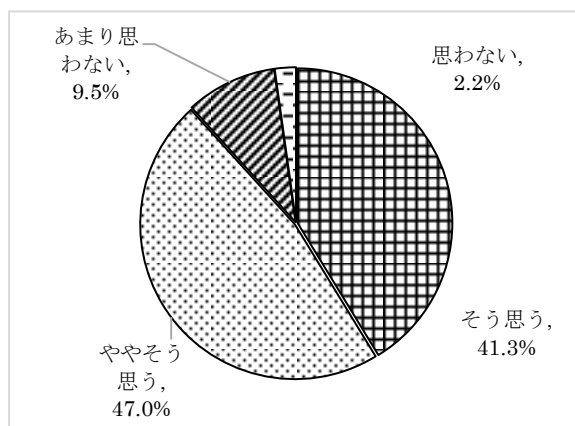
(平成 28 年度 全国学力・学習状況調査)

学校は家庭への連絡や情報提供を積極的に実施していますか

《図 18》

小学校

中学校

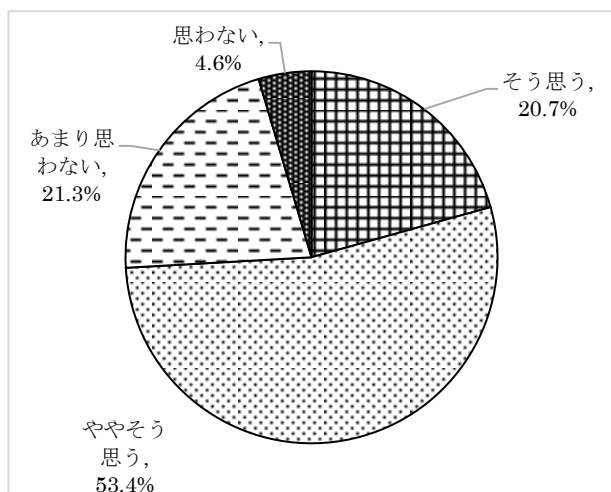
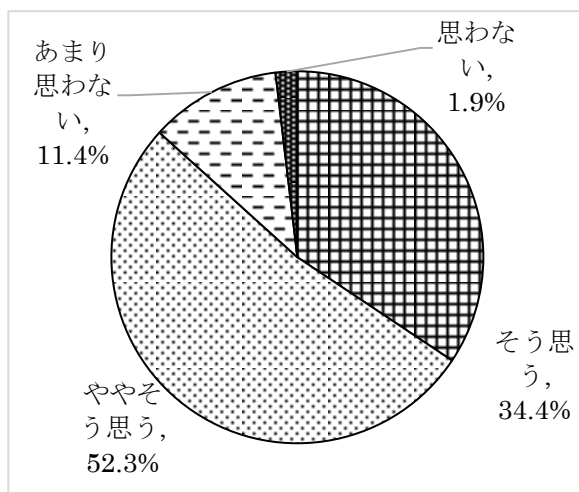


学校は子どもたちや保護者・地域住民の意見を聞き、その声を学校運営に反映していると思いますか。

《図 19》

小学校

中学校



(平成 27 年度 学校評価参考)

10. 教育研究所・教育支援センター「のぞみ教室」の状況

教育研究所

【現状】

教育研究所は、いの町教育研究所設置条例並びにいの町教育研究所の管理運営に関する規則に基づき運営要綱を設定し、教職員の研修・研究活動の推進を図り、町教育の振興と充実に努めています。

中央教育審議会答申の中で、学力の重要な要素については、① 基礎的・基本的な知識・技能の習得 ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等 ③ 学びに向かう力・人間性の^{かんよう}涵養であることが明確にされています。それを受けて改正される新学習指導要領においては「なにができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」等の方向性が示されています。現在、小学校外国語活動・道徳については教科化に向けて指導体制の整備が進められています。

このように、教育にかかわる様々な変化・変革が想定される中で、我々は教育の不易と流行をしっかりと見定め、対応していくことが重要であると考えます。さらに、保育所・幼稚園・学校が保護者・地域住民と協議しながら、保育・教育活動やまたその効果についての必要な情報が共有される体制づくり、地域のよさ・強み、特色ある歴史、自然、伝統・文化の体験や人的交流を深めながら、町に愛着をもち地域社会に貢献できる子どもを育成していくことを方針としています。

そこで、教育研究所では新学習指導要領に基づき、基礎的・基本的な知識・技能の習得や課題の発見と解決に向けて、「主体的・対話的で深い学び」が実現するように「菊池学園との連携を図り学習過程の質的改善を引き出す取組を実践する学校を支えていくために、計画的・組織的な研修・研究を推進し、教職員相互の練磨に努め、実践的指導力の向上を図っています。

業務内容としては

◇調査・研究 … 諸調査・諸検査等の集計考察、研究資料の作成配布

◇指導・相談 … 教職員・保護者相談

◇助言・協力 … 指定・校内研究等指導・助言・協力

◇教職員研修

○教職員の研修としては下記のとおり、計画的・組織的な研修・研究の場を設け指導力の向上を図っています。

町研部会	全教職員が専門・教科・教科外・幼児教育の4部会それぞれに所属して、授業研究をメインとした研修を行い、教職員相互の練磨に努め、資質の向上を図っています。年間5回実施しています。
所外研究部会	主として中堅教員を対象に、グループ研究や個人研究を行い、専門的知識・技能を高めて、有能な教員の育成を図っています。講師を招いての学習会や理論や指導法について研究協議や演習等を行っています。平成28年度は外国語活動部会(グループ研究)が取り組んでいます。
教育研修会	講師を招聘し、教育講演会を開催し、教職員の資質の向上を図っています。
視察研修バス	いの町に新しく赴任した教職員を対象に、いの町内の歴史や文化に親しむとともに、施設やその役割を知ることをねらいとしています。
資料センター	教育指導上必要な図書、視聴覚教材等の整備を行っています。

【課題】

- 教職員の研修の場として、各種研究会や部門別研究や訪問や指導・相談を設けていますが、授業参観や学校等の現状・課題等を考慮して、ゆとりをもって、研修に臨めるように配慮していく必要があります。
- 学校と研究所の連携をより深めるためにも、各校の校内研に参加し ともに研究を進めていくように努めています。
- 個人研究やグループ研究、研究所の研究主事の取組や実践をいかに広げていくかが課題となっています。

教育支援センター「のぞみ教室」

【現状】

教育支援センター「のぞみ教室」(以下「のぞみ教室」という。)は、心理的・情緒的な原因による不登校児童・生徒に対して、個に応じた成長や発達を促すことを目的として設置しています。学校に籍をおいたまま通室し、様々な相談活動や支援を通じてのぞみ教室を心の安らぎの場として、情緒の安定を図るとともに将来に向けて自主、自立を促し、再登校を支援しています。

児童・生徒にとって、安心できる場所、自信をつける場所、新しい自分にであう場所、自立に向けた成長・発達できる場所であることを目指しています。

のぞみ教室の大きな特色のひとつとして、教科学習等、学校に準じた取り組みを行っています。家庭や学校と連携をとりながら一人一人に応じて学力保障を行うことで高等学校進学への進路保障をしています。開室以来、中学校卒業者は1人を除き高等学校へ進学しています。児童・生徒一人一人の学力に応じた学習を進め、学習への興味や関心・意欲を

育てることも大切にしています。

また作業や体験・遊び等を通じて、生活体験を広げるとともに、集団活動への参加意欲を高めることや基本的な生活習慣を身につけさせ、集団への適応力や自立を促しています。

○平成 28 年度に開室 17 年を迎え、室長・教育相談員・指導員合わせて 6 人で支援を行っています。平成 28 年 7 月 1 日現在、児童や生徒合わせて 10 人が通室しています。のぞみ教室には、過去 5 年間(平成 23 年度～27 年度)に延べ 56 人の児童・生徒が通室しており、毎年およそ 10 人が通室しています。

○登校できない期間の学力保障や居場所づくりのみならず、職員が児童・生徒としっかり向き合い、一人一人に応じて、効果的に支援を行う等、予防の視点に立った働きかけを行っています。

○相談活動は、通室する児童・生徒だけではなく、保護者や学校関係者等の電話相談や来室相談、また、卒業生の相談にも応じています。

○年 2 回の運営委員会を開催し、運営委員の方から取り組みについて意見や評価をいただき協議をしています。

【課題】

○平成 28 年度から、スクールソーシャルワーカーを教育支援センターに配属し、教育相談員、研究所の教育指導員とともにひとつの相談支援チームとして取り組みを開始しています。チーム体制の充実による早期発見に努め、不登校と認知した事案について多角的にとらえ、しっかりとした見立てにより解決方法を探って慎重に対応していくことが求められます。

○学校に出向き、学校での課題を探り、困っている児童・生徒の置かれた環境へ働きかけ、適切な機関へつなぎ、積極的に安心していられる場所づくりに取り組んでいます。未然防止・早期発見・早期解決に向けて、さらなる相談体制の充実が求められます。

○学校、家庭、地域等がのぞみ教室の取り組みや役割を正しく理解し、協力して子ども達の支援をしていけるような連携が求められます。



【5. いの町の生涯教育の現状と課題】

1. 社会教育

【現状】

- 住民の多様な学習ニーズに対応するため、社会教育活動の拠点である町立公民館が主催となり、様々な学習機会(学級・講座)及び学習情報を提供しています。《図 20》
- 町立公民館やコミュニティセンターを中心に、住民が自主的・意欲的に取り組むサークル活動が積極的に展開されており、情報や活動場所の提供の充実に努めています。
- 社会教育団体の活動を支援し、芸術文化の振興や社会教育活動の活性化に努めています。
- 放課後の子どもたちの安全な居場所づくりを目的として、放課後子ども教室や放課後児童クラブを開設し、様々な体験活動や児童の見守り及び健全な育成に努めています。

【課題】

- 施設の老朽化や耐震化に対応し、放課後の児童や住民が安心して利用できるよう施設整備の充実に努める必要があります。
- 住民の学習ニーズを把握し、魅力のある学習機会及び情報の提供を行い、住民の学習意欲の向上に努める必要があります。
- 各社会教育団体との連携を深め、充実した社会教育活動が行えるよう補助的支援を継続していく必要があります。
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室におけるコーディネーター等の人材育成及び研修活動を充実させる必要があります。



放課後こども教室



いのっ子クリスマス 工作



いのっ子クリスマス ケーキ作り



■主な社会教育施設

名 称	住 所	電 話 番 号
伊野公民館	いの町 3597 番地	893-2012
天王コミュニティセンター	いの町天王南 5 丁目 2 番地 9	891-4530
吾北中央公民館	いの町上八川甲 2010 番地	867-2133
清水公民館	いの町清水下分 1000 番地	867-2356
小川公民館	いの町小川新別 946 番地 1	868-2112
下八川公民館	いの町下八川乙 408 番地 2	867-3153
脇ノ山公民館	いの町脇ノ山 264 番地の 2	869-2059
越裏門公民館	いの町越裏門 246 番地 6	869-2858
本川プラチナ交流センター	いの町長沢 123 番地 8	869-2331



いのち育て事業



家庭教育学級



夏休み子ども教室



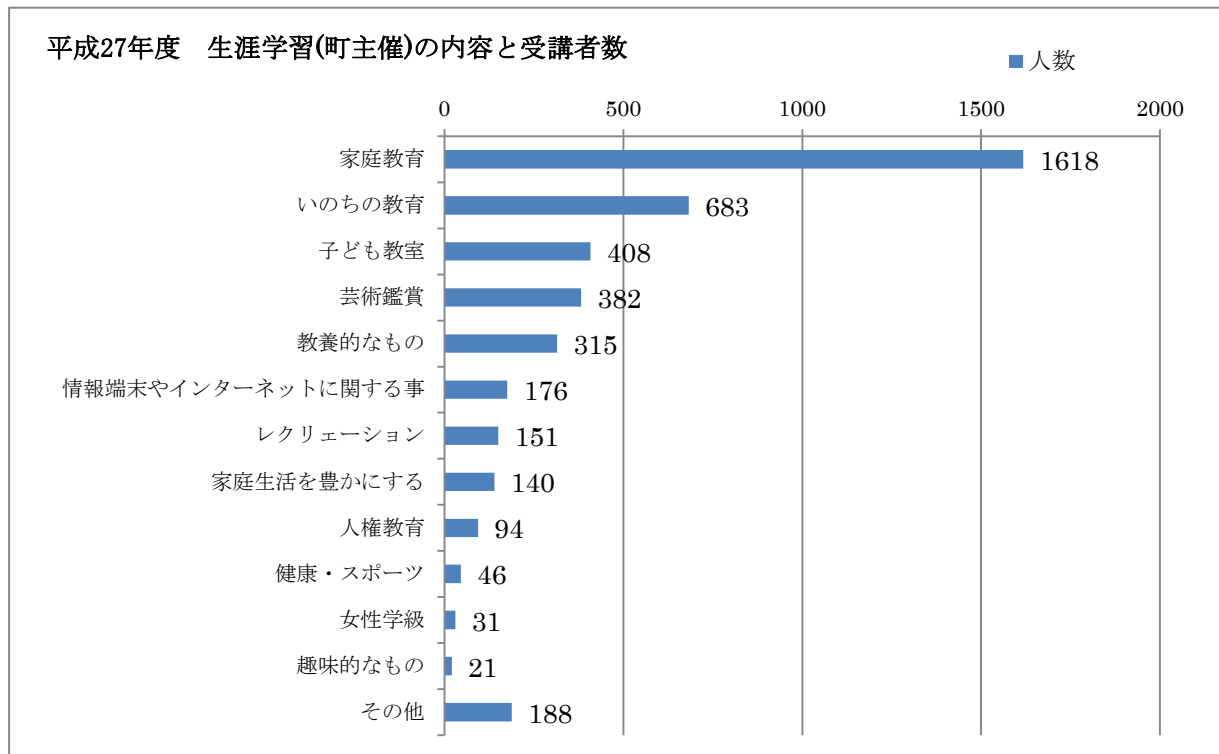
■各種サークル活動

囲碁、踊り、生け花、絵画、茶道、詩吟、書道、俳句、体操、川柳、手芸、写真
音楽(合唱等) 等

■社会教育団体

いの町立小中学校 PTA 連合会、いの町婦人会連合会、いの町連合文化協会
いの町子ども会連合会、いの町福の神音頭保存会、いの町青年団

《図 20》



町民講座

生涯学習講座



2. 社会体育

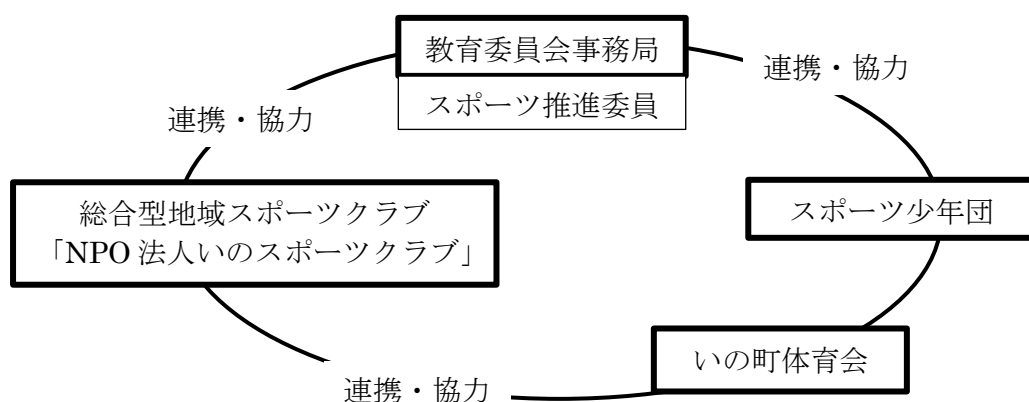
【現状】

- 住民がスポーツ活動に親しみ、健康増進と体力の維持増進を図るため、NPO 法人いのスポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)やいの町体育会等と連携し、町立体育館や野球場等を活用し、様々なスポーツイベントの企画・運営を行っています。
- 幅広い世代がスポーツ活動に参加できるよう、小学生スポーツ教室や中学校招待野球大会、各種マラソン・駅伝大会を実施し、住民のスポーツ参画機会を提供しています。
- 学校教育に支障のない範囲で、学校施設(体育館・運動場)を地域住民に開放して社会体育の充実に努めています。

【課題】

- 施設設備の老朽化に対応し、住民が安心して利用できるよう施設設備の充実に務める必要があります。
- 総合型地域スポーツクラブや体育会等の各関係団体との連携を深め、住民のニーズやそれぞれの組織の運営に係る課題の共有・解決を図っていく必要があります。
- 吾川地区(いの町・仁淀川町)の体育会やスポーツ推進委員連絡協議会で行っている各スポーツ大会も参加者の固定化や減少の傾向がみられ、大会の運営方法や組織の見直しが必要となってきました

■いの町社会体育推進組織図



高知放送杯中学校招待野球大会



吾川地区体育会・スポーツ推進委員合同研修会

■社会体育施設

名 称	住 所	電話番号
伊野体育館	いの町 3596 番地	893-2012
吾北体育館	いの町上八川甲 3105 番地	867-2133
総合運動場野球場	いの町八田 1711 番地 3	891-4530
総合運動場補助グラウンド	いの町八田 1730 番地イ	891-4530
総合運動場テニス場	いの町天王南 6 丁目 9 番	891-4530
吾北運動場	いの町下八川丁 3800 番地	867-2133



総合運動場テニス場



総合運動場野球場

3. 図書館

【現状】

- 住民の知る自由を保障し、心豊かな暮らしと地域文化の振興に寄与することを目的に、いの町立図書館本館・枝川分室・移動図書館バス(やまびこ号)を整備しています。これらの施設では、閲覧・貸出に供するために収集した約8万冊の蔵書を図書館ネットワークシステムで管理し、貸出・返却・予約等ができる体制となっています。
- 過去5年間の利用状況をみると、個人利用者の貸出冊数が減少傾向にある中、移動図書館バスでの貸出や団体貸出が年々増加しています。また、*相互貸借制度による資料提供も増加していることがわかります。《図21・22》

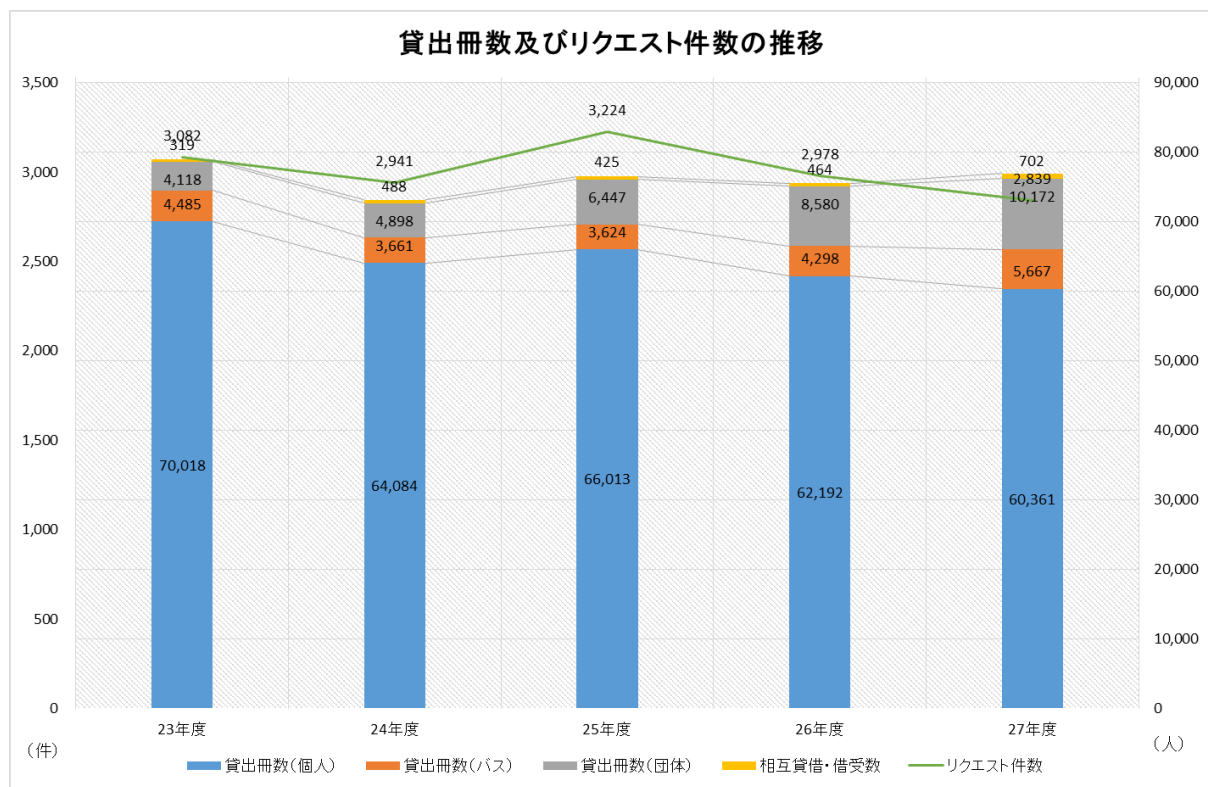
*利用者の求めに応じて、所蔵していない資料を他館より借り受け、利用者に提供する制度。

- 平成24年度に策定した「いの町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもをはじめとする住民一人一人の自尊感情を高めることを目標に、妊娠期～中学生までの切れ目のない読書支援や、移動図書館バスの巡回による貸出及び配本等さまざまな活動を展開し「豊かな感性及び想像力の育成」に取り組んでいます。

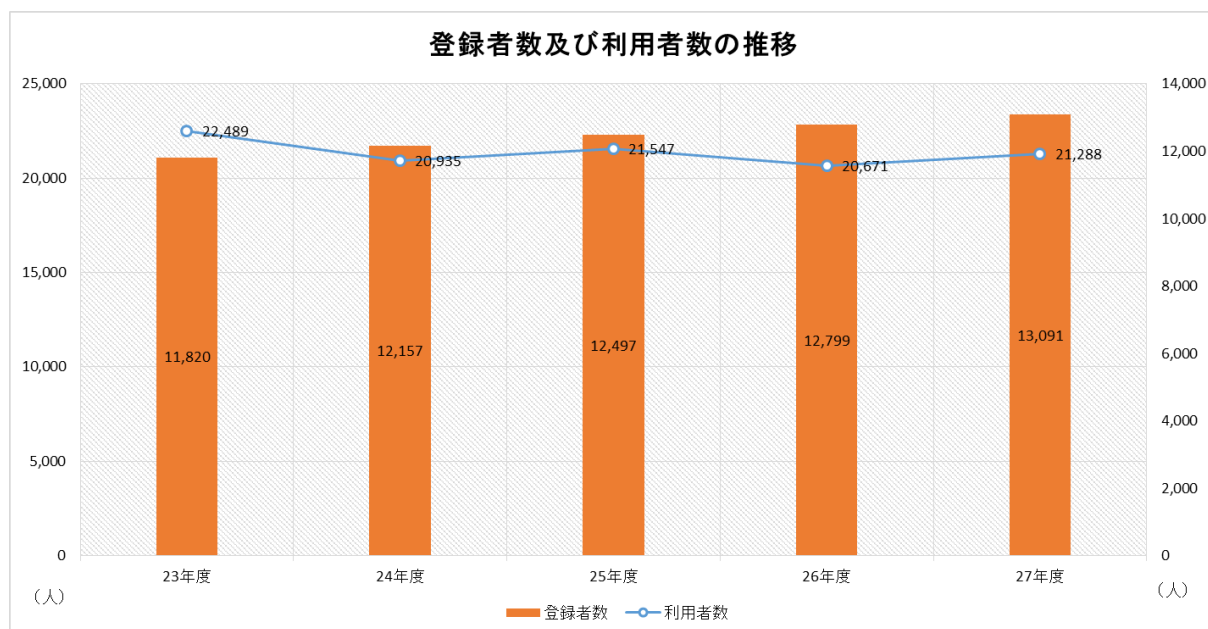
【課題】

- 住民の生涯にわたる自主的な学習を支え、暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ図書館となるために、施設や資料の整備充実に努め、住民が誰でもいつでもどこでも必要な資料を利用できるサービスが求められます。
- 親子のよりよい関係構築や子どもたちの読書習慣の確立のためには、関係機関と連携して「身近に本がある環境づくり」に取り組み、妊娠期から継続的に読書活動を推進していくことが大切です。
- 障害者・高齢者・外国人住民等に対して、ニーズに応じた資料の整備と具体的なサービス提供方法を検討し、併せて利用者への周知を図ることが必要です。
- 幅広い分野の講演や講座、イベント等を企画・開催し、住民に豊かな学習の機会を提供することが求められます。

《図 21》



《図 22》



4. 文化財

【現状】

- 建造物や工芸品等の有形文化財、芸能や工芸技術等の無形文化財、大スギ等の天然記念物等指定文化財(国・県・町)が98件(平成29年3月31日現在)存在し、文化財保護審議委員会を中心に保存活動や補助的支援を行っています。
- 地域の文化財を次世代へ継承するため、関係団体等と協力し、郷土の文化財に触れる機会や伝承活動に努めています。
- 文化財保護審議委員の知識向上の一環として、各研修会等積極的に参加し、近隣市町村の情報や保存方法等の知識を取り入れる事により、よりよい保存活動を目指しています。

【課題】

- 市町村合併に伴い町民に知られていない文化財が数多くあるため、普及活動に努め、多くの方に文化財の価値を認識していただくとともに、文化財を保護していく意識を育む必要があります。
- 少子高齢化に伴い、伝統芸能等の次世代育成が懸念される文化財も多くありますので、関係団体や小・中学校等の協力のもと保存伝承活動に努める必要があります。
- 文化財保護審議委員会を中心に、今後、歴史的価値の高い文化財を新たに指定し、保存伝承活動を充実させていく必要があります。

■保護文化財指定件数

・国指定文化財 5件

・県指定文化財 10件

・町指定文化財 83件



ほんがわかぐら
国指定【本川神楽】



とさてんぐじょうし
県指定【土佐典具帖紙】



すぎもとじんじゃごしんこう 及 びこだいしんじ
町指定【梶本神社御神幸及び古代神事】



はっかくがたうるしぬりみこし
国指定【八角形漆塗神輿】



つがのたにししまい
県指定【津賀谷獅子舞】



よしいげんたおうたんじょうち
町指定【吉井源太翁誕生地】

5. 地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」

【現状】

- 核家族化や地域社会との関係の希薄化によって、協力者や相談相手のいない、地域社会から孤立した子育ての状況があります。
- 出産するまで赤ちゃんに触れたことも見たこともないと話す母親が少なくありません。そのため、乳幼児との向き合い方が分からず、全国的にスマホやタブレットで子どもをあやしたり、育児をネット情報に頼ったりしています。
- 母親の育児不安やイライラした感情による子育ては、母子の安定的な関係性(愛着形成)が構築されず、不安や緊張、警戒心の強い言動や、自尊感情の低い心の育ちにつながり、関係性障害による発達障害様の育ちも見られます。
- 父母の発達障害や病気、精神疾患等による育児困難な事例もあり、ほけん福祉課と地域子育て支援センターの連携支援を必要とする実態もあります。
- 妊娠期からの予防的支援と地域ぐるみの温かな見守りや子育て支援を目指して、ボランティアによる育児支援員を育成しています。

【課題】

- 町外・県外から転入した親子も少なくない現状にあり、子育ての協力者や相談相手、育児仲間が必要となっています。
- 青少年期の乳幼児とのふれあい体験や高齢者とのふれあい等、異世代間の交流を含め、地域のコミュニティの中でともに育ち合う機会や場が必要です。
- 家庭環境や家族関係、母親の心的負担が子どもの育てにくさへ影響することから、やがて虐待につながる場合も想定され、母子に寄り添う予防的支援の取り組みが重要です。
- 産前産後の強いストレスや不安感を抱えた育児を見据えた母子支援のため、妊娠期からの子育て支援センター利用を促進する取組が課題となります。平成27年度の利用者数(地域別・年齢別)は別表のとおりです。《表 15・16》
- 地域子育て支援センター立ち上げ当初より継続された地域の子育て応援団(ボランティア団体)の解散による新たなボランティアの育成支援や体制づくりが喫緊の課題となっています。
- 妊娠期から子育て世代への切れ目のない包括的な支援を目指して、ほけん福祉課との連携体制を強化する必要があります。

《表 15》平成 27 年子育て支援センター利用者数(地域別)

地域別来所者数																	
日	旧伊野	音竹	枝川	天王	八田・池ノ内	波川・大内	神谷・三瀬	吾北・本川	高知市	土佐市	日高村	佐川町	その他	合計	保護者	総計	
4月	50	0	68	5	29	7	12	2	76	10	0	0	9	268	219	487	
5月	52	0	43	2	32	5	4	0	46	5	0	0	2	191	173	364	
6月	91	0	83	4	49	13	10	0	48	10	1	0	5	314	284	598	
7月	99	0	112	7	30	7	28	1	43	8	2	0	6	343	290	633	
8月	72	0	108	3	29	11	47	0	65	3	0	3	24	365	293	658	
9月	64	2	85	4	64	10	10	6	39	10	0	2	5	301	271	572	
10月	105	0	98	5	43	11	10	1	86	16	0	1	12	388	350	738	
11月	75	0	86	2	37	12	13	1	82	15	0	0	10	333	262	595	
12月	71	0	68	4	35	14	12	0	77	15	0	0	6	302	252	554	
1月	63	0	68	4	50	10	4	0	55	19	0	1	20	294	236	530	
2月	99	0	59	4	44	14	8	0	71	37	0	1	23	360	283	643	
3月	117	0	77	6	39	22	10	0	52	38	0	0	11	372	307	679	
合計	958	2	955	50	481	136	168	11	740	186	3	8	133	3831	3220	7051	
実数	52	1	40	17	10	10	4	3	96	23	3	4	30	293	216	509	

《表 16》平成 27 年子育て支援センター利用者数(年齢別)

年齢別来所者数										
日	0～1歳未満	1～2歳未満	2～3歳未満	3歳～	小学生	中学生	その他	合計	保護者	総計
4月	62	108	50	42	6		0	268	219	487
5月	48	79	45	18	1		0	191	173	364
6月	84	130	74	26	0		0	314	284	598
7月	101	121	64	39	17		1	343	290	633
8月	90	105	80	50	40		0	365	293	658
9月	140	70	57	32	2		0	301	271	572
10月	181	107	67	30	3		0	388	350	738
11月	176	82	57	18	0		0	333	262	595
12月	149	90	45	18	0		0	302	252	554
1月	131	88	51	24	0		0	294	236	530
2月	172	96	67	23	2		0	360	283	643
3月	167	108	70	23	4		0	372	307	679
合計	1501	1184	727	343	75	0	1	3831	3220	7051
実数	143	50	39	42	18	0	1	293	216	509

【6. 少年安全対策の現状と課題】

【現状】

児童虐待への対応件数は統計を取り始めて以来増加の一途をたどっています。

平成 26 年度の全国の児童相談所が受けた児童虐待相談の件数は、平成 11 年度と比較して、7.6 倍の増となっています。これに伴い、市町村の取扱件数も増加しており、これはどの町も例外ではありません。

各種子育て事業が展開されていますが、基本的に住民が訪れる形態のものが多く、経済的困難で保護者が就労を休んでまで相談に来られない等、積極的に援助を求める力がない家庭には支援の手が届いていません。

このため、児童虐待を早期発見できずに、家族関係がこじれた状態で事案の認知に至ることが多く、解決までに時間を要し、結果として子どもが育つ機会、学ぶ機会を奪うこととなっています。

要保護児童対策地域協議会の活用は図られるようになってきましたが、ケースに直接対応する職員が不足しているため、複数の職員による適切なリスクアセスメントや訪問、面談の頻度を上げることができない等体制が脆弱です。

【課題】

保育所、幼稚園及び学校において、貧困をはじめとする生活背景や親子間の人間関係、適切な養育がなされているかどうか等といった児童福祉の観点で子どもの状態を把握し、より早期の発見と対応が必要です。

児童虐待に認知後ただちに対応する初期対応担当と、その後の家族支援担当を区別する人員体制の増強とともに、それぞれ専門性の向上が必要です。

児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

1. 平成27年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

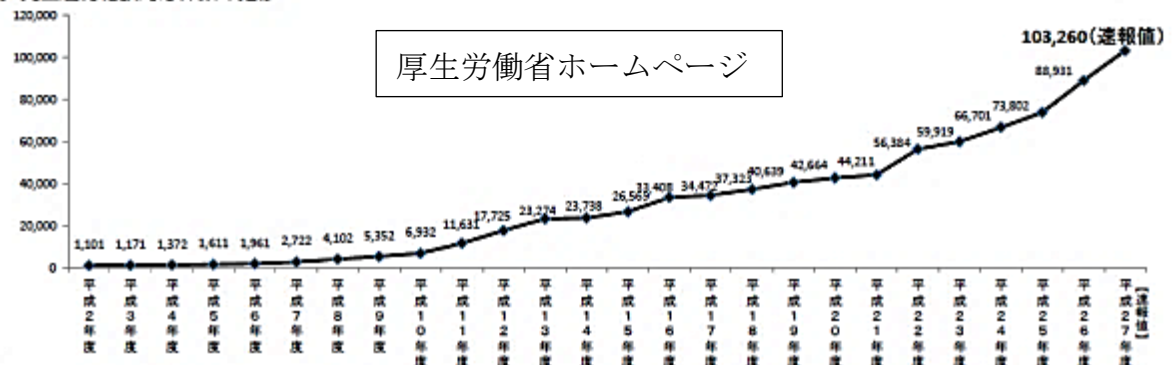
平成27年度中に、全国208か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は103,260件（速報値）で、過去最多。

※ 対前年度比116.1%（14,329件の増加）

※ 相談対応件数は、平成27年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

※ 平成27年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る

2. 児童虐待相談対応件数の推移



注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、措置票を採りて集計した数値。

第3章 計画の基本理念と体系

【1. 計画の基本理念】～目指すべき人間像～

いの町教育委員会は、確固たる指導理念を持って教育行政の執行にあたり、生涯を通じて人格の完成をめざし、平和的な国家・社会の形成者として、自主的精神に充ちた、心身ともに健康な国民の育成を期することとしています。

このため、高知県教育委員会をはじめ関係機関と緊密に連携し、積極的に生涯教育の充実と徹底に努め、伝統ある本町教育の水準の向上を目指します。

いの町の教育基本方針である「人や文化を育み、心豊かな町づくり」の実現のため、地域間交流の推進とすべての住民が生涯にわたり知識や教養の向上を図ることができる教育環境を整備し、変化の激しい時代を生き抜いていける力を育みます。

1. 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、その礎となる生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を育みつつ、国際協調の精神を養う等、国や社会の形成者としての必要な資質の向上に努め地域の将来を担う人材を育成します。

2. 命を大切にできる子どもたち

命の大切さ、他者や自分をいたわり大切にする心を育み、子どもが深い愛情を受けながら大切な命を育むことができるまちづくりを目指します。

3. 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

知力・体力とともに、健やかな心を育て、自己肯定感や自尊感情、他人を思いやる気持ちや規範意識、頑張ろうとする気力等を幼少期からしっかりと育み、心身ともに健やかで「夢」と「希望」にあふれた人材を育成します。

上記の基本理念実現のために、これまで長年取り組み、培ってきた道徳教育を基盤とし、柔軟な心で社会に対応出来る力を持った人間を育む取り組みをしていかなければなりません。そのため、平成28年度から、ほめ言葉のシャワーのまちを目指して子どもをはじめとする一人一人の自尊感情を高める教育を最重要事項として取り組んでいきます。

いの町教育委員会が目指す自尊感情は

「自尊感情」は、「自尊心」とは違い、ありのままの自分を受け入れ、また、相手をもありのまま受け入れることができる心情です。

「自尊感情」が高ければ、規範意識も高まり、人間関係構築力も高まります。そして、何事にも意欲的に取り組むことができるようになります。いの町教育委員会は、そのような心の育成に取り組みます。

【2. 基本目標】

計画の基本理念に基づき、教育施策を推進していくために、次の 4 項目を基本目標として設定します。

- (1) 自尊感情が高く心豊かな人間性の育成と個性の伸長を図り、主体的、能動的に他者と協働し、社会を生き抜く力を養成する。
- (2) 安心と信頼のある保育・教育環境を整備する。
- (3) 学校を地域とともに創ることにより、活力のあるコミュニティを形成する。
- (4) 生涯にわたって、子どもも大人もともに学び続けられる生涯学習社会を実現する。

【3. 計画の基本的な方向性】

4 つの基本目標に基づき、7 つの基本的方向性を定めます。

- 1 すべての子どもが輝く教育の推進
- 2 チーム学校の構築
- 3 子どもたちのよりよい育ちへの支援の充実
- 4 保育・教育環境の充実
- 5 厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実
- 6 地域との連携・協働体制の構築
- 7 生涯にわたり子どもも大人もともに学び続ける環境の充実

【4. 施策体系】

基本理念	基本目標	施策
く人や文化を育み、心豊かな町づくり ・学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち ・命を大切にできる子どもたち ・郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材	1 自尊感情が高く心豊かな人間性の育成と個性の伸長を図り、主体的・能動的に他者と協働し社会を生き抜く力を養成する。	1 すべての子どもが輝く教育の推進 ① 菊池学園の取組 ② 基礎学力・体力向上の取組の充実と推進 ③ 人権教育の推進 ④ 道徳教育の推進 ⑤ 特別支援教育の充実と推進 ⑥ メディア教育の充実と推進 ⑦ キャリア教育の推進 ⑧ 保育者の資質向上
	2 安心と信頼のある保育・教育環境を整備する。	2 チーム学校の構築 ① 「チームとしての学校」の実現 ② 学校事務体制の強化 ③ 町雇用教育関係職員の適正配置 ④ 相談支援体制の充実 ⑤ 教育研究所との連携の強化 ⑥ 業務の適正化推進体制の構築 3 子どもたちのよりよい育ちへの支援の充実 ① 妊娠期から子育て世代への支援の充実 ② 子どもの居場所づくりの推進 ③ 生活習慣の確立、食育推進 4 保育・教育環境の充実 ① 保育所・幼稚園・小学校・中学校等の連携による質の高い乳幼児保育・教育の充実 ② 保育者の適切な配置 ③ 中山間地域における特色ある園・学校づくりの推進 ④ 保育所・学校施設の耐震改修等施設整備 ⑤ 休校・休園中施設、教育施設の利活用 5 厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実 ① 教育支援センターの支援体制の強化 ② 児童虐待等、個別相談援助への対応の強化 ③ 福祉観点からの児童・生徒支援の充実
	3 学校を地域とともに創ることにより、活力のあるコミュニティを形成する。	6 地域との連携・協働体制の構築 ① 地域による教育支援活動の充実
	4 生涯にわたって、子どもも大人もともに学び続けられる生涯学習社会を実現する。	7 生涯にわたり子どもも大人もともに学び続ける環境の充実 ① 伝統芸能、文化財の保存・伝承活動の充実 ② 社会教育活動拠点施設の整備の充実 ③ 魅力ある学習機会及び情報の発信 ④ 家庭の教育支援の推進 ⑤ 総合型地域スポーツクラブや各種社会教育団体への支援の充実 ⑥ 図書館機能の充実と読書活動の推進

【5. 基本目標】

基本目標 1

自尊感情が高く心豊かな人間性の育成と個性の伸長を図り、主体的・能動的に他者と協働し、社会を生き抜く力を養成する。

知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、道德教育や体力等の充実により、豊かな心や健やかな体を育成し、「知・徳・体」の調和がとれ自らの人生を切り拓き社会で生き抜く「生きる力」を育成します。

施策 1 すべての子どもが輝く教育の推進

- ①菊池学園の取組
- ②基礎学力・体力向上の取組の充実と推進
- ③人権教育の推進
- ④道德教育の推進
- ⑤特別支援教育の充実と推進
- ⑥メディア教育の充実と推進
- ⑦キャリア教育の推進
- ⑧保育者の資質向上

基本目標 2

安心と信頼のある保育・教育環境を整備する。

外部の専門人材の有効活用等により学校の教育活動の質的な向上や学校の組織的・協働的な取り組みを推進します。

施策 2 チーム学校の構築

- ①「チームとしての学校」の実現
- ②学校事務体制の強化
- ③町雇用教育関係職員の適正配置
- ④相談支援体制の充実
- ⑤教育研究所との連携の強化
- ⑥業務の適正化推進体制の構築

子どもの健やかな成長の大前提として、すべての子どもが持って生まれた「いのち」を育み、一人一人が尊重されることが必要と考えます。

すべての子どもが一人一人尊重されるための教育、妊娠・出産から学齢期まで成長に応じた発達を支援するための施策等、子どもの健やかな成長につなげるための環境づくりを推進します。

施策3 子どもたちのよりよい育ちへの支援の充実

- ①妊娠期から子育て世代への支援の充実
 - ②子どもの居場所づくりの推進
 - ③生活習慣の確立、食育推進
-

町内すべての保育所・幼稚園・小学校・中学校においても、質の高い保育・教育を提供し、子どもたちが安心して保育・教育を受けられるようにします。

乳幼児期から15歳の義務教育終了まで、安心して子どもを育てられる環境をつくるために保育所・幼稚園と小学校の連携、子どもの成長段階に応じて関わる教育機関の連携教育(縦の連携)を推進します。

そして、保育・教育機関と福祉、保健、医療等の専門機関との密接な連携を進めるとともに家庭や地域社会との連携により子どもの成長を支援する(横の連携)を充実させます。

施策4 保育・教育環境の充実

- ①保育所・幼稚園・小学校・中学校等の連携による質の高い乳幼児保育・教育の充実
 - ②保育者の適切な配置
 - ③中山間地域における特色ある園・学校づくりの推進
 - ④保育所・学校施設の耐震改修等施設整備
 - ⑤休校・休園中施設、教育施設の利活用
-

家庭の生活の困窮等で厳しい環境にあるがゆえに、学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行等といった困難な状況に直面している子どもたちの貧困の連鎖を教育によって断ち切ることを目指します。

施策5 厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実

- ①教育支援センター(相談支援チーム)の支援体制の強化
- ②児童虐待等、個別相談援助への対応の強化
- ③福祉観点からの児童・生徒支援の充実

基本目標3 学校を地域とともに創ることにより、活力のあるコミュニティを形成する。

学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、学校を核とした協働の取り組みを通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進します。

施策 6 地域との連携・協働体制の構築

①地域による教育支援活動の充実

基本目標 4

生涯にわたって、子どもも大人もともに学び続けられる生涯学習社会を実現する。

誰でも、いつでも、どこでも興味や必要に応じて学ぶことのできる環境を整備します。

また、生涯学習に取り組む住民が学習の成果を活かして活動することにより、地域や家庭の教育力の向上を図る環境をつくります。

施策 7 生涯にわたり子どもも大人もともに学び続ける環境の充実

①伝統芸能、文化財の保存・伝承活動の充実

②社会教育活動拠点施設の整備の充実

③魅力ある学習機会及び情報の発信

④家庭の教育支援の充実

⑤総合型地域スポーツクラブや各種社会教育団体への支援の充実

⑥図書館機能の充実と読書活動の推進

第4章 基本目標達成のための施策と展開

施策1 すべての子どもが輝く教育の推進

①. 菊池学園の取組

◆目指す姿◆

自尊感情が高く、他者と共存・協働することができる「生きる力」を育む教育が実践されています。

コミュニケーション能力を高め、主体的・能動的に行動できる子どもを育成する教育が実践されています。

子どもが自己実現のために必要な知識・技能・能力を習得するための教育が実践されています。

◆概要説明◆

国際的な調査において、日本人の自尊感情や自己肯定感は諸外国と比較すると低いことが明らかになっています。

今後より一層進むグローバル社会において、日本人であることに誇りを持ち、他者と共存・協働していくための生きる力を育み、自らの目標を達成するために必要な知識や技能や能力(思考力・判断力・表現力)を習得することができる教育に取り組んでいます。

特に、他者を理解し、適切な自己表現ができ、主体的・能動的な学習をしていくためにコミュニケーション能力や自尊感情を高めるための教育に取り組んでいます。

◆施策の展開◆

菊池学園における4つの取組①「菊池学級」②「教師塾 菊池寺子屋」③「教師のたまごセミナー」④「大人版 菊池学級」を実施し、子ども、教職員、保護者、町民の自尊感情やコミュニケーション能力を高め、「生きる力」を育んでいきます。

義務教育終了後、自己の目標達成のために必要な進路を選択することができる能力を修得するために、主体的・能動的に学ぶことができるアクティブ・ラーナーを育成する教育の充実を図ります。

◆施策目標◆

将来の夢や目標を持ち、その実現のために自らの強みや良さを理解し、自己実現のために努力することができる子どもを育成します。

数値目標項目	平成 28 年度		平成 33 年度	
将来の夢や目標を持っているか(肯定的回答)	小学校	82.0%	小学校	90.0%
	中学校	73.0%	中学校	90.0%
自分には良いところがある。(肯定的回答)	小学校	73.4%	小学校	90.0%
	中学校	70.6%	中学校	90.0%
物事を最後までやり遂げてうれしかったことがある。(肯定的回答)	小学校	97.6%	小学校	100%
	中学校	95.1%	中学校	100%
学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある。(肯定的回答)	小学校	87.9%	小学校	90.0%
	中学校	85.8%	中学校	90.0%

(全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より)対象：小学 6 年・中学 3 年 以下同様

②. 基礎学力・体力向上の取組の充実と推進

◆目 指 す 姿◆

子どもが、自ら主体的・能動的に学習や運動に取り組む教育が実践されています。
一人でもするべきことに取り組むべきことを頑張れる、みんなとも一緒に頑張れる子どもを育成する教育が実践されています。

困難や挫折があっても、あきらめないで乗り越え、回復できる*レジリエンスの高い子どもを育成する教育が実践されています。

*逆境から立ち直る力。逆境を乗り越える力。心理的な傷つきや落ち込みから立ち直る回復力のこと。

◆概 要 説 明◆

仲間と協働することや主体的に学ぶことができるアクティブ・ラーナーを育成するためには、各教科等での不断の授業改善が必要です。

各校においては、知識教授型の一斉指導型の授業だけではなく、話し合い・学び合いのある学習(授業)を実施していきます。

基礎的・基本的な学力の確実な定着のために、学校と家庭との連携を深め、家庭学習の充実を図るための取り組みを推進していきます。

体力面においては、家庭での生活習慣の改善と、自己管理の意識を高めより良い生活・生き方をしていくために、学校生活全般及び家庭生活も含め、行政、地域、関係機関とが連携し、包括的な取り組みを推進していきます。

◆施 策 の 展 開◆

県教委指導主事等を招聘しての授業研究や校内研修を実施し、授業改善に取り組んでいきます。

学校体育の充実だけではなく、乳幼児期における親子での運動習慣をはじめとする

地域全体での運動習慣、小学生を対象としたスポーツ教室等、運動の機会を増やしていきます。

失敗をしても、家庭、学校、地域が温かく見守り支えていく雰囲気・風土を育んでいきます。

◆施策目標◆

自己実現のために社会を生き抜くための力を身に付け、あきらめずに最後までやりとげる子どもを育成します。

数値目標項目	平成 28 年度		平成 33 年度	
全国学力・学習状況調査結果の平均正答率が、小学校全国平均+5、中学校全国平均+3 以上。	小学校	+3.1	小学校	+5.0
	中学校	+0.9	中学校	+3.0
全国体力・運動能力等調査の T スコアが、小学校全国平均+3、中学校全国平均以上。 ^{*1}	小学校	+2.4	小学校	+3.0
	中学校	-1.7	中学校	0.0
物事を最後までやり遂げてうれしかったことがある。(肯定的回答) ^{*2}	小学校	97.6%	小学校	100%
	中学校	95.1%	中学校	100%

^{*1}(平成 27 年度 全国体力・運動能力等調査結果より)

^{*2}(全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より)

③. 人権教育の推進

◆目指す姿◆

自分や他者の人権について正しく理解し、お互いの人権を尊重し合い、互いに支え合えることができる共生社会が実現できています。

◆概要説明◆

すべての人々の基本的人権が尊重されるよう乳幼児期から高齢期にいたるそれぞれのライフステージに応じて、学校、家庭、地域社会において連携を強化し、人権尊重意識の普及・高揚を図っていくとともに、一人一人の人権を尊重し自他ともに自己実現の権利や多様な考えを認め合うことのできる豊かな自尊感情を高める取り組みを推進します。

◆施策の展開◆

人権教育の推進

- ・インターネット上のトラブルから子どもを守るために子育て支援センター(ぐりぐらひろば)・保育所・小中学校の保護者を対象に情報モラル教育の推進を図ります。

- ・人権を尊重できる子どもの育成を目指した教育を推進する。教育目標や教育方針に人権教育推進を明確に位置づけます。
- ・人権教育主任を置き、全教職員の協力による研究体制を確立し、指導を徹底します。
- ・住民一人一人の基本的な人権が尊重され様々な人権問題に関する知識と認識を深めるために、町民を対象とした研修を行います。

教育相談体制の充実

- ・相談員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもたちの理解を深め、いつでも安心して相談できる体制の充実を図るとともに関係機関との連携を図りいじめ等の人権侵害を受けた幼児、児童生徒の心のケアに努めます。

◆施策目標◆

数値目標項目	平成 28 年度	平成 33 年度
人権課題への正しい理解と認識を深めるため講演会や研修会でアンケート調査を実施し「参加者の人権課題への理解が深まった」と回答した参加者の割合。		60%
*人が困っているときに進んで助けていますか「はい」と答えた児童生徒の割合	小学校 85.6% 中学校 85.9%	小学校 90.0% 中学校 90.0%

(*全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より)

④. 道徳教育の推進

◆目 指 す 姿◆

ありのままの自分を受け入れ、相手もありのまま受け入れることができる自尊感情を高める取り組みが実施されています。

自分と他人との違いを認め、違いを理解しようとする心、相手に近づこうとする心、エネルギーを持つような教育が実践されています。

命の尊さを実感し、自分や他人を大切にする心が育まれています。

◆概 要 説 明◆

グローバル化が進む中では、相手の意見を聴きながら、自己主張することが重要なことです。

道徳的価値への気付き、道徳的実践力を身に付けるために、学校だけではなく家庭、地域、行政が連携して取り組んでいきます。

自他の命がかけがえのないものであることを実感し、自分や他人を大切にする心を育む取り組みを推進します。

◆施 策 の 展 開◆

本町が長年取り組んできた道徳教育をベースに、教育活動全般において自尊感情や規範意識を高める取り組みを推進していきます。

豊かなコミュニケーション能力によって、人間関係構築力が高まり、自分らしさを発揮でき、自分も相手も大切にできる教育を推進していきます。

産婦人科医師や助産師の講演会、乳幼児とのふれあい体験等を行う「いのち育て事業」を保育所から中学校まで切れ目なく行います。

◆施 策 目 標◆

規範意識や道徳的価値への気付きを通して、行動化につなげることができる子どもを育成します。

数値目標項目	平成 28 年度		平成 33 年度	
	小学校	42.8%	小学校	45.0%
学校の規則を守っていますか。(強い肯定)	中学校	64.4%	中学校	67.0%
	小学校	83.1%	小学校	86.0%
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思うか。(強い肯定)	中学校	76.1%	中学校	80.0%

(全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より)

⑤. 特別支援教育の充実と推進

◆目 指 す 姿◆

すべての児童生徒一人一人の実態に応じた合理的配慮がなされ、ユニバーサルデザインに基づく、支援・対応・指導が実施されています。

就学時、進学時に、該当児童生徒や保護者の負担がないようスムーズな引き継ぎが、校種間で実施されています。

特別な教育的支援が必要な児童生徒と、周りの児童生徒がともに高めあう集団としての授業が実施されています。

◆概 要 説 明◆

特別支援学級への在籍児童生徒数は増加傾向にあり、通常の学級においても支援の必要な児童生徒が増加しています。

障害者差別防止法が施行され、障害があってもなくても、だれもがわけへだてられず、お互いに尊重して、暮らし、学習でき、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目指します。

先生と園児、児童生徒との関係性が構築され、園児、児童生徒同士との関係性が構築されているなかで、誰もが安心して過ごせる園・学校づくりを目指します。

◆施 策 の 展 開◆

関係機関と連携し、特別支援学級在籍児童生徒への合理的配慮を適切に実施します。

特別な教育的支援が必要な子どもの進学、進級の際には、「個別の指導計画」「引き継ぎシート」「つながるノート」を活用した引き継ぎを実施します。

教職員と子どもとの関係及び子ども同士の関係を構築していくことができるよう菊池学園の取組を推進していきます。

◆施 策 目 標◆

特別な教育的支援が必要な子どもの就園時から義務教育終了までの引き継ぎをスムーズに行える環境を整備します。

数値目標項目	*平成 27 年度		平成 33 年度	
発達障害の診断・判断がある児童生徒の「個別の指導計画」の作成率	小学校	50.0%	小学校	100%
	中学校	31.6%	中学校	100%
発達障害の診断・判断がある児童生徒の支援方法等の引き継ぎ方法への「引き継ぎシート」活用率	小学校	4.5%	小学校	100%
	中学校	21.1%	中学校	100%

(*本調査は毎年 12 月に実施しているため、平成 27 年度の結果を掲示します。)

⑥. メディア教育の充実と推進

◆目 指 す 姿◆

今後の情報化社会において、情報弱者にならないよう*メディアリテラシーを育成する取り組みが実施されています。

メディアを利用・活用することを自己コントロールできる力を育成するための取り組みが実施されています。

ICT 機器の活用と紙媒体(新聞・書籍等)のそれぞれの活用のバランスが取れた生活習慣を身に付けられる取り組みが実施されています。

保護者や子どもたちがマナーやルールを守って情報機器を活用しています。

学校教育や社会教育の場で*情報モラル教育の啓発活動が積極的に行われています。

*情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度

◆概 要 説 明◆

現代社会において ICT 機器の活用は必要不可欠であるため、いかに依存することなく利用・活用する能力、意思が必要となってきています。

学校・家庭・地域と行政が連携し、それぞれのライフステージにおける適切な情報活用、機器を活用する能力の育成を図ります。

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの情報モラル教育や情報活用能力の育成を図ります。

◆施 策 の 展 開◆

学校教育、社会教育において ICT 機器の活用方法を修得するために、必要な環境整備を実施します。

*NIE を推進し、学校でも新聞を読む習慣をつけていきます。

個人情報の取り扱いやネットワーク上のマナーの指導等について、教員研修の充実を図り、情報モラルに対する指導力の向上に努めます。

インターネットやゲーム機、スマートフォン等の正しい使用方法や危険性について理解を深めるため、生涯学習事業や参観日・PTA 研修会等の機会を活用して、幅広い世代に向けての啓発活動の充実に努めます。

*学校教育で新聞を教材として利用する学習活動

◆施 策 目 標◆

規則正しい生活習慣を身に付け、適切なメディアとの接し方ができる子どもを育成します。

数値目標項目	平成 28 年度		平成 33 年度	
平日のテレビ・ビデオ・DVD の視聴時間が 2 時間未満の割合	小学校	43.3%	小学校	55.0%
	中学校	58.3%	中学校	70.0%
地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があるか(肯定的回答)	小学校	70.5%	小学校	90.0%
	中学校	78.5%	中学校	95.0%
テレビやインターネットでニュースをみているか(肯定的回答)	小学校	85.5%	小学校	90.0%
	中学校	93.2%	中学校	95.0%
新聞を読んでいるか(肯定的回答)	小学校	52.4%	小学校	70.0%
	中学校	46.0%	中学校	70.0%

(全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より)

⑦. キャリア教育の推進

◆目 指 す 姿◆

子どもたちの発達段階に応じたキャリア教育の一環として、地域の特色を生かしながら、子どもたちの夢や希望につながる事業を、学校・園、保護者、地域が協働して実施することにより、子どもたちが夢や希望を持ち、豊かな心も育くまれ、自尊感情が高まり、社会を生き抜く力が育成されています。

◆概 要 説 明◆

地域の文化や自然環境、社会環境を活用した体験活動を通じて子どもたちの自尊感情や豊かな感性を育んでいます。

社会や、地域と連携を強化することで、子どもたちの社会を生き抜く力を養成し、自己実現を目指したキャリア教育の充実に取り組んでいます。

保護者、地域、地域住民による支援ボランティア等と協働した学校・園の支援体制を構築、強化することで、子どもたちの保育・教育環境の充実を図っています。

◆施 策 の 展 開◆

子どもたちの健全育成のため、地域の人材や民間の力、地域産業を生かし、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。

稲作体験等の農業体験学習等を通じて、地域人材を発掘するとともに、学校・園、家庭、地域の協働に向けた共通認識を深めます。

◆施 策 目 標◆

子どもたちが学業の必要性や意義を実感し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現できるよう、発達段階に応じたキャリア教育を実施し、夢や希望を持ち、豊かな心も育くまれ、自尊感情が高まることに寄与します。

数値目標項目	平成 28 年度		平成 33 年度	
将来の夢や目標を持っていますか	小学校	82.0%	小学校	90.0%
	中学校	73.0%	中学校	90.0%
物事を最後までやり遂げてうれしかったことがありますか	小学校	97.6%	小学校	100%
	中学校	95.1%	中学校	100%

(全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より)

⑧. 保育者の資質向上

◆目 指 す 姿◆

人間形成の基礎を培う重要な乳幼児期において、子どもの視点に立ち、子どもの利益を最善に考慮した乳幼児保育・教育の充実を目指し、保育者の専門性を高め、資質向上を図ります。

◆概 要 説 明◆

子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、保育所・幼稚園に対するニーズが多様化しています。乳幼児を理解し、活動の場面に応じた適切な指導を行う力を身に付けていくことも重要ですが、それに加え、家庭との連携を図りつつ保育・教育を展開する力等、多岐にわたる専門性が求められます。

◆施 策 の 展 開◆

子ども一人一人の特性や発達過程を理解し、総合的に指導する力、実践力等専門的知識の修得、向上に努めなければなりません。また、その力が最大限に発揮できるよう研修への積極的な参加を行い、自己研鑽に努めます。

◆施 策 目 標◆

子どもたちに質の高い保育・教育を保障するために、職務及び責任の理解と自覚を基盤とし、職員の資質と専門性のさらなる向上を目指して計画的な公開保育の実施や園内研修の充実を図ります。

施策2 チーム学校の構築

①.「チームとしての学校」の実現

◆目指す姿◆

教育課程・授業方法の改善への対応を図るため、教員の資質向上に係る学校組織・研修体制が構築されています。

校長のリーダーシップの下、教職員や多様な専門性を持つ外部スタッフがチームとして適切に役割分担され学校の教育力・組織力の向上が図られています。

教員が授業等子どもへの指導により一層専念できる環境が、整えられています。

◆概要説明◆

現在、児童生徒の個別のニーズが多様化しており、教員に求められる役割が拡大しています。「平成25年^{*1}TALIS(国際教員指導環境調査)」の調査結果によると、日本の学校は教員以外の専門スタッフが諸外国に比べて少ない現状です。(教職員総数に占める教員の割合 日本：82%、アメリカ：56%、英国：51%)また、教員の1週間あたり勤務時間は日本が最長という結果が出ています。(日本：53.9時間、参加国平均38.3時間)

これらの課題を改善し「チームとしての学校」実現のために、平成27年12月中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」に記載されてある「専門性に基づくチーム体制の構築」「学校のマネジメント機能の強化」「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」について、その実現を目指します。

^{*1} TALIS(Teaching and Learning International Survey)は、学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てた国際調査。

◆施策の展開◆

経験の浅い教員(主に新規採用教員)の配置校研修の指導助言を教育特使等が務め、当該教員の資質向上及び関係教員の負担軽減を図ります。

教員がPTA活動や地域の行事等に積極的に関わっていくことで、専門性を持った外部スタッフ(特に保護者・地域の方)との連携・協働が、円滑に実施できる関係の構築を図ります。

◆施策目標◆

経験の浅い教員が、国及び県並びに本町の教育施策についての理解を深め、各校や子どもの実態に応じた教科指導等の実践ができています。

外部スタッフ(特に保護者・地域の方)とのコーディネートができる教員が、各校に

複数名在籍しています。

②. 学校事務体制の強化

◆ 目 指 す 姿 ◆

学校、教育委員会、事務職員に学校事務について安心を届けています。
学校経営を支援できる組織として、事務職員が高い職業モラルを持ち続けることができています。

世代交代が進む今だからこそ、育ちあう組織が必要であり、人が育ちあって、次につなぎ、時代に対応できるよう、事務職員同士が育ちあっています。

◆ 概 要 説 明 ◆

中教審答申において、「チーム学校」を実現するための具体的な改善方策の一つとして、マネジメント機能の強化が謳われていますが、そのための取り組みの一つとして、事務体制の強化が挙げられています。

事務機能を強化するためには、事務職員の資質・能力の向上や事務体制の方策を講じることが必要とされていますが、単数配置がほとんどである現状を考えると、共同実施が有効的です。

共同実施組織体制を整備し、その取り組みを検証しながら、事務職員の資質向上を図り、業務を効率化し、教員の事務負担軽減や事務職員の学校運営への支援・参画を図る必要があります。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

共同実施年間計画を立てた上で、原則週 1 回程度集まり、町内の学校事務の企画・立案、質の向上に関すること、適正な執行に関すること、未配置校への事務支援に関することを行うことにより、いの町全体の学校事務の整備とともに業務の改善・効率化に努めます。

◆ 施 策 目 標 ◆

いの町内の学校事務の平準化を図り、安定した学校事務を提供します。
事務職員の資質向上を図り、学校規模や経験年数による格差を解消します。
若年事務職員、ミドルリーダーの育成を組織的に行い、力量を高めます。

③. 町雇用教育関係職員の適正配置

◆目 指 す 姿◆

教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフ等が、町雇用教育関係職員として雇用され、学校、教育支援センター「のぞみ教室」、教育研究所等に適正に配置されています。

教員と専門的スタッフ等が連携し、適切な役割分担がされており、それぞれの専門性を活かし、チーム学校の構築に寄与しています。

◆概 要 説 明◆

近年、学校における課題や児童生徒の抱える課題は複雑化・困難化しており、学校や教員に求められる役割が増加しています。

役割の増加に伴い業務量も増え、教員の多忙化により、児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じているのが現状です。

また、教員が個々の児童生徒の状況に応じた個別の対応を求められるケースが増えている中で、教育的観点からだけでなく、福祉的な視点を含めた多方面から具体的な対策を進めていく必要があります。

そこで、町雇用教育関係職員として雇用した、専門的スタッフ等の力を活用し、学校の目標の実現や課題の解決を図ろうとするものです。

◆施 策 の 展 開◆

スクールソーシャルワーカー、教育指導員、教育相談員等の専門的な資格や経験を有する職員を適正に配置することにより、児童生徒・保護者の課題解決に取り組みます。

ITに精通した専門性を有する職員を雇用し、学校支援、教員の業務負担軽減を図ります。

特別な支援を必要とする児童生徒に対応する特別支援教育支援員を配置し、きめ細やかな対応が行える体制を整えます。

◆施 策 目 標◆

学校全体の組織力の向上が図られ、教員は、授業等子どもへの指導に専念することができ、児童生徒と向き合う時間が確保できる校内体制の構築に寄与します。

④. 相談支援体制の充実

◆目 指 す 姿◆

学校だけのかかわり方だけでは、支援が届かない困難な家庭について、スクールソーシャルワーカー、教育研究所、教育相談員が相談支援チームとして学校を支援し、学校の支援会議を通じて、しっかり見立て、手法を探り、管理職、教職員とともに、学校がひとつのチームとして取り組みを進めています。子どもにしっかり向き合うことにより児童生徒の自己肯定感が高まり、教職員の精神的な負担が軽減され、ひいては親子の心の安定につながる環境が整えられています。

◆概 要 説 明◆

スクールソーシャルワーカーを教育支援センターに配属し、教育研究所職員、教育相談員とともに相談支援チームとして学校を支援し、不登校、いじめ、問題行動等、早期発見・早期支援に努め、事案について多角的にとらえ、しっかり見立て、重症化の予防に努める。そして、スクールカウンセラーをはじめ多職種、多機関との連携を図り、課題解決を目指していきます。

◆施 策 の 展 開◆

相談支援チームを中心に、いの町の小・中学校及びいの町在住の18歳未満の子どもに係る「児童虐待予防」や不登校、いじめ、問題行動等に対応し、児童生徒及び保護者や学校教職員の不安や悩みを安心して相談できる体制づくりに取り組みます。

◆施 策 目 標◆

数値目標項目	平成33年度
全小中学校への訪問	20回以上
学校の支援会議への参加	100%

⑤. 教育研究所との連携の強化

◆目 指 す 姿◆

学校教育・家庭教育・社会教育・人権教育・幼児教育等、教育全般の質的向上を図る機関としての役割を踏まえ、教育の向上に努め、チーム学校の構築に寄与しています。

子どもたちは、基礎的・基本的な知識や技能を習得するとともに、知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力そして主体的・対話的で深い学びを実践しています。

保育所・幼稚園・学校が、保護者・地域住民と協議しながら、保育・教育活動や、また、その効果についての必要な情報が共有される体制づくり、地域のよさ・強み、特色ある歴史、自然等人的交流を深めながら、町に愛着を持ち、地域社会に貢献できる子どもを育成しています。

◆概 要 説 明◆

「主体的・対話的で深い学びを目指す授業改善」と課題を設定し、菊池学園との連携を図り、基礎的・基本的な知識・技能の習得や課題の発見と解決に向けた学習過程の質的改善を引き出す取組を実践する学校を支えています。

計画的・組織的な研修・研究を推進し、教職員相互の練磨に努め、実践的指導力の向上を図っています。

地域に根ざした園児・児童・生徒の実態を踏まえた総合的な学習を行い、各教育現場の実態を尊重し、密接な連携を保ちながら教育現場に応じた講師を招聘し、教育講演会や校内研修を開催し、教職員の資質向上を図っています。

◆施 策 の 展 開◆

教育上の諸問題について、園や学校、その他の教育機関等との連携のもとに計画的・組織的に教育の振興を図ります。

諸調査・諸検査等を集計・考察し、研究資料の作成、配付を行います。

教職員への指導・助言、教職員・保護者等との相談活動、町指定研究校や校内研究等への指導・助言・協力活動を行います。

町研部会、所外研究の推進、各種研修会及び講習会の開催、視察研修バスの運行等を行い、教職員研修の充実を図ります。

学校訪問を行う中で、園や学校と連絡を取り合い、園や学校の実情に応じた講師を招聘します。

教育研究所別館の資料センターにおいて、教育指導上必要な図書、視聴覚教材等の整備を図ります。

◆施 策 目 標◆

年間 5 回の町教職員研究部会の充実に努めます。

年間 2 回の教育講演会を行います。

小学校外国語・道徳が教科としての取り組みがスムーズに行われています。

⑥. 業務の適正化推進体制の構築

◆目 指 す 姿◆

教員の長時間労働が改善され、教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境整備をします。

中学校の部活動指導に従事する教員の過度の負担を軽減し、生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進を図る環境整備をします。

過度の提出書類の削減、情報共有や事務作業の効率化を推進し、教職員の事務負担を軽減します。

◆概 要 説 明◆

これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育への転換が求められ、より複雑化、困難化した課題に対応できる*「次世代の学校」を実現するため教育環境の改善を図ります。

長時間労働の状況を改善し、教員が子どもと向き合う時間を確保するための改善方策に取り組みます。

*質の高い授業や個に応じた指導を実施し、特別な配慮を必要とする子どもたちの自立と社会参加を目指し、それぞれが持つ能力を最大限に伸ばさせ、地域とともにある学校

◆施 策 の 展 開◆

教育委員会事務局内に業務適正化推進検討委員会を設立し、次の業務についての施策実施を検討します。

- ・給食費等徴収管理業務
- ・部活動指導業務
- ・ICT 機器による校務管理業務
- ・教職員専用相談業務
- ・その他教職員多忙化解消に必要な業務

◆施 策 目 標◆

教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する取り組みを推進します。

①. 妊娠期から子育て世代への支援の充実

◆目 指 す 姿◆

一人一人の子どもの心に安全基地(親子の愛着関係)がつくられ、心身ともに豊かな子どもが育っています。

妊娠期から子育て世代への切れ目ない包括的な支援が行われています。

地域で子育てを互助する力が生まれ、地域ぐるみの子育て支援体制が整備されています。

◆概 要 説 明◆

妊娠期の出会いの場を設けることで、妊婦同士の交流と地域の子育て支援者との出会いによって、地域社会からの孤立感や孤独感、出産や育児への不安感を緩和し、産後うつや乳幼児期の虐待を未然に防ぎます。

また、産後の育児や赤ちゃんのイメージを持って妊娠期を過ごせるよう支援することで、親子の愛着形成や信頼関係の構築、自尊感情を育みます。

そのために、子育て支援に関わる地域資源(人材や活動)を活用することで各機関、及び地域との連携を強化し、個に応じた子育て支援をコーディネートするとともに地域ぐるみの子育て支援の質的向上を図ります。

◆施 策 の 展 開◆

母子手帳交付(妊娠届)を機に、ほけん福祉課との連携による妊娠期からの子育て支援センター利用を勧め、出産や育児への不安を緩和するとともに行政窓口への気軽な相談ができる環境を整え、支援者のいない孤立した子育て家庭を支援します。

産前産後の育児仲間との出会いから、その後の育児への戸惑いや困り感を意見交換したり、互いに相談し合う関係性を築くためのサポートをします。

地域の支援者や高齢者や障害児・者との出会いや交流をサポートし、人とのつながりの中で地域ぐるみの子育てができる体制を目指して支援します。

育児サークル等による保護者の活動や地域のボランティア活動が主体的に展開されるよう育成支援し、地域での互助の関係性を育むとともに、地域ぐるみの子育て支援の質的向上を図ります。

妊娠期からの切れ目ない取り組みとして、幼児期には、親や周りの大人からの愛情を確認し、自分と他者のいのちが大切な存在と感じる心を育む取組を行います。

次世代の子育てを見据え、思春期の乳幼児ふれあい体験や疑似妊婦体験、実習等を継続的に行い、多職種間の連携による育成支援を展開します。

◆施策目標◆

日常的な寄り添う支援とともにぐりぐらひろばの利用率向上、及び妊娠期から就園前の子育て講座への参加率向上によって、乳幼児健診時の気になる子どもの減少を目指します。

②. 子どもの居場所づくりの推進

◆目指す姿◆

放課後に留守家庭となる児童を対象とした「放課後児童クラブ」や、児童全体を対象とした「放課後子ども教室」において、安全・安心な生活の場や活動拠点(居場所)として質を高め、総合的な放課後児童対策が充実しています。

すべての子どもが心身ともに健やかに成長するために、学校・家庭・地域による見守り体制が構築されています。

◆概要説明◆

放課後児童クラブや放課後子ども教室の質を向上させるため、支援員やコーディネーター等の人材確保及び育成に取り組んでいきます。

◆施策の展開◆

研修体制の充実

放課後児童対策の質を向上させる取組として、支援員やコーディネーター等を対象とした、現状の課題を解決するための研修や学習の機会を設けることで、支援の充実を図ります。

人材の確保

県及び町の人材バンク等を積極的に活用してコーディネーターや教育活動推進員等の人材確保に努めます。

運営体制の充実

放課後児童クラブの事業を運営委員会等の団体に委託することにより、サービスの向上を図り、地域の協力を得ながら児童見守り体制の強化に努めます。

◆施 策 目 標◆

数値目標項目	平成 27 年度	平成 33 年度
放課後児童クラブ事業の外部委託数	1 ヶ所	4 ヶ所
放課後子ども教室での*学習支援の実施率	20%	80%

*学習支援:有資格者(教員免許等)を教育活動推進員として配置し学習活動を行っている状態。

③. 生活習慣の確立、食育推進

◆目 指 す 姿◆

妊娠期(胎児期)から切れ目ない生活習慣の確立や食育の取り組みが行われています。生活習慣に関心を持ち、朝食を摂る子どもや保護者、十分な睡眠をとる子どもが増えていきます。

◆概 要 説 明◆

基本的な生活習慣の大切さを知らない子育てや子どもの育ちがあります。

適切な生活習慣を身につけていくために、就園・就学前から家庭と連携し、基本的な生活習慣「早寝・早起き・朝ごはん」定着の取組をすすめます。

妊娠期(胎児期)から、機会があるごとに食生活改善のアドバイスを実施していき、就園・就学後も切れ目ない食育の推進を継続していきます。

◆施 策 の 展 開◆

家庭や地域、園や学校、及びほけん福祉課等の行政と連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」等の、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めます。

平成 26 年 2 月に策定した「第 2 期いの町健康増進計画・第 1 期食育推進計画」に基づき、母子手帳交付(妊娠届)、新生児訪問、乳幼児健診時には保護者を対象に食育の啓発を行います。

保育所・幼稚園の年長児の親子を対象に「きらきらキッズ」事業を行い、切れ目ない食育の推進をしていきます。また、親子料理教室では、食生活改善推進員と協働で行うことにより地域との連携も推進していきます。

保育所・幼稚園では給食等を通して、食べることの楽しさや食事のマナーを育みます。就学後も給食等を通して食育の啓発、体験学習や地域との交流を行います。

◆施 策 目 標◆

数値目標項目	平成 27 年度	平成 33 年度
*1 妊婦や乳幼児健診に参加した保護者の朝食欠食率	妊婦 14.4% 乳幼児健診に参加した母親 12.7%	妊婦 10.0% 乳幼児健診に参加した母親 7.0%
数値目標項目	平成 28 年度	平成 33 年度
*2 朝食を毎日食べている割合	保育・幼稚園児 91.3% 小学生 93.6% 中学生 87.2%	保育・幼稚園児 100% 小学生 100% 中学生 100%
*3 平均睡眠時間	保育・幼稚園児 9 時間 22 分 小学生 8 時間 50 分 中学生 7 時間 46 分	保育・幼稚園児 10 時間 小学生 9 時間 中学生 8 時間

(*1 妊娠届提出時及び幼児健診時のアンケートと聞き取りより)

(*2, *3 幼児・児童・生徒生活実態調査質問紙より)

施策 4 保育・教育環境の充実

①. 保育所・幼稚園・小学校・中学校等の連携による質の高い乳幼児保育・教育の充実

◆目 指 す 姿◆

子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼児教育・保育内容の工夫を図り、就学に向けて、交流、相互理解を深め、積極的な連携を図ります。

保育所・幼稚園・小学校・中学校のいずれにおいても、菊池学園の取組を導入することで、就園時から義務教育終了まで一貫した取り組みをもとに共通の視点で子どもに関わることができるようになります。

◆概 要 説 明◆

*小1 プロブレムと言われる状態が多く的小学校で見られ、対応に苦慮している状況にあるため、保育所、幼稚園、小学校間で教育内容の理解を深め合い、子ども同士の交流が進むような環境設定を拡充し、指導方法の工夫や改善を図ることが求められます。

菊池学園の取組を推進することで、校種に関係なく共通の視点・話題で子どもに関わることができ、義務教育終了まで多くの大人の目が子どもに向けられることとなります。

*小学校第1学年の児童が学校生活に適応できないために起こる問題

◆施策の展開◆

遊びを中心とした就学前教育と、教科学習に重点を置いた学校教育では、生活の仕方や教育方法は異なっていますが、子ども自身の発達や学びは途切れることなく、連続しているものと考えなければなりません。乳幼児期は生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることを基本とし、各機関が必要な役割を果たしながら、幼児、児童生徒の実態や指導方法についての理解を深め合い、連続性と一貫性のある教育を進めるために、相互に協力、連携を図ります。

子どもの自尊感情を高めるために、「ほめ言葉のシャワー」を全保育所、幼稚園、小学校、中学校で取り組みます。

◆施策目標◆

子どもたちが生活の変化に対応し、実り多き活動を繰り広げ、また、保育者が自信をもって子どもたちの育ちや学びを支えていけるよう保幼小連携研修への積極的な参加に努めます。

教育内容の理解を深め合い、子ども同士の交流が進むような環境設定を拡充し、幼児期の保育で目指していることを押さえながら、円滑に小学校就学に移行できるよう学びの連続性の観点からの教育の目標・内容・方法の改善を図り、保幼小接続期カリキュラムの作成に取り組みます。

将来の夢や目標を持ち、その実現のために自らの強みや良さを理解し、自己実現のために努力することができる子どもを育成します。

数値目標項目	平成 28 年度		平成 33 年度	
人の役に立つ人間になりたいと思うか。	小学校	94.6%	小学校	100%
	中学校	92.7%	中学校	100%

(全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より)

②. 保育者の適切な配置

◆目指す姿◆

適切な職員配置により、質の高い幼児期の教育や保育の質の維持・向上を行い、豊かな経験を通してすべての子どもが健やかに成長できるよう努めます。

◆概要説明◆

幼稚園については、子どもの人数の減少に加え、日中家庭にいる保護者の増加が見込めないことから、幼稚園に入園する園児数は今後も減少傾向が続くと予測されます。今後、働く保護者が増え、保育所については利用希望者が増加すると考えられます。保護者の就労支援をより充実させるため、人材を確保し、乳幼児の受け入れ体制を整

えることが必要となります。また、増加傾向にある特別な教育的支援を必要とする子どもには、発達過程を把握し、適切な援助ができる専任の職員を配置しなければなりません。

◆施 策 の 展 開◆

人材確保が厳しい保育所においては、朝夕の保育士配置の要件弾力化や幼稚園教諭及び小学校教諭資格者を活用することで、保育の質を落とさず需要に対応する必要があります。クラス担任及び加配職員は、すべて正職員での配置は困難であるため、臨時職員の配置が必要となりますが、早期の募集を図り、専門的知識を有するよりよい人材確保を行います。

◆施 策 目 標◆

子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう人材確保に努め、保育所では途中入園希望者に対応できるよう、配置基準以上の保育士の確保を図ります。特別な教育的支援を必要とする子どもに関わる保育者は専門研修により、資質の向上を図り、発達過程に応じた1対1の保育を行います。

③. 中山間地域における特色ある園・学校づくりの推進

◆目 指 す 姿◆

山村留学を実施し留学生を受け入れることにより留学生・地元生が集団生活を通して多様な人間関係を体験し学びながら、社会性や集団性を培い、ともに成長を遂げています。

学校間交流を通して、多様な集団の中で児童生徒等が切磋琢磨する体験により、学校生活・学習環境の充実を図っています。また、異年齢・異校種間の体験学習や行事の相互交流を通じて、人と人との絆、つながりを深め、郷土愛を培う心豊かな教育活動ができています。

地域の子どもたちの実態に応じた学びと育ちを支えるため、学校・家庭や地域が協働した、開かれた学校づくりが進められています。

◆概 要 説 明◆

少子高齢化により中山間地域における園・学校規模は年々縮小しています。山村留学制度により地区外から生徒を受け入れ、複式学級を回避し、学習環境の充実を図ります。

学校間交流や異校種間交流等を通して特色ある学校づくりを進め、児童・生徒一人一人の個性を活かして、生きる力を育むとともに、郷土愛を育て地域に貢献できる子

どもを育てます。

学校と家庭、地域が連携し、さまざまな教育活動を通して児童生徒の豊かな心を育みます。

◆施策の展開◆

山村留学制度の情報発信により、留学生の確保に努めるとともに、施設の環境改善を図ります。

小規模校どうしの訪問を通じて交流を図り、合同授業等普段できない人数や集団の中での体験を通して、学校生活・学習環境の充実を図ります。

保・幼・小・中合同運動会や中学校と追手前高校吾北分校生徒の田植え体験等異年齢・異校種間交流が円滑に広がっていくようにします。

地域の方を講師に招き、地域を知る学習や地域の伝統文化の伝承等を学ぶとともに、中山間地域ならではの地域おこしを目的としたイベント等へ参加することにより継承活動を行います。

◆施策目標◆

中山間地域の園・学校が引き続き存続し、明るい声が山間部に響く地域を目指します。

④. 保育所・学校施設の耐震改修等施設整備

◆目指す姿◆

子どもたちが、安全・安心な施設で快適に過ごしています。

学校施設においては、災害発生時の地域住民の避難所として重要な役割を担っています。学校ごとの長寿命化計画を策定し、学校施設の適切な維持管理が行われています。

◆概要説明◆

子ども達が、安全・安心で過ごすために、保育所・学校施設の耐震化をはじめ、施設の環境整備や維持・管理に努めています。

また、災害時の防災拠点となる施設の整備や、各学校においては、老朽化に伴う対策として、長寿命化計画を策定する等して様々な課題に対処していきます。

◆施策の展開◆

保育所の耐震化の推進

・園児が安全で安心な園生活を送るため保育所の耐震化を進めていきます。

防災拠点施設の推進

- ・災害発生時の避難所に指定されている小中学校は、町防災担当課と連携し、学校施設のバリアフリー化や災害備蓄品の保管等、地域の防災拠点施設として、整備を進めていきます。

学校施設の維持管理及び長寿命化計画の推進

- ・安全・安心な学校施設を維持するためには、適切な維持管理が求められます。各学校の安全計画に基づき、学校の施設及び設備の安全点検を適切に行い、修繕等随時対応していきます。
- ・児童生徒の安全の確保を図り、施設を長期間にわたって使用できるように学校ごとの長寿命化計画を策定し、安全・安心な学校機能の維持に努めていきます。

普通教室へのエアコン設備の導入

- ・子どもたちの学習環境改善のため、全小中学校の普通教室へエアコン設備を導入していきます。

◆施策目標◆

数値目標項目	平成 27 年度	平成 33 年度
保育所の耐震化率	42%	100%
学校ごとの長寿命化計画策定率		100%
普通教室のエアコン設置率	10%	100%

⑤. 休校・休園中施設、教育施設の利活用

◆目指す姿◆

休校学校の利活用についての方向性が明確になっています。

◆概要説明◆

休校学校施設は、地域住民にとっては身近な公共施設でもあることから地域の実情や需要に応じて活用等を図っていきます。

◆施策の展開◆

地域の方々のご意見や思いをお伺いしながら休校学校施設の有効利用について協議していきます。

◆施策目標◆

数値目標項目	平成 27 年度	平成 33 年度
休校学校施設の利活用の方向性	75%	100%

施策5 厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実

①. 教育支援センターの支援体制の強化

◆目指す姿◆

虐待、不登校、発達障害等における子ども・家庭の困難さに働きかけ、支援方法を探り、地域に住むすべての子どもたちが心豊かに育つ環境がつくられています。

◆概要説明◆

・園・学校・家庭・関係機関・地域社会等が連携しながら家庭支援や児童・生徒への支援を行い問題行動やいじめ、不登校、児童虐待の未然防止及び対応に努めます。

◆施策の展開◆

心理的、情緒的な原因による不登校児童生徒に対して、相談及び集団活動に参加できるように指導する等、個に応じた成長・発達を支援する場を充実させ、それぞれの児童生徒が持つ可能性を最大限に伸ばし、社会的自立ができるための適切な指導及び助言に努めます。

児童生徒の欠席者への対応強化として各小中学校より1ヶ月3日以上欠席した児童生徒の報告を求め、学校へ訪問し早期支援を継続します。

◆施策目標◆

数値目標項目	平成27年度	平成33年度
*不登校児童生徒の新規発生率	小学校 0.10%	小学校 0.10%以内
	中学校 0.83%	中学校 0.50%
サポートネットワーク会議の開催	0回	3回

(*児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より)

②. 児童虐待等、個別相談援助への対応の強化

◆目指す姿◆

児童虐待の通告があった場合に、即応できる体制を確保しておく。

虐待行為の予防や再発防止のため、いつでも気軽に相談に応じられる体制を確保しています。

◆概要説明◆

児童福祉法において第一義の相談機関として市町村が定められています。児童虐待の通告は、24時間365日受理できる体制を確保し、安全確認等の初期対応体制を構築しておかなければ、やがて重篤な事態に発展するリスクが高まります。

虐待の予兆、あるいは虐待行為に及んだ後に、深刻化や再発を防止するためには、継続した相談援助を展開していく必要がありますが、この相談に応ずるには、相談者の都合に合わせることでできる体制を確保しておく必要があります。

◆施策の展開◆

児童虐待の通告を受けた際、即応できる体制の維持に努めます。

相談援助においては、従前の開庁時間帯の来訪を待つという姿勢だけではなく、対応できる時間帯や曜日を拡大するとともに、こちらから積極的に訪問をする等していきます。

また、的確な対応・援助ができるよう、対応職員の技術を向上させます。

◆施策目標◆

個別相談受理においては、まず平日夜間帯の対応の拡充を図ります。

児童虐待の初期対応、また相談援助の技術については、常に高く、また、新しい対応方法を求められることから、対応職員の研修について、頻度とともに有用性のあるものを選択して、対応職員の技術の向上を目指します。

③. 福祉観点からの児童・生徒支援の充実

◆目指す姿◆

子どもが一日の大半を過ごす学校等において、貧困に代表される困窮に視点を置くことで、その問題が解決され、充実した生活を送ることができます。

保護者が気軽に相談することができ、すべての子ども達に教育の機会が確保され、希望をもって進学や就職等を選択することができます。

◆概要説明◆

子どもは生活における問題については、教職員に訴えても家庭内で困窮していることについては、恥ずかしい、あるいは仕方がないといった気持ちが働き、なかなか周囲に相談できない状況があります。

学校等での生活以外に子どもが過ごしている領域での困りごとに目を向け、保護者との関係を構築しながら関係機関とともにその解決を図ることで、子どもが有意義な生活を送ることができます。

◆施策の展開◆

教職員をはじめとした日々子どもと接する者に、貧困対策といった社会福祉の現状課題について、理解と認識を深めてもらいます。

経済的困難を抱える家庭への支援を実施し、教育を受ける機会を確保していきます。また、ひとり親家庭等への相談援助の充実や子どもの社会的自立に向けて支援をしていきます。

◆施策目標◆

相談援助の機会において、関係者と具体的な支援策が協議できるよう、保健・福祉等の他部門の協力を得ながら、相談ができる体制や社会資源の活用に努めます。

施策6 地域との連携・協働体制の構築

①. 地域による教育支援活動の充実

◆目指す姿◆

多様な学習・体験活動が展開され、学校教育の充実が図られています。

学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりが促進され、地域教育力の向上が図られています。

◆概要説明◆

学校と地域が対等なパートナーとして協働する視点を持ち、学校教育の充実や地域教育力の向上に資する持続的な活動を支援していきます。

◆施策の展開◆

学校教育の充実

- ・地域住民が学校に多く関わる機会を増やし、子どもたちのコミュニケーション能力や自尊感情、規範意識の向上を図ります。
- ・地域住民の協力を得ることにより、教員が教育活動により一層力を注ぐ環境づくりに努めます。

地域教育力の向上

- ・地域住民が、自らの経験や知識を子どもたちの教育に活かす取り組みを推進します。
- ・地域の活性化や、学校を核とした地域づくりを推進します。

◆施 策 目 標◆

数値目標項目	平成 28 年度	平成 33 年度
学校運営協議会が設置されている小中学校数	4 校	6 校
学校支援地域本部が設置されている小中学校数	4 校	12 校



【伊野南小学校 放課後わくわく教室】



【神谷小学校 伝統文化クラブ(華道)】

施策 7 生涯にわたり子どもも大人もともに学び続ける環境の充実

①. 伝統芸能、文化財の保存・伝承活動の充実

◆目 指 す 姿◆

伝統芸能が継承され、町民が郷土の伝統と文化に誇りを持ち、地域に愛着を持って暮らし続けています。

貴重な文化財を保護・継承するとともに、新たな指定や登録等を目指して調査や手続きを進めています。

◆概 要 説 明◆

町民が、伝統芸能や文化財に触れ合う事により、豊かな心を育み郷土への愛着を持つ魅力ある地域づくりを進めるため、多様な芸術・文化活動を積極的に支援し、幅広い芸術・文化の振興を図っていきます。

また、貴重な伝統文化の継承や文化財の保護のため、歴史や文化の紹介等啓発活動を行い、町民の理解を深め一体となって保護・保全を進めていきます。

◆施 策 の 展 開◆

芸術・文化活動の推進

- ・町内の文化関係団体等と連携を図り、文化祭や各種イベント等を活用し町民が芸術文化に触れる機会を増やします。

また、本川地区の民俗資料等を展示した本川新郷土館の利用促進にも努めます。

文化財の保護・継承

- ・地元住民の減少や高齢化等により、伝統芸能の保護・継承が難しくなっているものもありますが、イベント等での情報発信や学校の地域学習等を活用し、伝統芸能を保存・継承する人材の育成や確保に努めていきます。
- また、関係団体とも連携を図り、必要な物に対して新たな文化財指定や補助的支援・無形文化財の映像化等官民一体となって保存に努めていきます。
- ・町内小学校社会科副読本「いののくらし」を活用した学習を推進し、町の文化や歴史に対する理解を深め、郷土愛を育む取り組みを進めます。

◆施策目標◆

数値目標項目	平成 27 年度	平成 33 年度
本川新郷土館利用者数	168 人	200 人
国・県・町の登録無形文化財の映像保存 (DVD 等半永久に残せる物)	14%	70%

②. 社会教育活動拠点施設の整備の充実

◆目指す姿◆

利用者が、安心・安全な施設で充実した社会教育活動を行っています。
災害発生時には、地域住民の避難所として、重要な役割を担っています。
町振興計画に基づき、施設の適切な維持管理が行われています。

◆概要説明◆

公民館の耐震化をはじめ、老朽化、情報化、多様な学習活動への対応等様々な課題に対処し、より効率的で適切な施設の維持・管理を図っていきます。

また、公民館等の社会教育施設は学びの場であるだけでなく、地域住民の集いの場所として機能しています。住民同士が伝統行事・地域おこし・社会奉仕活動等を通じて交流できるよう支援していきます。

◆施策の展開◆

施設の整備と利用促進

- ・公民館の耐震化事業を推進し、社会教育(体育)活動拠点施設の老朽化した設備や備品類は、計画的に改修及び更新を行い、利用促進に努めます。

◆施 策 目 標◆

数値目標項目	平成 28 年度	平成 33 年度
昭和 56 年 5 月以前に建築された町立公民館で耐震化対策が実施されている割合 ・対象公民館 伊野公民館、清水公民館、越裏門公民館 脇ノ山公民館	0%	75%
数値目標項目	平成 27 年度	平成 33 年度
社会教育活動拠点施設の利用者数 ・対象施設 伊野公民館、天王コミュニティセンター 吾北中央公民館、本川プラチナ交流センター	37,345 人	58,000 人
社会教育(体育)活動拠点施設の利用者数 ・対象施設 伊野体育館、総合運動場、吾北体育館 吾北運動場	62,522 人	63,000 人

③. 魅力ある学習機会及び情報の発信

◆目 指 す 姿◆

地域住民が、公民館等の事業や活動を通じて、教養を高めながら、それぞれのライフステージに応じた学びを行っています。

子どもたちが地域の中で、人、歴史、文化、自然とふれあい、郷土への愛着心を養うとともに生きる力を育んでいます。

社会教育施設が生涯学習に関する情報発信の中心となり、それぞれのニーズに応じた情報が得られています。

◆概 要 説 明◆

あらゆる世代の住民が、それぞれの目的や社会の新たな課題に応じて自由に学びの場や機会を選択し、生涯にわたり、いつでも、どこでも学び続けることができる環境づくりと地域の教育力の向上に努めます。

◆施 策 の 展 開◆

多様な学習機会の提供

- ・あらゆる機会をとらえて住民の学習ニーズを把握し、世代に応じた魅力的な講座を開催する等多様な学習機会を提供します。また、社会教育施設間の連携を密に

し、町内各地区の特色を生かした教室等の開催や情報の発信に努めます。

情報発信の充実

- ・社会教育施設関係職員の研修を充実させ、窓口対応や町広報紙及び HP を活用した情報発信の充実に努めます。また、生涯学習に係る地域人材を発掘・登録する「いの町学び場人材バンク」を作成し、住民の生涯学習活動の更なる促進に努めます。

社会教育団体の育成と支援

- ・地域の人材を活用した町社会教育の担い手を育成するため、各社会教育団体と連携・協力を密にし、その活動を支援していきます。

◆施策目標◆

数値目標項目	平成 33 年度
「いの町学び場人材バンク」登録者数	30 人

④. 家庭の教育支援の推進

◆目指す姿◆

保護者だけに無理のいかにないように地域で子育てを応援する子育て支援のネットワークづくりが進められ、保護者が安心して充実した家庭教育を行うことができています。

◆概要説明◆

子育てに不安や悩み等を抱えている方をしっかりと受容し、温かい寄り添いのもと適切な支援のできる人材を育成し、地域で見守り合い、気に留める大人が増えていくよう、子育て支援サークル等を育成、支援し、地域で子どもの成長を育くんでいけるようなくみづくりを整えていきます。

◆施策の展開◆

家庭教育に対する保護者の理解を深めるために、地域子育て支援センター・保育所・幼稚園・小学校・中学校の参観日や保護者会等の機会を利用し、専門の講師による講演会を開催し、ライフステージに応じた学習機会や学習情報の提供に努め、家庭の教育力の向上に努めます。

未就園児の保護者に対しては、子育て支援センター「ぐりぐらひろば」において相談活動や子育て講座等の機会を提供し、子育て家庭が育児に関する情報交換や子育てサークルに協力する子育てボランティアの育成、支援を行います。

◆施 策 目 標◆

数値目標項目	平成 28 年度	平成 33 年度
家庭教育学級参加者の意識変容があったと答えた参加者の割合		50%
子どもたちの育成に関わる支援者の数	17 人	25 人
利用者支援事業の実施	無	有

⑤. 総合型地域スポーツクラブや各種社会教育団体への支援の充実

◆目 指 す 姿◆

幅広い世代の人々が、それぞれの関心や技能に応じて様々なスポーツに主体的に参加し、親しんでいます。

総合型地域スポーツクラブをはじめとした各種関係団体の実施するスポーツイベント等の活動を積極的に推進し、多様なスポーツを通じて、多世代間の交流を深め、地域の健康水準を高めています。

行政が主催するスポーツ大会やイベントに参加するだけでなく、住民のニーズに対応したスポーツ活動が、各種社会教育団体を中心に行われています。

◆概 要 説 明◆

町民の誰もが、いつでも、身近なところでスポーツを継続して楽しめるよう、各世代に応じたスポーツに親しむことができる機会を提供します。

◆施 策 の 展 開◆

各種スポーツ・レクリエーション活動機会を提供する「総合型地域スポーツクラブ」をはじめとした団体に関する活動内容等の情報を、積極的に PR しながら、スポーツ活動への参加促進を図ります。

町が主催・後援する各種スポーツ大会の充実に努め、幅広い年齢層の方がスポーツに親しむことができる機会を提供します。

◆施 策 目 標◆

数値目標項目	平成 27 年度	平成 33 年度
総合型地域スポーツクラブ会員数	106 人	200 人
体育会会員数	886 人	950 人

⑥. 図書館機能の充実と読書活動の推進

◆目 指 す 姿◆

生涯学習施設のひとつとして、多くの住民が図書館を活用しています。

家庭・地域、園・学校と関係機関と図書館が連携し、子どもたちが自ら読書に親しめる環境が整備されています。

◆概 要 説 明◆

住民の知る自由を保障し、心豊かな暮らしと地域文化の振興に寄与することを目的に、施設や資料及び情報の整備充実に努め、住民が誰でもいつでもどこでも資料を利用できる全域サービスを目指します。

◆施 策 の 展 開◆

住民のニーズに沿った図書館サービスを展開するとともに、職員の資質向上を図り、
*レファレンスサービスの充実と利用者の要望に迅速かつ的確に対応できるよう努めます。

講演会や研修会等知的好奇心や学習意欲を喚起する機会を提供するとともに、住民主体の交流や学習の機会、地域文化活動の場としての活用を推進します。

いの町子ども読書活動推進計画に基づき、妊娠期から中学生まで途切れることなく発達段階に沿った支援を行い、子どもたちの読書習慣の形成と豊かな感性及び想像力の育成に努めます。

学校図書館、園、子育て支援センターをはじめとする関係機関や図書ボランティア等と連携し、読書支援活動の充実を図ります。

*図書館員が、利用者の求める情報あるいは資料を提供ないし提示することによって、調べ物等を援助する業務

◆施 策 目 標◆

数値目標項目	平成 27 年度	平成 33 年度
利用者数	21,228 人	22,000 人
貸出数	76,902 点	80,000 点

第5章 施策体系による具体的事業

【施策1. すべての子どもが輝く教育の推進】

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
【心をそだてる「みらいの町」推進事業】 1-①	・自尊感情や自己肯定感等の自己有用感が諸外国と比較すると低いです。 ・今後より一層進むグローバル社会において、他者と共存・協働していくための生きる力を育み、自己目標を達成するために必要な知識や技能や能力を習得することが必要です。 ・他者を理解し、適切な自己表現ができ、主体的・能動的な学習をしていくためにコミュニケーション能力を高めていくことが重要です。	○「菊池学園」の取組を実施します。 ・「菊池学級」 ・「教師塾 菊池寺子屋」 ・「教師のたまごセミナー」 ・「大人版 菊池学級」	○自尊感情が高く、他者と共存・協働することができる「生きる力」を育む教育が実践されています。 ○コミュニケーション能力を高め、主体的・能動的に行動できる子どもを育成する教育が実践されています。 ○子どもが自己実現のために必要な知識・技能・能力を習得するための教育が実施されています。 ・全国学力・学習状況調査質問紙調査結果において、以下を達成する。 「将来の夢や目標を持っているか」 小学校：90%以上 中学校：90%以上 「自分には良いところがある」 小学校：90%以上 中学校：90%以上 「物事を最後までやり遂げてうれしかったことがある」 小学校：100% 中学校：100% 「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある」 小学校：90% 中学校：90%
【小学生スポーツ教室】 1-②	・小学生を対象に、スポーツを通じて協調性やマナー、基本動作を学び、体力向上や子どもたちの健全育成の一助となるように実施しています。	○小学生がスポーツ活動を始めのきっかけづくりや体力向上を推進します。 ○陸上教室：通年で実施し、運動する楽しさを味わわせるとともに運動技能を高めます。	○小学生スポーツ教室の参加者数が延べ 700 人以上となっています。 ○小学生に関心のあるスポーツ教室を充実させ、参加したいと思えるような魅力あるスポ

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
		○小学生にとって関心のある、人気のスポーツ教室を企画して実施します。	一ツ教室が実施されています。
【学力・体力向上推進事業】 1-②	・自ら主体的・能動的に学習や運動に取り組む授業・教育が必要です。 ・知識教授型の一斉指導型の授業だけではなく、話し合い・学び合いのある授業への改善が必要です。 ・体力向上についての取組を他事業と連携しながら推進していく必要があります。	○標準学力調査によって基礎学力の定着状況を把握し、授業改善を推進します。 ○Q-U調査によって、児童生徒の自己有用感の高まりと学級集団づくりを高める取り組みを推進します。	○子どもが、自ら主体的・能動的に学習や運動に取り組む教育が実践されています。 ○取り組むべきことに一人でも頑張れる、また、みんなとも一緒に頑張れる子どもを育成する教育が実践されています。 ○困難や挫折があっても、あきらめずに乗り越え、回復できるレジリエンスの高い子どもを育成する教育が実践されています。 ・全国学力・学習状況調査及び質問紙調査において以下を達成 平均正答率 小学校：全国平均+5以上 中学校：+3以上。 「物事を最後までやり遂げてうれしかったことがある」 小学校：100% 中学校：100% ・全国体力・運動能力等調査のTスコアにおいて以下を達成 小学校：全国平均+3 中学校：全国平均
【放課後等における学習支援事業】 1-②	・基礎的・基本的な学力の確実な定着をはかるために、学校での個に応じた手立てと家庭学習習慣の確立が重要です。	○児童生徒の基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立を図ることを目的として、放課後や長期休業中の加力・補充学習を実施します。	○子どもが、自ら主体的・能動的に学習や運動に取り組む教育が実践されています。 ○一人でもするべきことに取り組むべきことを頑張れる、みんなとも一緒に頑張れる子どもを育成する教育が実践されています。 ・全国学力・学習状況調査及び

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
			質問紙調査において以下を達成 平均正答率 小学校:全国平均+5以上、中学校: +3以上。 「物事を最後までやり遂げてうれしかったことがある」 小学校:100% 中学校:100%
【いのっ子生活リズム・体力向上推進事業】 1-②	・休日に親子で体を動かす機会が少ないことや保育所・幼稚園等において、発達段階に応じた運動遊びを経験する機会の提供が求められています。	○幼児期の運動機会を増やすため、家庭・保育所・幼稚園等における幼児期の遊びを通した運動機会の充実を図ります。 「親子運動遊び教室の実施」	・保育所・幼稚園における「親子運動遊び教室」の実施率: 100%
【いの町人権教育推進事業】 1-③	・町民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分や他者を大切にし、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付ける人権教育の機会が少ない。	人権意識の正しい理解と認識を深めるため県が定めた*10の人権課題に沿った講演会や研修会の機会を提供します。 ○人権教育研修会の開催 *同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権	○自分や他者の人権について正しく理解し、お互いの人権を尊重し合い、互いに支え合う事ができる共生社会が実現できています。 ・講演会等参加者の意識変容があったと答えた受講者の割合60%以上。
【メディア教育推進事業】 1-③⑥	・現代社会において ICT 機器の活用は必要不可欠であるため、依存することなく利用・活用する能力、意思が必要です。 ・ICT 機器だけで情報収集するのではなく、新聞等の紙媒体を活用することも重要です。 ・学校・家庭・地域と行政が連携し、それぞれのライフステージにおける適切な情報活用、機器を活用する能力の育成が必要です。	○ICT機器を活用した授業等を実施できる環境を整備します。 ○NIEを推進し、児童生徒に新聞を読む習慣をつけます。 ○参観日・PTA 研修会等において、幅広い世代に向けての啓発活動を実施します。	○今後の情報化社会において、情報弱者にならないようメディアリテラシーを育成する取り組みが実施されています。 ○ICT 機器の活用と紙媒体(新聞・書籍等)のそれぞれの活用のバランスが取れた生活習慣を身に付けられる取り組みが実施されています。 ・全国学力・学習状況調査質問紙調査において、以下を達成。 平日のテレビ・ビデオ・DVD の視聴時間(2 時間以内) 小学校: 55%以下 中学校: 70%以下

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
			地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があるか 小学校：90%以上 中学校：95%以上 テレビやインターネットでニュースをみているか 小学校：90%以上 中学校：95%以上 新聞を読んでいる 小学校：70%以上 中学校：70%以上
【いのち育て事業】 1-④	・少子化や核家族化に伴い、人間関係が希薄化する中で、「命の尊さ」や自分や他人を大切に思う心を育むことが求められています。	○保育所・幼稚園 年長児が在園する全園を対象 親子の愛情を確認し、いのちの大切さを実感できる体験 「いのちのお話」 ○小学校(希望する学年) 助産師講演会「いのちの教育」 ○中学校 助産師講演会「いのちの教育」(2年生) 乳幼児ふれあい体験(2年生) 産婦人科医師講演会(3年生) 医学部学生とのグループワーク(3年生)	○命の尊さを実感し、自分や他人を大切にする心が育まれています。 ○町内すべての保育所・幼稚園・小学校・中学校で事業が実施されています。
【いの町道徳教育推進事業】 1-④	・グローバル化が進む中では、相手の意見を聴きながら、自己主張することが重要です。 ・道徳価値への気付き、道徳的実践力を身に付けるために、学校・家庭・地域・行政の連携が重要です。 ・自他の命がかけがえのないものであることを実感し、自他を大切にする心を育む取り組みが必要です。	○いの町道徳教育推進地区協議会における公開授業・情報交換等を実施します。 ○年 2 回道徳意識調査を実施することで児童生徒の実態を把握し、道徳の時間(平成 30 年度より、特別の教科 道徳)を中心として道徳的実践力を高めるため取り組みを推進します。	○ありのままの自分を受け入れ、相手もありのまま受け入れることができる自尊感情を高める取り組みが実施されています。 ○自分と他人との違いを認め、理解しようとする心、相手に近づこうとする心やエネルギーを培う教育が実践されています。 ○命の尊さを実感し、自分や他人を大切にする心が育まれています。

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
			・全国学力・学習状況調査質問紙調査において、強い肯定の割合が、以下を達成。 学校の規則を守っていますか 小学校：45%以上 中学校：67%以上 いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか 小学校：86%以上 中学校：80%以上
【特別支援教育充実推進事業】 1-⑤	・すべての児童生徒に対し、個々の実態に応じた合理的配慮がなされ、ユニバーサルデザインに基づく、支援・対応・指導が重要です。 ・就学時、進学時に、該当児童生徒や保護者の負担がないようスムーズな引き継ぎの実施が重要です。 ・誰もが安心して過ごせる保育・幼稚園、小・中学校であるために、先生と子ども、子ども同士の関係性の構築が重要です。	○就学、進学前の現状把握、視察、聞き取り等による合理的配慮の実施内容を検討していきます。 ○「引き継ぎシート」等の活用についての研修を実施します。 ○特別支援学級児童生徒交流会を実施します。	○すべての児童生徒に対し、個々の実態に応じた合理的配慮がなされ、ユニバーサルデザインに基づく、支援・対応・指導が実施されています。 ○就学時、進学時に、該当児童生徒や保護者の負担がないようスムーズな引き継ぎが、校種間で実施されています。 ○特別な教育的支援が必要な児童生徒と、周りの児童生徒がともに高め合う集団としての授業が実施されています。 ・発達障害の診断・判断のある児童生徒の「個別の指導計画」の作成率 小学校：100% 中学校：100% ・発達障害の診断・判断がある児童生徒に対する支援方法等の引き継ぎにおける「引き継ぎシート」の活用率 小学校：100% 中学校 100%
【IT講座】 1-⑥	・パソコン・ゲーム機・スマートフォンの普及により、個人が求める情報の収集と発信がより身近に、より便利になっている環境において、使い方や基本的な知識の格差が広がって	○IT講座…通年で実施 一般住民を対象として開催します。パソコンの基礎的な活用方法やインターネット関係におけるマナーやセキュリティについての説明や危険性の認	○社会教育分野でのメディア教育を推進し、住民のセキュリティ意識を高め、年齢を問わず安全に必要な情報が得られる環境となっています。

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
	いる現状となっています。	識を高め、安全なネット使用方法等の指導説明を行います。	
【キャリア教育の推進】 1-⑦	・学校・園、保護者、地域が連携を強化し、保育・教育環境の充実を図りながら、子どもたちの社会を生き抜く力を養成し、自尊感情を高めていくことが必要です。	地域の人材や民間の力、地域産業を生かし、発達段階に応じたキャリア教育を実施します。 ○マナー学習や伝統文化体験学習、地域防災学習等を実施します。 ○特色ある地域の文化や、独自の環境を生かした田植え、農作物の収穫等の体験活動を実施します。	○子どもたちが夢や希望を持ち、豊かな心も育まれ、自尊感情が高まっています。 ○子どもたちが発達段階に応じた社会性を獲得し、社会を生き抜く力が伸長されています。
【保育者の資質向上】 1-⑧	・子ども一人一人の特性や発達過程を理解し、指導力、実践力等専門的知識の修得が必要です。 ・各研修への積極的な参加を行い、資質向上に努めます。	○年に1回実施を必須とする保育者による園内研修を実施します。 ○高知県教育センター実施の各専門コースによる園外研修を実施します。 ○町研公開保育を実施します。 ○特別な教育的支援を必要とする子どもの加配保育者専門研修を開催します。	○子どもの利益を最善に考慮した乳幼児保育・教育の充実を目指します。 ○研修の充実が図られ、より専門性を高めることにより質の高い保育・教育を保障します。

【施策 2. チーム学校の構築】

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指すべき姿(到達目標)
【チーム学校構築推進事業】 2-①	・これまで、学校が直面する課題に対して、教員を研修等によって「多様化」「資質向上」をさせることで解決を図っています。 ・「チームとしての学校」の実現には、教員の「多様化」による対応には限界があり、教員の業務を見直し、それぞれの課題に応じた専門家が学校に関わりながら、対応していくことが必要です。	○教育特使等による経験の浅い教員(主に新規採用教員)への配置校研修を実施します。 ○町人材バンクの充実と活用促進します。	○教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る学校組織・研修体制が構築されています。 ○校長のリーダーシップの下、教職員や多様な専門性を持つスタッフがチームとして適切に役割分担され学校の教育力・組織力の向上が図られています。 ○教員が授業等子どもへの指導により一層専念できる環境が整えられています。
【学校事務体制の強化】 2-②	・学校事務における共同実施組織体制を整備し、事務職員の資質向上、業務の効率化等を図っています。 ・教職員の事務負担軽減や、事務職員未配置校への支援、若年教職員の育成、多忙感の解消等が急務となっています。	○事務職員の資質向上、業務の効率化、教員の事務負担軽減、事務職員の学校運営への支援・参画を図ります。 ○学校事務の企画調整機能を整備します。 ○共同実施による業務(教科書・就学援助・予算差引・預り金・備品管理等)の集約化します。 ○備品一括購入等、町全体を見通した効率的な予算執行管理を行います。 ○会計事務等の教員の負担軽減を目指します。 ○事務計画整備と校内研修の充実を図ります。 ○マニュアルの整備・更新します。 ○未配置校近隣事務職員の支援を実施します。 ○新規採用事務職員や若年者の育成体制を強化します。	○学校、教育委員会、事務職員に学校事務について安心が届けられています。 ○事務職員が高い職業モラルを持ち続けることができます。 ○学校事務の平準化が図られ、安定した学校事務が提供されています。 ○事務職員の資質向上が図られ、学校規模や経験年数による格差が解消されています。 ○若年事務職員、ミドルリーダーの育成が組織的に行われ、事務職員同士が育ちあい、力量が高まっています。

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指すべき姿(到達目標)
【町雇用教育関係職員の適正配置】 2-③	・学校や教員に求められる役割の増加に伴い業務量も増加し、教員が多忙化しています。 教員が児童生徒と向き合う時間の確保が難しくなり、また、個々の児童生徒の状況に応じた個別の対応が必要となっています。	○町教育関係職員として専門的スタッフ等を雇用し、その専門性を活用して学校における目標実現や課題解決を図ります。 ○スクールソーシャルワーカー、教育指導員、教育相談員等の専門的な資格や経験を有する職員を適正に配置します。 ○IT に精通した専門性を有する職員を適正に配置します。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対応する特別支援教育支援員を適正に配置します。	○教員と専門的スタッフ等が連携し、適切な役割分担がされています。 ○それぞれの専門性が活かされ、学校全体の組織力が向上しています。 ○学校支援や、児童生徒・保護者の課題解決が図られています。 ○教員は、授業等子どもへの指導に専念することができ、児童生徒と向き合う時間が確保できています。
【スクールソーシャルワーカー活用事業】 2-④	・教職員やスクールカウンセラーによる心理的な関わりだけでは解決できない保護者の抱えている要因や虐待等家庭環境が大きく起因しているケースが増えています。	○スクールソーシャルワーカーを小中学校に派遣し、いの町の小・中学校及びいの町在住の18歳未満の子どもに係る「児童虐待」や不登校、いじめ、問題行動等に対応し、児童生徒及び保護者や学校教職員の不安や悩みの支援に向けた相談業務に携わっています。	○児童生徒や保護者、教職員の不安や悩みが解消され、児童生徒の問題行動等の未然防止や改善につながっています。 ・スクールソーシャルワーカーの関わりによる問題の解決・好転率 50%以上 ・小中学校訪問支援延べ 140 件以上
【スクールカウンセラー派遣事業】 2-④	・学校現場では友だちと相互的な交流ができない、関わり方がわからないといった対人関係のトラブルにより不安を抱え支援の必要な児童生徒や学習に課題のある児童生徒、教育的配慮を有する児童生徒が増え、児童生徒の心のケアが課題となっています。	○小中学校に心理の専門家であるスクールカウンセラーを派遣し保護者、児童生徒に対して専門的な見地から、様々な悩みや不安に寄り添い、指導、助言による効果的な支援を充実します。	○児童生徒や保護者、教職員の不安や悩みが解消され、児童生徒の問題行動等の未然防止や改善につながっています。 ・スクールカウンセラー小中学校配置率 100%

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指すべき姿(到達目標)
【いの町相談支援体制の充実】 2-④	・不登校児童生徒、不登校傾向にある児童生徒が減少していません。 ・子どもへの愛情のかけ方がわからず、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が増え学校だけの関わり方だけでは支援が届かない状況にあります。	○*「はあとステーションいの」を開室し来所相談を実施します。 ○ペアレント・トレーニング研修を実施します ○教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の相談支援体制の組織的対応による不登校、いじめ、問題行動等児童生徒への初期対応を強化します。 *臨床心理士等が保護者の育児、教育に関する悩みや児童生徒自身のさまざまな悩みに対する相談活動	○相談支援体制の機能を強化することにより不登校、いじめ、問題行動等児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっています。 ・各小中学校への訪問支援20回以上 ・学校への支援会議への参加100%
【教育研究所との連携の強化】 2-⑤	・学校・園の教育上の諸問題について調査・研究・助言等を行い、教育の向上をめざし、チーム学校の構築に寄与していくことが必要です。	○各学校・園のニーズに合わせて教職員研修会の講師を招聘します。 ○指定校の校内研に参加し、ともに研修を進めていきます。 ○英語の教科化に向けてグループ研の充実を図ります。	○教職員研修が充実し、教職員の意欲も見られます。 ○学校と研究所の連携が深まり共に研究を推進しています。 ○英語の教科化としての取組がスムーズに行われています。
【業務適正化推進事業検討委員会】 2-⑥	・これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育への転換が求められ、より複雑化、困難化した課題に対応できる「次世代の学校」を実現するため教育環境の改善が必要です。 ・長時間労働の状況を改善し、教員が子どもと向き合う時間を確保するための改善方策が必要です。	○教育委員会事務局内に業務適正化推進委員会を設置し、改善実施業務を検討します。	○教員の長時間労働が改善され、教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境整備されています。

【施策 3. 子どもたちのよりよい育ちへの支援】

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
【地域子育て支援センター事業】3-①	・母子の愛着形成や自尊感情の育ちのため、妊娠期から子育て世代への切れ目のない支援が必要です。 ・産後直後から母の心身を支える予防的な支援を推進しています。(うつや虐待、児の発達障害の様相) ・育児困難な家庭への連携支援をしています。 ・親子に寄り添う支援者の育成の必要があります。 ・地域ぐるみの子育て支援体制づくりが必要です。(地域、行政、子育て支援センター)	○妊娠期から子育て世代への切れ目のない支援を実施します。 ・妊娠期(胎児期)からの利用促進と親子に寄り添う予防的支援 ・産前産後のママたちのひろば「ぐりぐら♡ほっとルーム」 ・妊娠期から子育て世代の交流、学びの場(なないろはぁと) ・相談対応、家庭訪問 ・利用者支援事業 ・保護者会活動・ボランティアの育成支援 ・次世代育成支援(中高大生の乳幼児ふれあい体験) ○他機関との情報共有、連携支援を図ります。	○妊娠期から子育て世代への切れ目のない包括的な支援が行われています。 ○一人一人の子どもの心に安全基地(親子の愛着関係)がつくられ、心身ともに豊かな子どもが育っています。 ○地域で子育てを互助する力が育まれ、地域ぐるみの子育て支援体制が図られています。
【スクールソーシャルワーカー派遣事業(就学前)】3-①	生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加しています。	就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう生活環境や生活改善に向けた支援を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して実施します。	○就学前の子どもが円滑に小学校に入学でき生活環境や生活改善が図られています。 ・園訪問延べ 50 回以上
【乳児家庭全戸訪問事業】3-①	・産後は、保護者が心身ともに不安定になり、育児不安が高まる時期です。 ・産後、速やかに家庭訪問を行い現状把握が必要です。	○産後不安が高まる時期に、子どもの成長発達、産婦の体調、家庭環境等を含め確認、必要な保健指導を実施します。 ○子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスや、養育支援につなげます。	○対象者が必要な情報を取得し、また必要なサービスにつながることで、産後の育児不安が早期に緩和され、安心した子育てができます。

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
【放課後児童健全育成事業】 3-②	・放課後の子どもたちの安全な居場所づくりを目的として、放課後児童クラブを開設し、児童の見守り及び健全な育成に努めています。 ・放課後児童クラブにおいて、児童への対応や、学校との連携、支援員の人材育成が急務となっています。	○児童クラブが子どもや保護者にとって、安全・安心な生活の場(居場所)となれるように、支援の質を高め、行き届いた健全育成を図ります。 ○主任支援員を中心に、小学校、教育委員会と連携を深め現状の課題を解決するための学習会や研修会を実施します。 ○直営では行き届かないきめ細やかな支援を行うため、外部の運営委員会等に事業を委託し、サービスの向上に努めるとともに、地域の協力を得ながら児童への見守り体制を強化します。	○平成33年度までに、放課後児童クラブ事業の外部委託数が、4ヶ所となっています。 ○放課後児童クラブの事業を運営委員会等へ委託することにより、それぞれの児童クラブが特色のある運営を行ない、子どもや保護者にとって安全・安心な第二の家庭となっています。 ○支援員が、小学校や教育委員会と情報共有を進め、学習会や研修会で培った専門知識を活用し、日々状況が変化する児童に対して切れ目のない対応ができています。 ○地域の協力を得ながら、児童への見守り体制の強化を図られています。
【放課後子ども教室推進事業】 3-②	・すべての子どもたちが、放課後等に安全・安心に過ごす居場所の環境づくりが求められています。 ・放課後子ども教室の総合的な調整を担うコーディネーターの確保や育成が課題となっています。 ・学力の定着に向けて、放課後等に学習支援をする環境が求められています。	○学校の空き教室や社会教育施設を子どもたちの放課後等の居場所づくりに活用し、多様な体験・交流・学習活動を推進します。 ○県・町の人材バンク等を活用し、コーディネーターや教育活動推進員等の人材確保に努めています。 ○各子ども教室に有資格者(教員免許等)の教育活動推進員を配置し、子どもたちの学力の定着に努めています。	○希望する各小学校区において、安全・安心な放課後の居場所づくりが行われ、多様な体験活動や学習活動が行われています。 ・放課後子ども教室における学習支援の実施率：80%以上
【いのっ子生活リズム・体力向上推進事業】 3-③	・子どもたちの基本的生活習慣の定着に向けて、保護者への継続的な啓発が必要です。	○早ね早おき朝ごはん県民運動の推進のため、基本的生活習慣や家庭学習等の状況を親子で点検する生活リズムチェックカードの活用を促します。 ○生活リズムチェックカード	・生活リズムチェックカード実施率：100% ・生活リズム名人認定者数500人以上/年 ・平均睡眠時間の向上 - 保育所・幼稚園：10時間以上

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
		はすべての保育所・幼稚園・小学校で配布します。	小学校：9 時間以上 中学校：8 時間以上 ・朝食を毎日食べている割合 保育所・幼稚園：95% 小学校：96% 中学校：93% (アンケートにより調査)

【施策 4. 保育・教育環境の充実】

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
【保育所・幼稚園・小学校・中学校等の連携による質の高い乳幼児保育・教育の充実】 4-①	・保育所、幼稚園、小学校間で教育内容の理解を深め合い、指導方法の工夫や改善を図ることが必要です。	○プール等の各交流行事の実施により、子ども同士の交流が進むような環境設定を拡充します。 ○教育の目標・内容・方法の改善が図られるための、保幼小接続期カリキュラムを作成します。	○積極的な連携によって、教職員の相互理解が深まるとともに、子どもは生活の変化により適応しやすくなっています。
【保育者の適切な配置】 4-②	・働く保護者が増え、保育所については、利用希望者は増加傾向であるが、入園保留となることのないよう、人材を確保し、乳幼児の受け入れ体制を整えることが必要です。 ・増加傾向にある特別な教育的支援を必要とする子どもには、発達過程を把握し、適切な援助ができる専任の職員の配置が必要です。	○臨時職員の早期募集による、よりよい人材確保します。 ○研修への積極的な参加による保育者不在時のためのフリー保育士及び代替・短時間勤務保育者を配置します。	○配置基準以上の職員の確保が図られ、乳幼児期における質の高い教育・保育の維持、向上が行われています。 ○特別な教育的支援を必要とする子どもに関わる職員は、専門研修により資質の向上を図り、発達過程に応じた 1 対 1 の保育が行われています。
【山村留学事業】 4-③	・地元の児童生徒数が減少している中、学校規模の縮小を防ぐためには、山村留学生の確保が重要です。	○山村留学制度の情報発信に努め留学生の確保をします。 ○施設の古くなった機器の更新や老朽化した部分の改修を計画的にすすめ環境の改善を図ります。	○引き続き学校が存続し、生徒・教職員の確保により、地域活性化につながっています。

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
【学 校 訪 問・交流合同授業、異年齢・異校種間交流及び学校間連携事業】 4-③	・学校訪問・交流合同授業やその他連携事業等を通じて、学校生活・学習環境の充実や人々との絆・つながりが深まっていますが、今後は、児童生徒数の減少にあわせた取組の広がりが必要です。	○園、小規模校同士の訪問による交流や合同授業を実施します。 ○保・幼・小・中合同運動会や合同修学旅行等の連携事業を実施します。 ○小中学校の園訪問活動や、田植えや畑作り等を通じた吾北分校と小中学校との異年齢・校種間交流を実施します。	○学校生活・学習環境の充実が図られています。 ○人と人との絆、つながりが深まり、郷土愛を培う心豊かな教育活動ができています。
【保育所・学校施設の耐震改修等施設整備】 4-④	・教育施設・児童福祉施設の耐震化を進めています。 ・施設全体の約8割が、建築後30年を経過し老朽化が著しくなっており、今後、効率的に適切な維持管理を図るための長寿命化対策が必要となっています。 ・施設の防犯対策やバリアフリー化、環境への配慮や温暖化に伴う普通教室へのエアコンの設置、また、トイレの洋式化等の様々な課題に対応した学習環境の整備が必要となっています。	○子ども達が、多くの時間を過ごし、また、災害時には、地域住民の防災拠点となる施設の環境整備や維持・管理に努めます。 ○各学校の老朽化に伴う対策として、長寿命化計画を策定して様々な課題に対処しています。	○子どもたちが、安全・安心な施設で快適に過ごしています。 ○学校施設においては、災害発生時の地域住民の避難所として重要な役割を担っています。 ○学校ごとの長寿命化計画を策定し、学校施設の適切な維持管理が行われています。
【休校・休園中施設、教育施設の活用】 4-⑤	・休校学校施設は避難場所やヘリポート基地として防災拠点に位置付けされ、また、地域行事をはじめスポーツ少年団、子ども会、成人団体等に利用されています。 ・学校施設を民間の活動も含めた形で恒常的に活用するためには休校ではなく、廃校とし教育財産から普通財産に移行する必要があります。	○休校学校施設は、地域住民にとっては身近な公共施設でもあることから関係者とともに連携を図り、施設の維持修繕等に努め、地域での防災やコミュニティとしての施設や民間活用等、創意工夫により有効利用について協議していきます。	○休校学校施設が、地域の実情や需要に応じて活用されています。

【施策 5. 厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実】

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
【教育支援センターの支援体制の強化】 5-①	・不登校児童生徒、不登校傾向にある児童生徒が減少していません。 ・子どもへの愛情のかけ方がわからず、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が増え学校だけの関わり方だけでは支援が届かない状況です。	スクールソーシャルワーカーを教育支援センターに配置し教育研究所、教育相談員とともに、チームとして学校へ関われるよう支援体制を拡充し、不登校、いじめ、問題を動等早期発見、早期支援に努め、児童生徒への初期対応を強化しています。	・不登校の児童生徒の新規発生率の減少率 ・小学校：0.10%以内 ・中学校：0.50%
【養育支援訪問事業】 5-②	・妊娠期から乳幼児期を通し、保護者自身や子どもの心身の問題等、子育てに不安を抱えている保護者がいます。	○養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が訪問支援を行います。 ○要保護児童対策地域協議会や児童相談所等と連携し、個別ケース検討会議を行います。	○虐待行為の予防や、再発防止のため、いつでも気軽に相談に応じられる体制を確保しています。 ○専門職や訪問支援者を確保し、きめ細かな支援を行うことができます。
【子育て短期支援事業】 5-③	・平成 26 年度以降利用はありません。 ・子どもや保護者の相談対応する機関が、必要な状況を把握することが必要です。	○保護者の疾病等の社会的な理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった 18 歳未満の子どもや、経済的な理由により緊急一時的に保護することが必要となった母子を養護施設等において、一定期間養育及び保護しています。	○子どもや保護者の相談対応する機関が必要な状況を把握し、情報提供を行っている。利用申請時には的確かつ迅速に対応できています。 ・緊急時に備えて利用日数を確保しています。
【相談体制の充実】 5-③	・子どもは家庭内で困窮していることについてなかなか周囲に相談できない状況です。	○学校・相談支援チーム・行政・地域等が連携し、経済的困難を抱える家庭やひとり親家庭等への相談援助を行っています。	○子どもが充実した生活を送ることができています。 ○希望をもって進学や就職等を選択することができています。 ○貧困等生活困窮に関わる機関が連携し、協議する場ができています。

【施策 6. 地域との連携・協働体制の構築】

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
【学校支援地域本部事業】 6-①	・家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、地域社会全体で教育に取り組む体制の構築が求められています。 ・人口減や高齢化が進む中、学校を支援する人材の育成・確保が必要です。	○学校と地域が対等なパートナーとして協働する視点を持ち、学校教育の充実や地域教育力の向上に資する活動を行います。 ・図書の整理や読み聞かせ、校内の環境整備、学校行事の運営支援、登下校の安全指導等	○多様な学習・体験活動が展開され、学校教育の充実や地域教育力の向上が図られています。 ○地域住民が学校の活動に関わることにより、子どもたちの規範意識やコミュニケーション力の向上が図られています。 ・学校支援地域本部が設置されている小中学校数：12校
【コミュニティ・スクール導入等促進事業】 6-①	・家庭や地域の教育的ニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、保護者や地域住民から信頼される学校づくりを行う必要があります。 ・地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めるために、地域住民の学校運営への参画を促進する必要があります。	○学校と地域社会の協働による教育活動の充実に努め、学校運営協議会やボランティア組織を継続的に発展させるための担い手や後継者の育成を実施します。 ○地域コーディネーターと連携して、ボランティア組織の拡充を行うと同時に、地域の人材が学校で活動できる取り組みを充実しています。	○地域住民の学校運営への参画が促進され、特色ある学校づくりが行われています。 ・学校運営協議会が設置されている小中学校数：6校

【施策 7. 生涯にわたり子どもも大人もともに学び続ける環境の充実】

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
【いの町無形文化財映像保存事業】 7-①	・いの町内には国・県・町の登録無形文化財が7件(ウ飼い技術を除く)現存しているが、中には少子高齢化等により保護・継承が懸念される文化財があります。	○DVD等記録メディアに映像保存して残す事により、貴重な無形文化財の保護を促進し、資料としての活用を目指します。	○各年度1件を目途に平成33年までに7件中5件以上の映像化を目指します。 ○保存された映像については、資料として保管しつつ、これからの伝承活動や広報活動等にも活用し、保護・継承に繋げていきます。

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
【公民館耐震化事業】 7-②	・昭和 56 年 5 月以前に建築された建物で、耐震化事業が実施されていない町立公民館が 4 館あり、利用者が安心・安全な施設で充実した社会教育活動が行われることが求められています。 対象公民館：伊野公民館、清水公民館、脇ノ山公民館、越裏門公民館	○耐震診断・耐震補強工事を実施します。	○充実した社会教育活動が行える施設となり、利用者数が増えています。 ・町立公民館における耐震化事業の実施率：75%以上
【「いの町学び場人材バンク」事業】 7-③	・講座等を開催するのに講師の情報が不足しているため、魅力ある学習機会を継続して提供することに困難が生じています。 ・住民の学習活動を支援できる情報が、社会教育施設を中心に発信していくことが求められています。	○広報等により、主に町内在住で知識や技能のある方を募集し(人材発掘)、「教えたい!」「学びたい!」という関係をつなぎ、よりよい学びの機会を増やしていきます。	○多くの学びの機会を増やし、学びたい人と教えたい人とのつながりを深め、講座や教室の内容をより魅力あるものになっています。 ・「いの町学び場人材バンク」登録者数を 30 人以上
【生涯学習講座 町民講座 夏休み子ども教室】 7-③	・講座や教室を開催した際の参加者が特定の地域や年齢に偏っている傾向があり、町内全域から幅広く参加者が集える学習機会の提供が求められています。 ・人気のある講座や教室の場合、参加したい希望があっても、対応できる人数に限度があり、すべての人の希望に対応できていない状況があります。	○生涯学習講座…各時期により実施(春・秋・冬) ・町内に在住もしくは町内で勤務している成人対象で開催。 ○町民講座「いの元気塾」…通年で実施 ・町内在住者対象。心身ともに豊かな生活を送れるよう、また参加者同士の交流とふれあいを大切にする学習の場として開催。 ○夏休み子ども教室…夏休み中に実施 ・町内全児童対象。他の学校の児童との交流の場や夏休みの宿題の手助けやヒントを与える場にもなっている。体験活動やキャリア教育的な内容も行っている。	○地域住民が、公民館等の事業や活動を通じて、教養を高めながら、それぞれのライフステージに応じた学びを行っています。 ○子どもたちが地域の中で、人、歴史、文化、自然とふれあい、郷土への愛着心を養うとともに生きる力を育んでいます。

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
【利用者支援事業】 7-④	・核家族化や地域社会との関係の希薄化によって、協力者や相談相手のいない、地域社会から孤立した子育ての状況があります。	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施します。 (子育て支援センター)	○平成 33 年度までに利用者支援事業を立ち上げます。 ○子育てについて相談できる機会が増加し家庭の教育力が向上しています。
【子育て支援サークル等を育成、支援】 7-④	・核家族化や地域社会との関係の希薄化によって、協力者や相談相手のいない、地域社会から孤立した子育ての状況があります。	○妊娠期からの予防的支援と地域ぐるみの温かな見守りや子育て支援を目指して、ボランティアによる育児支援員を育成します。	○子育てについて相談できる機会が増加し家庭の教育力が向上しています。
【家庭教育支援基盤形成事業】 7-④	・子育てに悩みや不安等を抱える保護者が多く、家庭教育学級の開催等保護者向けの学習機会の提供が求められています。	○地域子育て支援センター・保育所・幼稚園・小学校・中学校の参観日や保護者会等の機会を利用し、専門の講師による講演会を開催することにより、家庭の教育力の向上に努めます。	○地域の実情に応じた取り組み等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増加し、家庭の教育力が向上しています。
【社会体育推進事業】 7-⑤	・住民がスポーツ活動に親しめるように、NPO 法人いのスポーツクラブやいの町体育会等と連携し、町内体育施設を活用した様々なスポーツイベントの企画・運営を行っています。 ・各スポーツイベントでも、参加者の固定化や減少が見られ、運営方法や組織の見直しが必要となっています。	○総合型地域スポーツクラブをはじめとした団体が実施するスポーツイベント等の情報を積極的に提供し、住民が関心のあるスポーツへ参画する機会を増やします。 ○町が主催・後援する各種スポーツ大会の充実に努め、幅広い年齢層の方がスポーツに親しむ機会を提供します。 ・少年野球大会 ・中学生野球大会 ・少年相撲大会 ・ミニバスケットボール大会 ・新春ふれあいマラソン大会 ・吾北駅伝大会 ・酸欠マラソン大会	○住民が様々なスポーツに関する情報を各種メディアから得ることにより、関心のあるスポーツ活動に参画でき、多世代間の交流を深め、地域の健康水準が高まっています。 ・総合型地域スポーツクラブ会員数：200 人 ・体育会会員数：950 人

事業名称	現状(課題)	事業概要	目指す姿(到達目標)
【図書館事業】 7-⑥	・住民の生涯にわたる自主的な学習を支えるために、施設や資料の整備充実を図り「誰でも・いつでも・どこでも」図書館サービスを受けられる体制づくりと、多様な学習機会の提供が必要です。 ・子どもたちの読書習慣の形成と豊かな感性及び想像力の育成のために、妊娠期から中学生まで途切れることなく発達段階に応じた読書支援を行うことが必要です。	○図書館機能の充実 ・資料及び情報の収集と提供 ・広報活動の強化 ・住民ニーズに沿ったサービス計画の推進 ・職員の資質向上 ・レファレンスサービスの周知と充実 ・講演会、研修会の開催 ・移動図書館バスの定期巡回 ・遠隔地図書室の支援 ○子ども読書活動の推進 ・年齢に応じたおはなし会の開催 ・保育・幼稚園への職員派遣 ・幼保小へのストーリーテリング講師派遣 ・プレママほっとルーム・ぐりぐらひろば・乳幼児健診への「本との出会い推進員」派遣と配本 ・ブックスタート(4ヶ月児対象)の実施 ・全小中学校図書室への「本との出会い推進員」派遣による学校図書館支援 ・のぞみ教室への職員派遣 ・教員の要望に沿った学習用図書の貸出 ・移動図書館バスの園・学校巡回	○多くの住民が図書館を活用し、暮らしや仕事、地域の課題解決に役立っています。 ・利用者数 22,000 人／貸出数 80,000 点 ○家庭・地域、園・学校、関係機関と図書館が連携し、子どもたちが自ら読書に親しめる環境が整備されています。

第6章 推進体制

【1. 計画の推進体制】

本計画の推進は教育行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・その他関係機関等との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

【2. 計画の進捗状況の管理・評価】

本計画に基づく施策を推進するため、「いの町教育振興基本計画推進会議」において、進捗状況を管理・評価します。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度、実施状況等について点検・評価を行うとともに、その進捗状況についてホームページ等で周知を図ります。なお、当初の計画に対して変更がある場合には、計画の見直しを検討します。

第7章 資料

【参考資料 1】

いの町教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 いの町において、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する計画(以下「いの町教育振興基本計画」という。)を策定するため、いの町教育振興基本計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) いの町教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 検討委員会は、教育に見識のある者、学校関係者により15名以内で構成し、教育長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は、いの町教育振興基本計画決定の日までとする。
- 3 検討委員会には委員長1名、副委員長1名を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により定める。
- 5 副委員長は、委員長が指名する。
- 6 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討委員会)

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者に出席を求め、資料の提出や意見、説明、その他の協力を求めることができる。

3 委員会は公開とする。ただし、出席した3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、いの町教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成22年12月21日から施行する。

附 則(平成23年12月19日教委告示第6号)

この告示は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日教委告示第 4 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日教委告示第 4 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

【参考資料 2】

いの町教育振興基本計画検討委員会名簿

関係機関	職	氏名	委嘱・任命
スポーツ推進委員会	スポーツ推進委員会 委員長	青地 三男	委嘱
文化財保護審議会	文化財審議委員会委員長	石川 洋一	委嘱
図書館運営委員会	図書館運営委員	榎本 洋	委嘱
伊野南小中学校 運営協議会	伊野南小中学校 運営協議会委員	大嶋登喜子	委嘱
園長会	天神保育園園長	澁谷 順子	任命
社会教育委員会 兼公民館運営審議会	社会教育委員会委員長	高瀬 科子	委嘱
教育研究所・ 教育支援センター	教育研究所所長 教育支援センター室長	田村 光機	任命
学識経験者	学識経験者	筒井 秀憲	委嘱
子ども・子育て会議	枝川幼稚園・枝川保育園長 子ども・子育て会議委員	中嶋 早苗	任命
公募委員	公募委員	中野登志子	委嘱
校長会	吾北中学校校長	鍋島 智	任命
高知県教育センター 中部教科研究センター	高知県教育センター 中部教科研究センター指 導アドバイザー	水田 春寿	委嘱
公募委員	公募委員	宮上 知史	委嘱
民生委員児童委員 協議会連合会	民生委員児童委員協議会 連合会主任児童委員	宮田 幸子	委嘱
小中学校 PTA 連合会	小中学校 PTA 連合会会長	吉川 隆司	委嘱

(50 音順)

*所属・役職は委員就任時点

【参考資料 3】

いの町教育振興基本計画策定ワーキングチーム設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第 2 項に基づきいの町教育振興基本計画(以下「計画」という。)を総合的かつ円滑に推進するため、いの町教育振興基本計画策定ワーキングチーム(以下「チーム」という。)を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 チームは、いの町教育振興基本計画検討委員会設置要綱(平成 22 年いの町教育委員会告示第 8 号)に基づき設置される検討委員会が策定する計画の素案を策定する。

(構成員)

第 3 条 チームは、次の各号に掲げる所属等の職員で、当該所属等の長が推薦する者をもって組織する。

(1) 教育委員会事務局

(2) 吾北教育事務所

(3) 本川教育事務所

(4) 教育支援センター

(5) 教育研究所

(6) 図書館

(7) 教頭・主幹教諭会

(8) 主任・教頭会

(9) ほけん福祉課

(チーム長及び副チーム長)

第 4 条 チームに、チーム長及び副チーム長を置く。

2 チーム長は教育委員会事務局から 1 名、副チーム長はその他の所属等のチーム員の中から 1 名選出する。

3 チーム長は、会議の議長となり会務を統括する。

4 副チーム長は、チーム長を補佐するとともに、チーム長に事故があるときは、会議の議長となり会務を統括する。

(会議)

第 5 条 チームの会議は、チーム長が必要に応じて招集する。

2 チーム長は、必要があるときは、関係職員等の出席を求めることができる。

(任期)

第 6 条 チーム構成員の任期は、計画策定終了までとする。

(庶務)

第7条チームの庶務は、教育委員会事務局において行う。

(その他)

第8条この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関して必要な事項は、チーム長がチーム構成員と協議して定める。

附則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

【参考資料4】

いの町教育振興基本計画検討委員会等経過

いの町教育振興基本計画検討委員会開催日

第1回平成28年7月28日(木)

第2回平成28年9月30日(金)

第3回平成28年11月21日(月)

第4回平成29年2月23日(木)

教育委員会及び総合教育会開催日
(意見聴取)

平成29年2月22日(水)

いの町教育振興基本計画策定ワーキングチーム会開催日

第1回平成28年5月31日(火)

第2回平成28年7月12日(火)

第3回平成28年8月9日(火)

第4回平成28年8月19日(金)

第5回平成28年9月16日(金)

第6回平成28年9月20日(水)

第7回平成28年10月28日(金)

第8回平成28年11月10日(木)

第9回平成29年1月24日(火)

意見公募実施期間

平成 28 年 12 月 19 日(月)～平成 29 年 1 月 17 日(火)

【参考資料 5】

参考文献

平成 25 年度「我が国と諸外国の若者意識に関する調査」
平成 25 年 TALIS(国際教員指導環境調査)
平成 27 年 8 月 26 日教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)
平成 25・26・27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果
平成 28 年度全国学力・学習状況調査結果
平成 27 年度全国体力・運動能力等調査結果

引用文献

第 2 期高知県教育振興基本計画
平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会答申
厚生労働省ホームページ

第 2 次いの町教育振興基本計画

発行：いの町教育委員会

発行年月日：平成 29 年 2 月

〒781-2192 高知県吾川郡いの町 1700 番地 1

TEL：088-893-1922

FAX：088-893-2121